

令和2年（2020）版

建築法規の

過去問題集



©東日本建築教育研究会(2004—2020)

◆まえがき

この『建築法規の過去問題集』は、実際の建築士試験問題（1級及び2級）の原則、過去5年間分の問題の中から「制度規定」、「単体規定」、「集団規定」、「その他法令」の4つに分類し、それぞれ25問ずつ高校生に合うと思う問題を選び出し、解説をつけてあります。また、平成21年版より「2級建築施工管理技術検定（学科）（法令関係）」の内容も加筆しております。「建築法規」の教科書で概要をつかみ、「建築法規学習ノート」でより具体的に理解し、この問題集で5択問題又は4択問題に取り組み、内容を正確に判断し確実な知識を身に付けましょう。

また、択一問題といえども1肢ずつその文章が何故に正しいのか或いは誤っているのかを法令集で確かめることが実力アップへの近道です。

◆編集について

この『建築法規の過去問題集』は、1ページ中に「問題」・「解説」・「解答」を収めており、問題に取り組んだ後に解説・解答と照合し、その場で法令を参照することで、より効果的な学習を行うことができます。

なお、この『建築法規の過去問題集』は、「令和2年1月1日現在の施行法令」に基づいて編集しました。どうぞ有効に活用して下さい。



目次

		(ページ)		
◎	制度規定	1	～	25
◎	単体規定	26	～	50
◎	集団規定	51	～	75
◎	その他の関係法令	76	～	102
◎	2級建築施工管理技術検定 (法令関係)	103	～	151

※設問中、左の数字は出題年度(19年度)と級(1級)を表しています。

(例) 17-1 【10】 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

※本書においては、法令等の名称を次のように略称を用いています。

- ・ 建築基準法 → 法
- ・ 建築基準法施行令 → 令
- ・ 建築基準法施行規則 → (則)
- ・ 建築士法 → 士法
- ・ 建築士法施行規則 → (士則)
- ・ 建設業法 → 業法
- ・ 建設業法施行令 → 業法(令)
- ・ 消防法施行令 → 消防法(令)
- ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律 → 品確法
- ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 → 長期優良住宅促進法
- ・ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 → 住宅瑕疵担保履行法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 → バリアフリー法

- 22-2 【1】 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 「大規模の修繕」及び「大規模の模様替」は、「建築」に含まれる。
 - 2) ボーリング場の用途に供する建築物は、「特殊建築物」である。
 - 3) 建築物の自重及び積載荷重を支える最下階の床版は、「構造耐力上主要な部分」である。
 - 4) その者の責任において、建築物の建築工事の実施のために必要な図面（原寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書を作成することは、「設計」である。
 - 5) 「遮炎性能」とは、通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。

解答

- 【1】
- 1) 法第2条第1項第十三号（建築）、法第2条第十四号（大規模の修繕）、法第2条第十五号（大規模の模様替）より、**誤り**。
 - 2) 法別表第1（い）欄（3）項、令第115条の3第1項第二号より「その他これらに類するもの」および法第27条（耐火建築物等としなければならない特殊建築物）より、**正しい**。
 - 3) 令第1条第1項第三号（構造耐力上主要な部分）より、**正しい**。
 - 4) 法第2条第1項第十号（設計）、土法第2条第5項より、**正しい**。
 - 5) 令第109条の2（遮炎性能に関する技術的基準）より、**正しい**。

答 1

- 23-2 【2】 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 老人福祉施設の用途に供する建築物は、「特殊建築物」である。
 - 2) 地震の震動を支える火打材は、「構造耐力上主要な部分」である。
 - 3) 建築物に設ける消火用の貯水槽は、「建築設備」である。
 - 4) コンクリートは、「耐水材料」である。
 - 5) 住宅の屋根について行う過半の修繕は、「建築」である。

解答

- 【2】
- 1) 法別表第1(イ)欄(2)項、令第115条の3第1項第一号より「その他これらに類するもの」および令第19条第1項より、**正しい**。
 - 2) 令第1条第1項第三号(構造耐力上主要な部分)より、**正しい**。
 - 3) 法第2条第1項第三号(建築設備)より、**正しい**。
 - 4) 令第1条第1項第四号(耐水材料)より、**正しい**。
 - 5) 法第2条第1項第十三号(建築)、第十四号(大規模の修繕)より、**誤り**。

答 5

24-1 【3】 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

- 1) 学校、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場は、非常用の照明装置の設置に関する規定における「学校等」に該当する。
- 2) 電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものを、「プログラム」という。
- 3) 土地に定着する観覧のための工作物で、屋根を有しないものは、「建築物」に該当しない。
- 4) 特定都市河川浸水被害対策法第8条並びにこの規定に基づく命令及び条例の規定で、建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。

解答

- 【3】
- 1) 令第126条の4（非常用照明装置の設置）第三号は、令第126条の2（排煙設備の設置）第1項第二号と同じであり、**該当する**。
 - 2) 法第2条第三十四号（プログラム）により、**正しい**。
 - 3) 法第2条第一号（建築物）カッコ書により、**該当しない**。
 - 4) 令第9条第十六号により、**該当する**。

答 3

27-2 【4】 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、**正しいもの**はどれか。

- 1) 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さが1 m 以上のものは、「地階」である。
- 2) 木造2階建住宅において、土台の過半について行う修繕は、「大規模の修繕」である。
- 3) 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能を、「準防火性能」という。
- 4) 避難上有効なバルコニーがある階は、「避難階」である。
- 5) 住宅に付属する門及び扉で幅員4 m の道路に接して設けられるものは、「延焼のおそれのある部分」に該当する。

解答

- 【4】
- 1) 令第1条第1項第二号（地階）より、**誤り**。
 - 2) 法第2条第1項第十四号（大規模の修繕）より、**誤り**。
 - 3) 法第23条（外壁）より、**誤り**。軒裏は含まれない。
 - 4) 令13条第1項第一号（避難階）より、**誤り**。
 - 5) 法第2条第1項第一号（建築物）より建築物であり、第六号（延焼のおそれのある部分）より**正しい**。

答 5

- 28-2 【5】 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 障害者支援施設の用途に供する建築物は、「特殊建築物」である。
 - 2) 建築物に設けるボイラーの煙突は、「建築設備」である。
 - 3) 地下の工作物内に設ける店舗は「建築物」であるが、鉄道のプラットフォームの上家は「建築物」ではない。
 - 4) 建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支える壁や筋かいは、「構造耐力上主要な部分」である。
 - 5) 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼の抑制に一定の効果を発揮するために外壁に必要とされる性能を、「防火性能」という。

解答

- 【5】
- 1) 令第19条第1項より児童福祉施設等に該当し、法第2条第1項第二号（特殊建築物）より、**正しい**。
 - 2) 法第2条第1項第三号（建築設備）より、**正しい**。
 - 3) 法第2条第1項第一号（建築物）およびカッコ書きより、**正しい**。
 - 4) 令第1条第1項第三号（構造耐力上主要な部分）より、**正しい**。
 - 5) 法第2条第1項第八号（防火構造）より、「軒裏」が対象とされていないため**誤り**。

答 5

- 25-2 【6】 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 構造上重要でない間仕切壁は、「主要構造部」ではない。
 - 2) 風圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支える火打材は、「構造耐力上主要な部分」である。
 - 3) 避難上有効なバルコニーがある階は、「避難階」である。
 - 4) 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1/2のものは、「地階」である。
 - 5) 「準遮炎性能」とは、建築物の周囲において発生する通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。

解答

- 【6】
- 1) 法第2条第1項第五号（主要構造部）より、**正しい**。
 - 2) 令第1条第1項第三号（構造耐力上主要な部分）より、**正しい**。
 - 3) 令第13条第1項第一号（避難施設等の範囲）カッコ書により、**誤り**。
 - 4) 令第1条第1項第二号（地階）により、**正しい**。
 - 5) 法第64条（外壁の開口部の防火戸）カッコ書により、**正しい**。

答 3

30-2 【7】 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、建築材料等を製造した者に対して、建築材料等の受取又は引渡しの状況に関する報告を求めることができる。
- 2) 建築基準法第6条第1項第一号の建築物の新築において、指定確認検査機関が安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めたときは、当該建築物の建築主は、検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物又は建築物の部分を使用し、又は使用させることができる。
- 3) 一戸建て住宅の一部である床面積10㎡の部分を除却しようとする場合、当該除却の工事を施工する者は、その旨を都道府県知事に届け出る必要はない。
- 4) 鉄筋コンクリート造3階建ての事務所の新築において、確認済証の交付を受けた後に、当該建築物の計画において、建築物の階数を減少する変更を行う場合、変更後も建築基準関係規定に適合することが明らかであっても、建築主は、改めて、確認済証の交付を受ける必要がある。
- 5) 建築基準法第6条第1項の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る建築主事又は指定確認検査機関の確認があった旨の表示をしなければならない。

解 答

- 【7】
- 1) 法第12条第5項第一号（報告、検査等）より、**正しい**。
 - 2) 法第7条の6第1項第一号及び第二号（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限）より、**正しい**。
 - 3) 法第15条第1項（届出及び統計）より、**正しい**。
 - 4) 規則第3条の2第1項第四号（軽微な変更）により、軽微な変更該当するため、**必要ない**。
 - 5) 法第89条第1項（工事現場における確認の表示等）より、**正しい**。

答 4

- 25-2 【8】 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 特定行政庁は、建築基準法令の規定に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）に対して、当該工事の施工の停止を命じることができる。
 - 2) 建築物の除去の工事を施工する者は、延べ面積 100 m²の建築物について、当該除去の工事に係る部分の床面積の合計が 10 m²である場合、その旨を都道府県知事に届け出る必要はない。
 - 3) 建築主事又は指定確認検査機関は、防火地域又は準防火地域内における一戸建住宅の新築に係る確認をする場合においては、当該確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長）又は消防署長の同意を得なければならない。
 - 4) 指定確認検査機関は、建築物に関する完了検査の引受を工事完了日の前に行ったときは、当該検査の引受を行った日から7日以内に、当該検査をしなければならない。
 - 5) 指定行政庁は、建築物に関する工事の工程のうち該当工事の施工中に建築主事又は指定確認検査機関が建築基準法関係規定に適合しているかどうかを検査することが必要なものを、特定工程として指定することができる。

解答

- 【8】
- 1) 法第9条第1項（違反建築物に対する措置）により、**正しい**。
 - 2) 法第15条第1項（届出及び統計）により、**正しい**。
 - 3) 法第93条第1項、法第6条第1項の確認等により、**正しい**。
 - 4) 法第7条の2第4項（国土交通大臣の指定を受けた者による完了検査）により、**誤り**。
 - 5) 法第7条の3第1項第二号（建築物に関する中間検査）により、**正しい**。

答 4

23-2 【9】 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 建築主は、階数が3以上の鉄筋コンクリート造の共同住宅を新築する場合、2階の床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工程に係る工事を終えたときは、建築主事又は指定確認検査機関の中間検査を申請しなければならない。
- 2) 指定確認検査機関は、完了検査の引受けを行ったときは、その旨を証する書面を建築主に交付するとともに、その旨を建築主事に通知しなければならない。
- 3) 建築主事等は、建築主事が完了検査の申請を受理した日から7日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。
- 4) 建築物の除去の工事を施工しようとする者は、当該工事に係る部分の床面積の合計が10㎡を超える場合、その旨を特定行政庁に届け出なければならない。
- 5) 特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、建築物の工事監理者に対して、当該建築物の施工の状況に関する報告を求めることができる。

解答

- 【9】
- 1) 法第7条の3第1項（建築物に関する中間検査）、令第11条、法第7条の4第1項（国土交通大臣の指定を受けた者による中間検査）より、**正しい**。
 - 2) 法第7条の2第3項（国土交通大臣等の指定を受けた者による完了検査）より、**正しい**。
 - 3) 法第7条第4項（建築物に関する完了検査）より、**正しい**。
 - 4) 法第15条第1項（届出及び統計）より、**誤り**。「特定行政庁」ではなく、建築主事を経由して「都道府県知事」に届け出なければならない。
 - 5) 法第12条第5項（報告、検査等）より、**正しい**。

答 4

- 28-2 【10】 つぎの記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 建築物の除去の工事を施工しようとする者は、当該工事に係る部分の床面積の合計が 10 m²を超える場合、その旨を特定行政庁に届け出なければならない。
 - 2) 建築物の高さの最低限度が定められている区域外で、鉄骨造3階建ての共同住宅の新築工事について確認済証の交付を受けた後に、当該建築物の計画において、建築基準関係規定に適合する範囲内で、建築物の高さを減少する変更を行う場合、建築主は、改めて、確認済証の交付を受ける必要はない。
 - 3) 建築基準法令の規定に違反した建築物を新築した建築主は、特定行政庁から、相当の猶予期限をつけて、当該建築物の改善を命ぜられることがある。
 - 4) 設計者は、国土交通大臣が、建築基準法第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、建築物の構造等について報告を求められることがある。
 - 5) 建築主は、建築基準法第6条第1項の規定による確認、中間検査及び完了検査の申請を、同一の指定確認検査機関に行うことができる。

解答

- 【10】
- 1) 法第15条第1項（届出及び統計）より、特定行政庁ではなく都道府県知事に届け出なければならないので**誤り**。
 - 2) 規則第3条の2第1項三号（軽微な変更）により、軽微な変更に該当するため、**必要ない**。
 - 3) 法第9条第1項（違反建築物に対する処置）より、**正しい**。
 - 4) 法第15条の2（届出及び統計）より、報告等を求めることができるため、**正しい**。
 - 5) 法第6条第1項（建築物の建築等に関する申請及び確認）を同一の機関でできないという規定はないので、**正しい**。

答 1

24-2 【11】 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 建築主は、階数が3以上の鉄筋コンクリート造の共同住宅を新築する場合、2階の床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工程に係る工事を終えたときは、特定行政庁の中間検査を申請しなければならない。
- 2) 建築主は、床面積の合計が10㎡を超える建築物を建築しようとする場合においては、原則として建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3) 建築基準法第6条第1項第一号の建築物の新築において、完了検査の申請前に特定行政庁から当該建築物の仮使用の承認を受けることができるのは、安全上、防火上及び避難上支障がないと認められたときである。
- 4) 特定行政庁は、用途地域内における建築物の用途の制限に関して、公益上やむを得ないと認めて新築を許可する場合は、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。
- 5) 指定確認検査機関が確認済証の交付をした建築物の計画について、特定行政庁が建築基準関係規定に適合しないと認め、その旨を建築主及び指定確認検査機関に通知した場合において、当該確認済証は、その効力を失う。

解答

- 【11】
- 1) 法第7条の3第1項（建築物に関する中間検査）より、**誤り**。「特定行政庁」ではなく、建築主事に対して行う。
 - 2) 法第15条第1項（届出及び統計）より、**正しい**。
 - 3) 法第7条の6第1項一号（検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限）より、**正しい**。
 - 4) 法第48条第14項(用途地域等)より**正しい**。
 - 5) 法第6条の2第6項（国土交通大臣等の指定を受けた者による確認）より、**正しい**。

答 4

25-2 【12】 次の行為のうち、建築基準法上、全国どこの場所においても、**確認済書の交付を受け**
る必要があるものはどれか。

- 1) 鉄骨造平家建、延べ面積 100 m²の遊技場の大規模の模様替
- 2) 鉄骨造平家建、延べ面積 300 m²のゴルフ練習場からバッティング練習場への用途
の変更
- 3) 鉄骨造 2 階建、延べ面積 300 m²の工場における鉄骨造、床面積 10 m²の倉庫の増
築
- 4) 鉄筋コンクリート造平家建、延べ面積 100 m²の自動車修理工場の新築
- 5) 鉄筋コンクリート造 2 階建、延べ面積 90 m²の一戸建住宅の大規模の修繕

解 答

- 【12】
- 1) 法別表 1 (4) 項、法第 6 条第 1 項第一号および第三号 (申請及び確認) に該当
しないため、**必要ない**。
 - 2) 法第 87 条第 1 項 (用途の変更) により法第 6 条第 1 項第一号 (申請及び確認)
が準用されるが、令第 137 条の 18 第 1 項第七号に該当するため、**必要ない**。
 - 3) 法第 6 条第 1 項第三号 (申請及び確認)、法第 6 条第 2 項により除外されるため、
必要ない。
 - 4) 法別表 1 (6) 項、法第 6 条第 1 項第一号および第三号 (申請及び確認) に該当
しないため、**必要ない**。
 - 5) 法第 6 条第 1 項第三号 (申請及び確認) により、**必要である**。

答 5

27-2 【13】 次の行為のうち、建築基準法上、全国どの場所においても、**確認済証の交付を受ける必要がある**ものはどれか。

- 1) 鉄筋コンクリート造2階建、延べ面積300㎡の下宿から寄宿舍への用途の変更
- 2) 鉄筋コンクリート造平家建、延べ面積200㎡の事務所の大規模の模様替
- 3) 鉄骨造3階建、延べ面積300㎡の倉庫における床面積10㎡の増築
- 4) 鉄骨造平家建、延べ面積200㎡の自動車車庫の改築
- 5) 鉄骨造平家建、延べ面積100㎡の物品販売業を営む店舗の新築

解答

- 【13】
- 1) 令137条の18第1項第五号(類似の用途)より、確認済証の交付の**必要なし**。
 - 2) 法第6条第1項(申請及び確認)より、第一号及び第三号に該当せず、確認済証の交付の**必要なし**。
 - 3) 法第6条第1項第三号(申請及び確認)に該当するが、第2項より、確認済証の交付の**必要なし**。
 - 4) 法第6条第1項第一号(申請及び確認)および別表1より、自動車車庫は特殊建築物のため確認済証の交付が**必要**。
 - 5) 法第6条第1項(申請及び確認)より、第一項及び第三号に該当せず、確認済証の交付の**必要なし**。

答 4

- 28-2 【14】 次の行為のうち、建築基準法上、全国どの場所においても、**確認済証の交付を受ける必要がある**ものはどれか。
- 1) 鉄骨造平家建、延べ面積 100 m²の自動車車庫の新築
 - 2) 鉄骨造2階建、延べ面積 100 m²の一戸建住宅の新築
 - 3) 鉄骨造、高さ 4 m の広告塔の築造
 - 4) 鉄筋コンクリート造平屋建、延べ面積 200 m²の一戸建住宅の新築
 - 5) 鉄筋コンクリート造2階建、延べ面積 300 m²の共同住宅から事務所への用途の変更

解答

- 【14】 1) 法第6条第1項第一号および第三号（申請及び確認）により、確認済証の交付の**必要なし**。
- 2) 法第6条第1項第三号（申請及び確認）より、確認済証の交付が**必要**。
- 3) 法第88条第1項（工作物への準用）および令第138条第1項第三号（工作物の指定）より、4mなので確認済証の交付の**必要なし**。
- 4) 法第6条第1項（申請及び確認）より、第一号及び三号に該当せず、確認済証の交付の**必要なし**。
- 5) 法第6条第1項（申請及び確認）および別表1より、特殊建築物ではないので、確認済証の交付の**必要なし**。

答 2

23-2 【15】 次の行為のうち、建築基準法上、全国どの場所においても、**確認済証の交付を受ける必要があるものはどれか。**

- 1) 木造2階建、延べ面積100㎡、高さ8mの事務所から物品販売業を営む店舗への用途の変更
- 2) 鉄骨造、高さ4mの広告板の築造
- 3) 鉄骨造平家建、延べ面積100㎡の倉庫の新築
- 4) 鉄筋コンクリート造平家建、延べ面積150㎡の飲食店の大規模の修繕
- 5) 鉄筋コンクリート造平家建、延べ面積200㎡の巡査派出所の新築

解答

- 【15】
- 1) 法第6条第1項(申請及び確認)より、第一号に該当せず、確認済証の交付の**必要なし**。
 - 2) 令第138条第1項第三号(工作物の指定)に該当せず、法第88条第1項(工作物への準用)より、確認済証の交付の**必要なし**。
 - 3) 法第6条第1項(申請及び確認)より、第一号及び第三号に該当せず、確認済証の交付の**必要なし**。
 - 4) 法第6条第1項第一号(申請及び確認)および別表1より、飲食店は特殊建築物のためにより、確認済証の交付が**必要**。
 - 5) 法第6条第1項(申請及び確認)より、第一号及び第三号に該当せず、確認済証の交付の**必要なし**。

答 4

24-2 【16】 次の行為のうち、建築基準法上、全国どの場所においても、**確認済証の交付を受ける必要がある**ものはどれか。

- 1) 鉄骨造3階建、延べ面積300㎡の倉庫における床面積10㎡の増築
- 2) 鉄骨造平家建、延べ面積200㎡の機械製作工場の大規模の修繕
- 3) 鉄筋コンクリート造、高さ2mの擁壁の築造
- 4) 木造2階建、延べ面積150㎡、高さ8mの事務所から飲食店への用途の変更
- 5) 木造2階建、延べ面積100㎡、高さ9mの集会場の新築

解答

- 【16】
- 1) 法第6条第1項第三号（申請及び確認）に該当するが、同条2項より、確認済証の交付の**必要なし**。
 - 2) 法第6条第1項（申請及び確認）より、第一号及び三号に該当せず、確認済証の交付の**必要なし**。
 - 3) 法第88条第1項（工作物への準用）より法第6条が準用
令138条第1項第五号(工作物の指定)に該当せず、確認済証の交付の**必要なし**。
 - 4) 法第6条第1項第一号（申請及び確認）に該当、法第87条(用途変更)の適用が**あり必要**。
 - 5) 法第6条第1項（建築物の建築等に関する申請及び確認）より、第二号に該当せず、確認済証の交付の**必要なし**。

答 4

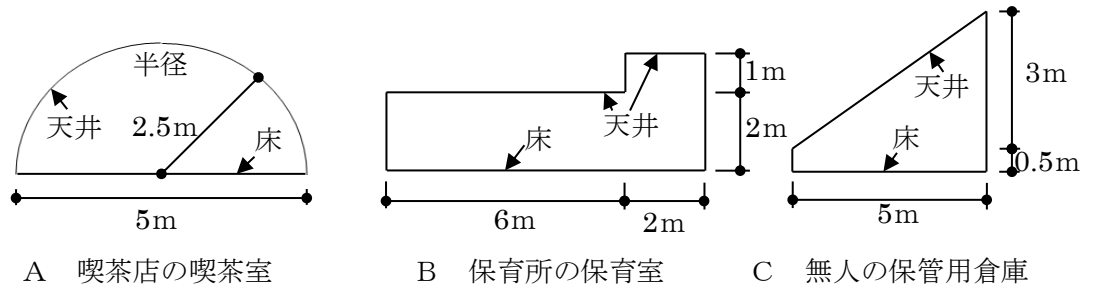
- 21-2 【17】 鉄筋コンクリート造3階建、延べ面積300㎡の共同住宅の新築工事における建築基準法上の手続きに関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 当該工事をしようとする場合、建築主は、原則として、建築主事を経由して、建築工事届を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 2) 当該工事について確認済証の交付を受けた後に、当該建築物の計画において国土交通省令で定める軽微な変更を行おうとする場合、建築主は、改めて、確認済証の交付を受ける必要はない。
 - 3) 2階の床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工程に係る工事を終えた場合、建築主は、建築主事又は指定確認機関の中間検査を申請しなければならない。
 - 4) 完了検査を申請する前に当該建築物の一部を使用しようとする場合、建築主は、建築主事又は指定確認検査機関の仮使用の承認を受けなければならない。
 - 5) 建築主は、原則として、当該工事が完了した日から4日以内に建築主事又は指定確認検査機関の完了検査を申請しなければならない。

解答

- 【17】
- 1) 法第15条第1項(届出及び統計)より、**正しい**。
 - 2) 法第6条第1項(申請及び確認)カッコ書より、**正しい**。
 - 3) 法第7条の3第1項第一号(建築物に関する中間検査)、法第7条の4第1項(国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査)、令第11条(工事を終えたときに中間検査を申請しなければならない工程)より、**正しい**。
 - 4) 法第7条の6第1項第一号(検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用期限)より、**誤り**。仮使用の承認は、特定行政庁がおこなう。
 - 5) 法第7条第1項、第2項(建築物に関する完了検査)、法第7条の2第1項(国土交通大臣等の指定を受けた者による完了検査)より、**正しい**。

答 4

25-2 【18】 張り間方向に図のような断面（けた行方向には同一とする。）を有するA～Cの各室の天井の高さについて、建築基準法の規定への適合・不適合の組合せとして、正しいものは、次のうちどれか。



	A	B	C
1)	適合	適合	不適合
2)	適合	不適合	適合
3)	適合	不適合	不適合
4)	不適合	適合	適合
5)	不適合	不適合	適合

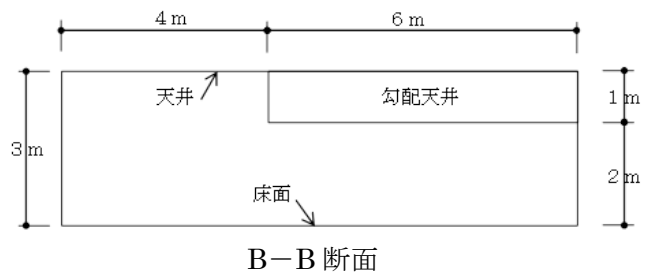
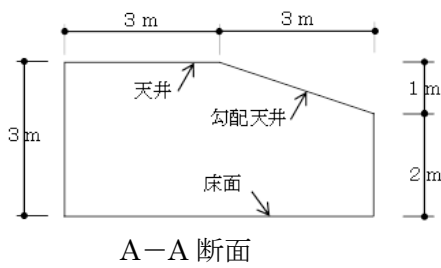
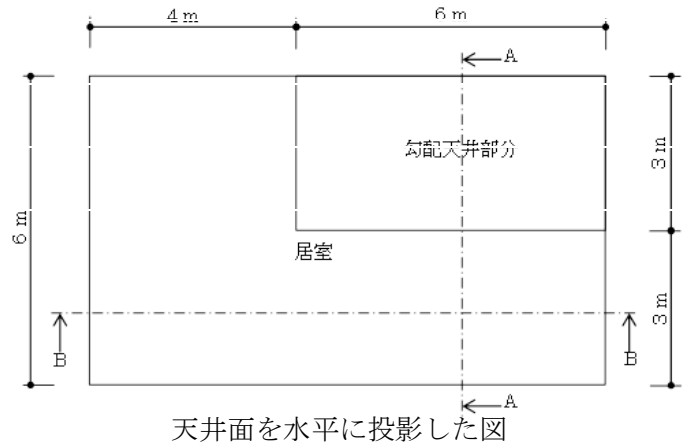
解答

- 【18】 A 令第21条第2項（居室の天井の高さ）より
 面積： $2.5 \times 2.5 \times 3.14 \times 1/2 = 9.81 \text{ m}^2$ 高さ： $9.81 \div 5 = 1.96 \text{ m}$
 令第21条第1項（居室の天井の高さ）より**不適合**である。
- B 令第21条第2項（居室の天井の高さ）より
 面積： $6 \times 2 + 2 \times 3 = 18 \text{ m}^2$ 高さ： $18 \div 8 = 2.25 \text{ m}$
 令第21条第1項（居室の天井の高さ）より**適合**である。
- C 法第2条第1項第四号（居室）より居室でない、令第21条第1項（居室の天井の高さ）により、**適合**である。
- 以上により、ABCは**不適合、適合、適合**である。

答 4

30-2 【19】 図のような一様に傾斜した勾配天井部分をもつ居室の天井の高さとして、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。

- 1) 2.400m
- 2) 2.700m
- 3) 2.750m
- 4) 2.850m
- 5) 2.875m



解答

【19】 令第21条第2項より、1室で天井の高さの異なる部分がある場合には、その平均の高さによるものとする。

勾配天井部分の容積 $(3 \times 2 + 3 \times 1 \times 1/2) \times 6 = 45 \text{ m}^3$

その他の部分の容積 $3 \times 3 \times 6 + 6 \times 3 \times 4 = 126 \text{ m}^3$

容積の合計を床面積で割ると、 $(45 + 126) \text{ m}^3 \div (6 \times 10) \text{ m}^2 = 2.85 \text{ m}$

答 4

- 28-2 【20】 一戸建て住宅の計画に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。
- 1) 子ども部屋の天井高さを 2.3m とし、便所の天井の高さを 2.0m とした。
 - 2) 高さ 1 m 以下の階段の部分には、手すりを設けなかった。
 - 3) 階段（直階段）のけあげの寸法を 23cm、踏面の寸法を 15cm とした。
 - 4) 階段に代わる傾斜路の勾配を、1/7 とした。
 - 5) 排水のための配管設備の汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造った。

解答

- 【20】 1) 法第2条第1項第四号（延べ面積）および令第21条第1項（居室の天井の高さ）により、**正しい**。
- 2) 令第25条4項（階段の手すり）により、**正しい**。
- 3) 令第23条第1項（階段）ただし書きにより、**正しい**。
- 4) 令第26条第1項第一号（階段に変わる傾斜路）より、**誤り**。
- 5) 令第129条の2の5第3項第四号（配管設備）により、**正しい**。

答 4

- 30-2 【21】 木造、階建て、延べ面積 100 m²の一戸建て住宅の計画に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法及び国土交通大臣の認定は考慮しないものとする。
- 1) 回り階段の部分における踏面の寸法を、踏面の狭い方の端から 30 cmの位置において、15 cmとした。
 - 2) 敷地内の排水に支障がなかったので、建築物の敷地は、これに接する道の境よりも低くした。
 - 3) 「居室を有する建築物の建築材料についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準」において、寝室と廊下が常時開放された開口部を通じて相互に通気が確保されていたので、廊下に所定の機械換気設備を設けた。
 - 4) 居間（床面積 16 m²、天井の高さ 2.5m）に機械換気設備を設けるに当たり、「居室を有する建築物の換気設備についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準」による有効換気量を、20 m³/hとした。
 - 5) 居室に設ける開口部で、川に面するものについて、採光に有効な部分の面積を算定する場合、当該川の反対側の境界線を隣地境界線とした。

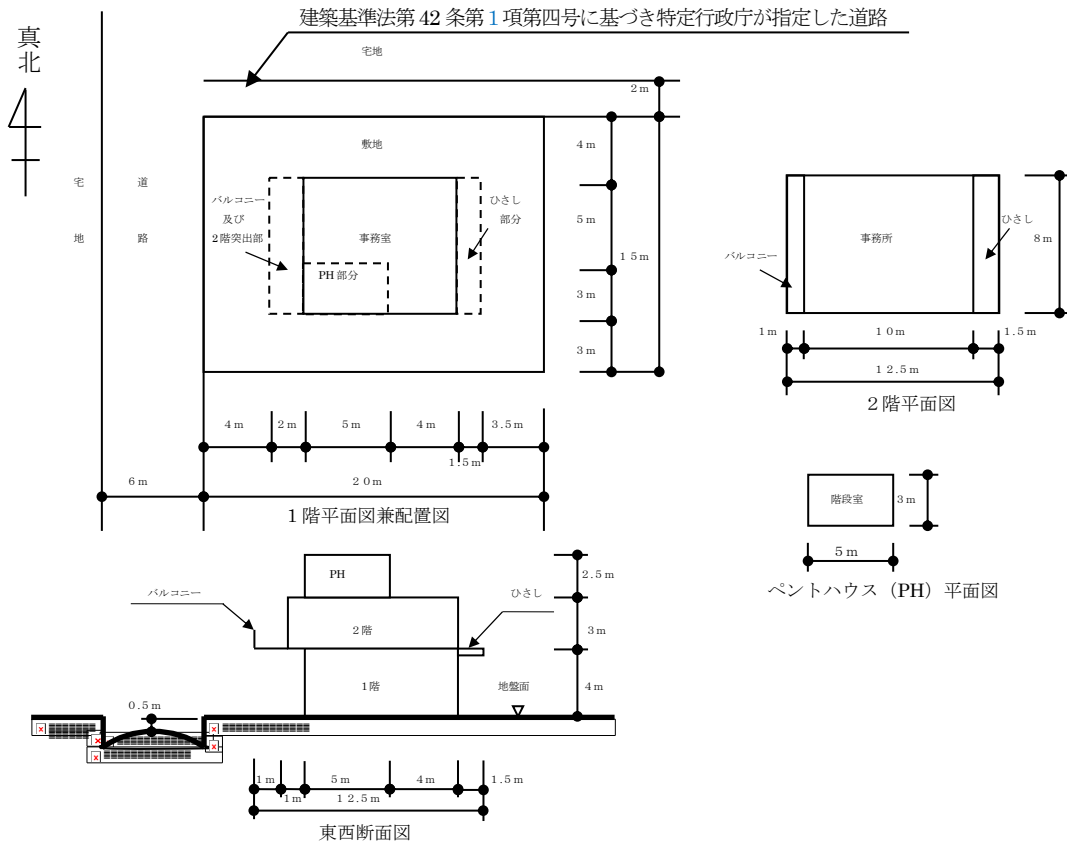
解答

- 【21】
- 1) 令第 23 条第 1 項ただし書き、第 2 項（階段及びその踊場の幅並びに階段の上げ及び踏面の寸法）により、**適合する**。
 - 2) 法第 19 条第 1 項（敷地の衛生及び安全）により、**適合する**。
 - 3) 法第 28 条の 2 第 1 項第三号（石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置）、令第 20 条の 8 第 1 項第一号（居室を有する建築物の換気設備についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準）、令第 20 条の 7 第 1 項第一号カッコ書き（居室を有する建築物の建築材料についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準）により、**適合する**。
 - 4) 令第 20 条の 8 第 1 項第一号（居室を有する建築物の換気設備についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準）により、**適合する**。
 - 5) 令第 20 条第 2 項第一号カッコ書き（有効面積の算定方法）により、**適合しない**。

答 5

24-2 【22】 図のような建築物に関する次の記述のうち、建築基準法上、正しいものはどれか。ただし、図に記載されているものを除き、特定行政庁の指定等はないものとし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の部分はないものとする。

- 1) 敷地面積は、300 m²である。
- 2) 建築面積は、80 m²である。
- 3) 延べ面積は、152 m²である。
- 4) 建築基準法第56条第1項第二号に規定する高さを算定する場合の建築物の高さは、9.5mである。
- 5) 階数は、2である。



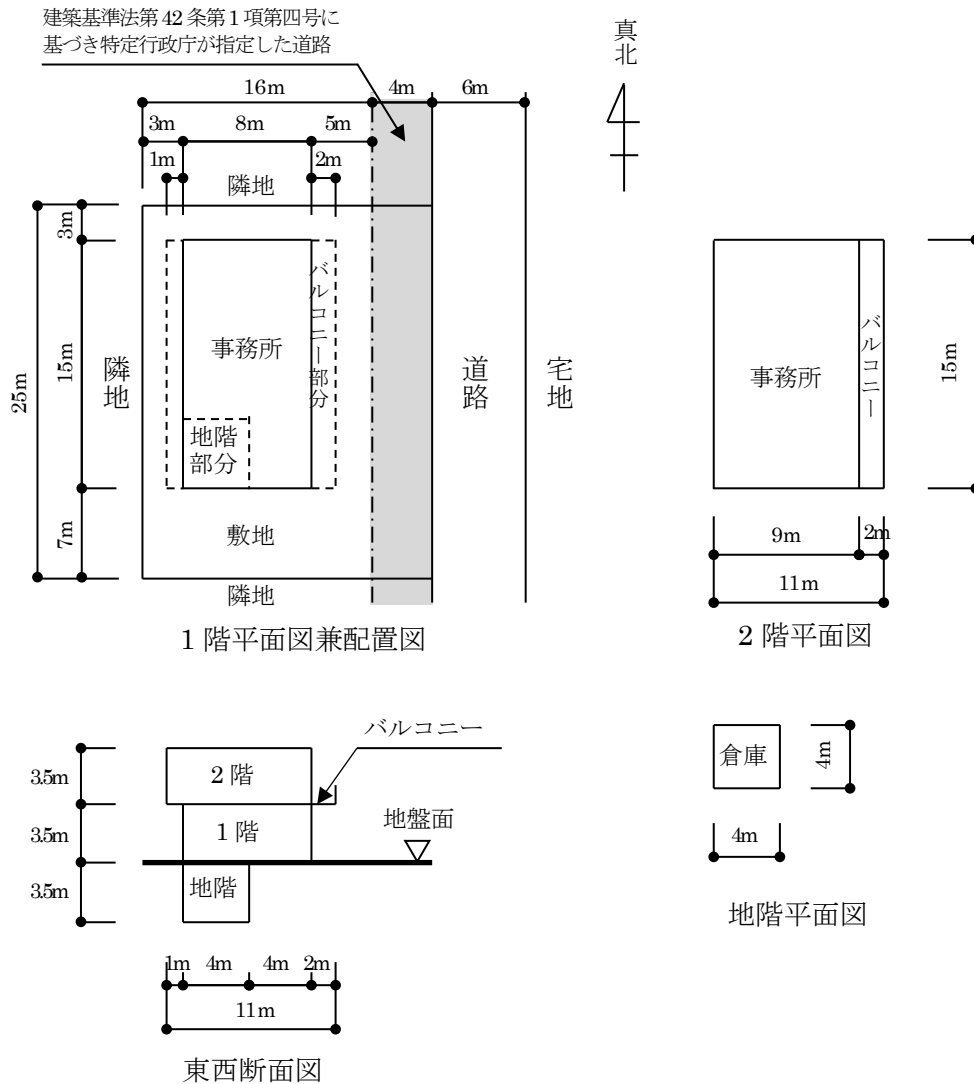
解答

- 【22】
- 1) 令第2条第1項第一号（敷地面積）より、**誤り**。法42条第2項の規定によりみなし道路の部分は敷地に算入しない。（敷地面積は280 m²）
 - 2) 令第2条第1項第二号（建築面積）より、**誤り**。令第2条第1項第二号より、地盤面上1m以下の部分およびひさしの先端から1m以内の部分の水平投影面積は、建築面積に算入しない。（建築面積は84 m²）
 - 3) 令第2条第1項第四号（延べ面積）より、**誤り**。PH部分の床面積も含む。（延べ面積は167 m²）
 - 4) 令第2条第1項第六号（建築物の高さ）より、**正しい**。PH（階段室）部分の床面積が建築面積の1/8を超えているので高さ算入される。

答 4

23-2 【23】 図のような建築物に関する次の記述のうち、建築基準法上、正しいものはどれか。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の部分はないものとする。

- 1) 敷地面積は、500 m²である。
- 2) 建築面積は、150 m²である。
- 3) 延べ面積は、286 m²である。
- 4) 高さは、10.5m である。
- 5) 階数は、3 である。



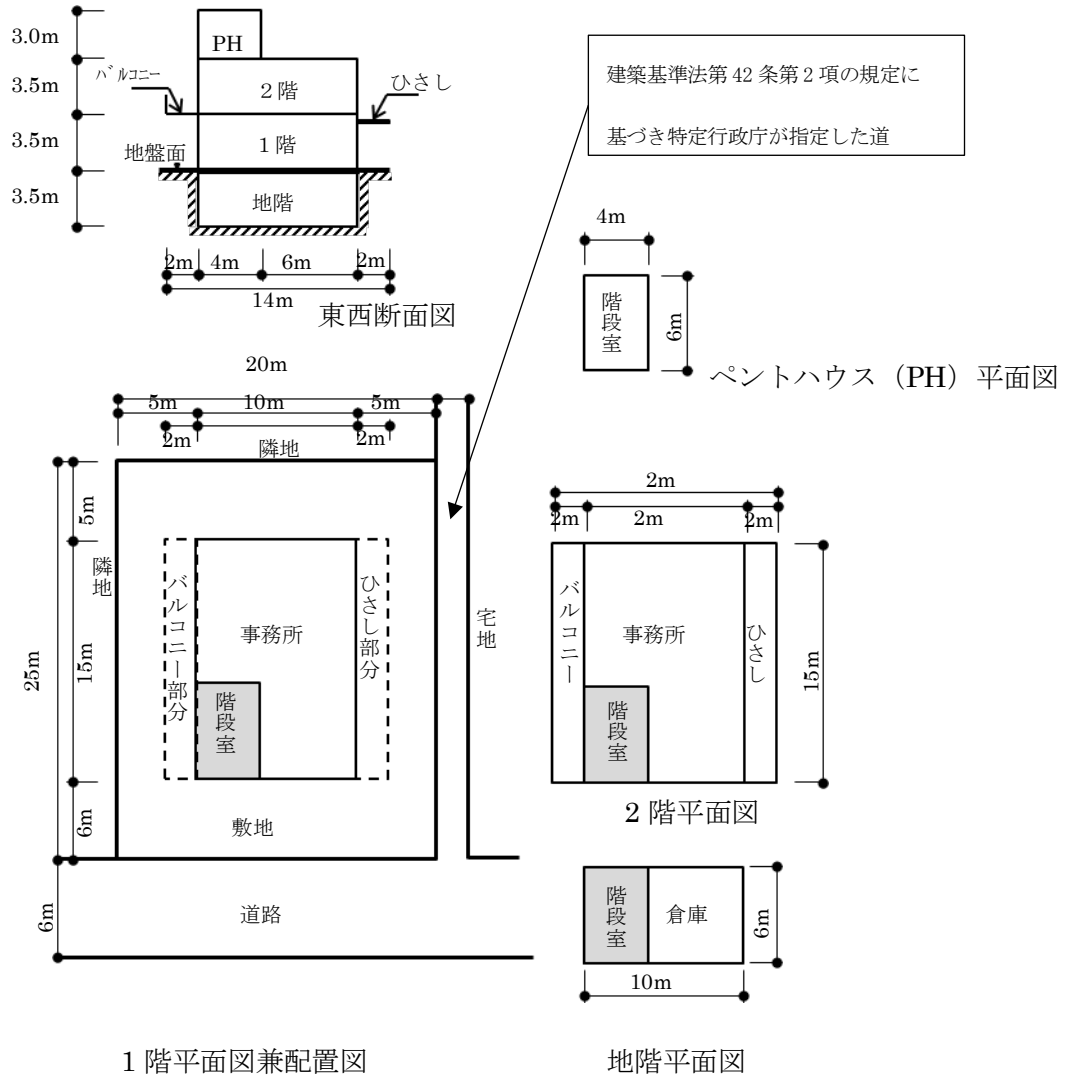
解答

- 【23】
- 1) 令第2条第1項第一号(敷地面積)より、誤り。(敷地面積は400 m²)
 - 2) 令第2条第1項第二号(建築面積)より、正しい。
 - 3) 令第2条第1項第四号(延べ面積)より、誤り。(延べ面積は271 m²)
 - 4) 令第2条第1項第六号(建築物の高さ)より、誤り。(高さは7.0m)
 - 5) 令第2条第1項第八号(階数)より、誤り。(階数は2)

答 2

30-2 【24】 図のような建築物に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
ただし、図に記載されているものを除き、特定行政庁の指定等はないものとし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の部分はないものとする。

- 1) 敷地面積は、475 m²である。
- 2) 建築面積は、180 m²である。
- 3) 延べ面積は、384 m²である。
- 4) 高さは、10.5m である。
- 5) 階数は、3 である。



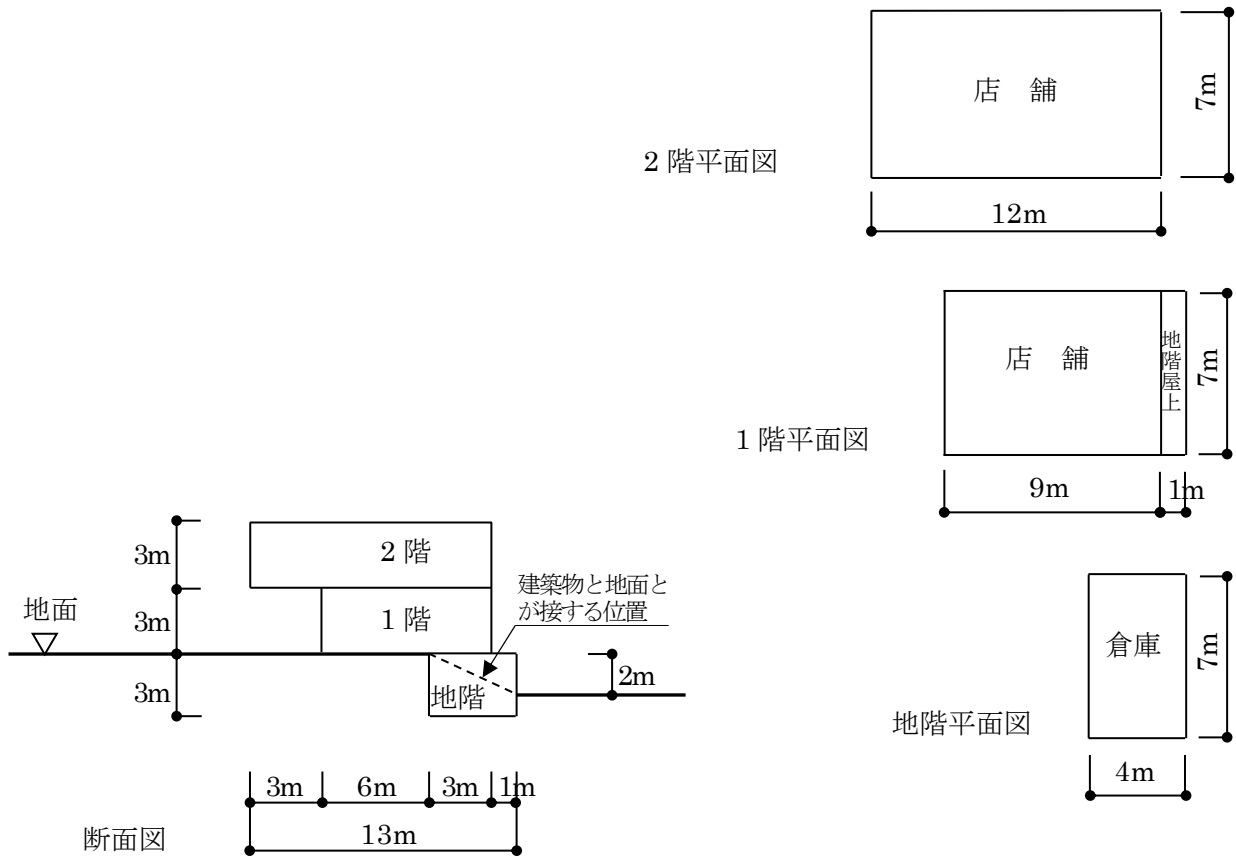
解答

【24】 PH部分の建築面積 令第2条第1項第八号より、PH部分の建築面積 $24 \text{ m}^2 \geq$ 建築面積 $180 \text{ m}^2 \times 1/8$ なので階数に算入される。

答 5

22-2 【25】 図のような地面の一部が一様に傾斜した敷地に建てられた建築物の建築面積として、建築基準法上、**正しい**ものは、次のうちどれか。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の部分はないものとする。

- 1) 63 m²
- 2) 70 m²
- 3) 77 m²
- 4) 84 m²
- 5) 91 m²



解答

【25】 建築面積 令第2条第1項第二号より、地盤面上1m以下の部分を除く。
 令第2条第2項より、断面図からは地階は地盤面上1m以下にあるといえるので建築面積から除く。

$$12 \times 7 = 84 \text{ (m}^2\text{)}$$

答 4

30-2 【26】 建築物の構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。
ただし、構造計算等による安全性の確認は行わないものとし、建築物は建築基準法第20条第2項に該当しないものとする。

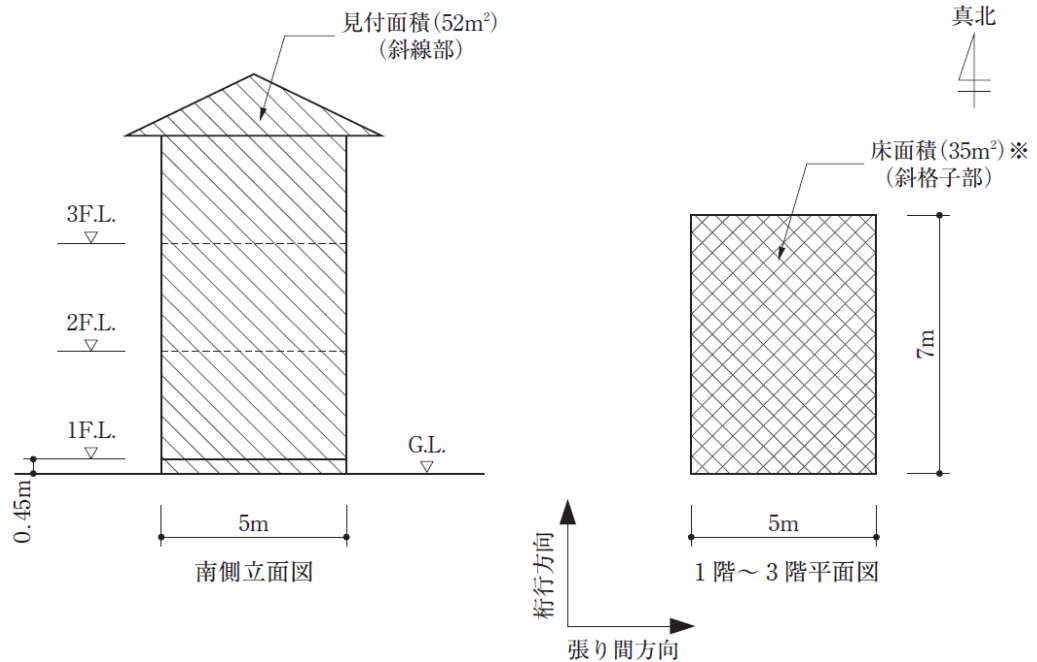
- 1) 地盤の支持層が傾斜していたので、基礎の一部を杭基礎とした。
- 2) 延べ面積100㎡の木造住宅の構造耐力上主要な部分である柱の有効細長比を、120とした。
- 3) 鉄骨造建築物の高力ボルトの相互間の中心距離を、その径の3倍とした。
- 4) 高さ2mの補強コンクリートブロック造の塀の壁の厚さを、10cmとした。
- 5) 平家建て、延べ面積100㎡の鉄筋コンクリート造建築物（壁式構造ではない。）の耐力壁について、径9mmの鉄筋を縦横50cmの間隔で複配筋として配置した。

解 答

- 【26】
- 1) 令第38条第2項より、建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならないので、**適合しない**。
 - 2) 令第43条第6項より、構造耐力上主要な部分である柱の有効細長比は、150以下としなければならないので、**適合する**。
 - 3) 令第68条第1項より、高力ボルトの相互間の中心距離は、その径の2.5倍以上としなければならないので、**適合する**。
 - 4) 令第62条の8第二号より、補強コンクリートブロック造の塀の壁の厚さは、高さ2m以下の塀にあっては、10cm以上としなければならないので、**適合する**。
 - 5) 令第78条の2第三号ただし書きより、平家建ての鉄筋コンクリート造建築物にあっては、鉄筋の間隔を、複配筋として配置する場合においては、50cm以下としなければならないので、**適合する**。

答 1

01-1 【27】 図のような木造、地上3階建ての住宅(屋根を金属板で葺いたもの)の1階部分について、桁行方向に設けなければならない構造耐力上必要な軸組の最小限の長さとして、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。ただし、地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する区域内にあるものとし、小屋裏等に物置等は設けず、地方の風の状況に応じた「風圧力」に対する軸組の割増はないものとする。また、構造耐力上必要な軸組等の規定の適用の除外はないものとする。なお、図は略図とする。



※1階部分の軸組の構造の判定に用いる。
1階の床面積については、35m²とする。

- 1) 1,610 cm
- 2) 2,150 cm
- 3) 2,415 cm
- 4) 2,600 cm

解答

- 【27】 ① 地震力に対する必要壁量
 $= 35\text{m}^2 (\text{床面積}) \times 46\text{cm}/\text{m}^2 (\text{係数}) \times 1.5 (\text{軟弱な区域}) = 2,415\text{cm}$
- ② 風圧力に対する必要壁量
 $= (52\text{m}^2 - 5\text{m} \times (0.45 + 1.35) \text{m}) \times 50\text{cm}/\text{m}^2 = 2,150\text{cm}$
- ①と②を比べて大きい方の数値が必要壁量である。

答 3

- 27-2 【28】 平家建、延べ面積 100 m²、高さ 4.5m の建築物における構造耐力上主要な部分の設計に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、構造計算による安全性の確認は行わないものとする。
- 1) 木造とするに当たって、基礎に木ぐいを使用する場合には、その木ぐいは常水面下にあるようにしなければならない。
 - 2) 木造とするに当たって、地盤が軟弱な区域として特定行政庁の指定する区域以外の区域内においては、足固めを使用した場合、土台を設けなくてもよい。
 - 3) 補強コンクリートブロック造とするに当たって、耐力壁の壁頂に鉄筋コンクリート造の屋根版が接着する場合は、鉄筋コンクリート造の臥梁^{がりょう}を設けなくてもよい。
 - 4) 鉄骨造とするに当たって、構造耐力上主要な部分である鋼材の圧縮力を負担する部材の有効細長比は、柱にあつては 200 以下、柱以外のものにあつては 250 以下としなければならない。
 - 5) 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力について、地盤調査を行わない場合、砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る。）においては、短期許容応力度を 100kN/m² とすることができる。

解答

- 【28】
- 1) 令第 38 条第 6 項より、平屋建の場合は除かれているので、**誤り**。
 - 2) 令第 42 条第 1 項ただし書より、**正しい**。
 - 3) 令第 62 条の 5 第 1 項より、**正しい**。
 - 4) 令第 65 条より、**正しい**。
 - 5) 令第 93 条表より、**正しい**。

答 1

27-2 【29】 共同住宅（3階建、延べ面積300m²、高さ9m）の避難施設等に関するイ～ニについて、建築基準法上、**誤っているもののみの組合せ**は、次のうちどれか。ただし、各階の床面積はそれぞれ100m²とし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

イ. 住戸には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。

ロ. 共用の廊下で、片側のみに居室があるものの幅は、1.2m以上としなければならない。

ハ. 避難階以外の階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなくてもよい。

ニ. 各階の外壁面には、非常用の進入路を設けなければならない。

- 1) イとロ
- 2) イとハ
- 3) ロとハ
- 4) ロとニ
- 5) ハとニ

解答

- 【29】 イ. 令第126条の4第1項より、**正しい**。
- ロ. 令第119条より、床面積が100m²を越えていないため、廊下の幅は1.2m未満でもよいので、**誤っている**。
- ハ. 令第121条第1項第五号より、**正しい**。
- ニ. 令第126条の6より、高さ31m以下の部分にある3階以上の階には非常用の進入口を設けなければならないが、1・2階には設けなくてもよいので、**誤っている**。
- 以上から、誤っているものの組合せはロとニである。

答 4

29-2 【30】 建築物の避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

- 1) 2階建ての耐火建築物である幼保連携型認定こども園の避難階以外の階において、主たる用途に供する居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものについては、居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離を60m以下としなければならない。
- 2) 集会場の客用に供する屋外への出口の戸は、集会場の規模にかかわらず、内開きとしてはならない。
- 3) 非常用エレベーターを設置している建築物であっても、非常用の進入口を設けなければならない。
- 4) 避難階以外の階をホテルの用途に供する場合、その階における宿泊室の床面積の合計が250㎡のものは、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。
- 5) 屋内に設ける避難階段の階段室の天井（天井がない場合は、屋根）及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造らなければならない。

解答

- 【30】
- 1) 令第115条の3第1項一号、法別表第1(い)欄(2)項、令120条第1項表(2)項より、**正しい**。
 - 2) 令第125条第2項より、**正しい**。
 - 3) 令第126条の6第1項第一号により、非常用のエレベーターを設置している場合は、非常用の進入口は不要である。**誤り**。
 - 4) 令第121条第1項五号、令第121条第2項により、**正しい**。
 - 5) 令第123条第1項二号により、**正しい**。

答 3

30-1 【31】 建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

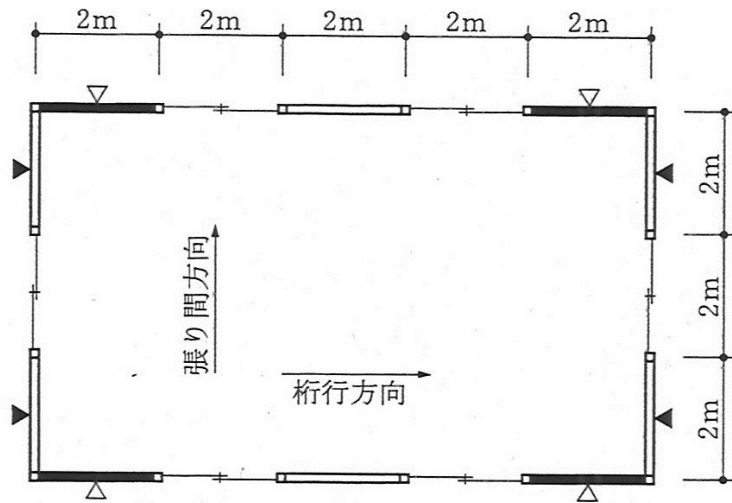
- 1) 乗用エレベーター（特殊な構造又は使用形態のもので国土交通大臣が定めたものを除く。）の昇降路については、昇降路の出入口の床先とかごの床先との水平距離は4cm以下とし、かごの床先と昇降路壁との水平距離は12.5cm以下としなければならない。
- 2) エスカレーター（特殊な構造又は使用形態のもので国土交通大臣が定めたものを除く。）は、勾配を30度以下とし、踏段の幅は1.1m以下としなければならない。
- 3) 準耐火構造の床若しくは壁又は防火戸その他の政令で定める防火設備で床面積200㎡以内に区画された共同住宅の住戸には、窓その他の開口部で開放できる部分の面積にかかわらず、排煙設備を設けなくてもよい。
- 4) 建築物（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）に設ける自然換気設備の給気口は、居室の天井高さの1/2を超える高さの位置に設け、常時外気に開放された構造としなければならない。

解答

- 【31】
- 1) 令第129条の7第四号により、**正しい**。
 - 2) 令第129条の12第1項第二号及び第四号により、**正しい**。
 - 3) 令第126条の2第1項第一号により、共同住宅は法別表第一（い）欄（二）項の特殊建築物で、準耐火構造の床若しくは壁又は防火戸その他の政令で定める防火設備で床面積200㎡以内に区画されている場合、排煙設備を設けなくてもよい。**正しい**。
 - 4) 令第129条の2の6第1項第二号により、建築物（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）に設ける自然換気設備の給気口は、居室の天井の高さの1/2以下の高さの位置に設け、常時外気に開放された構造としなければならない。**誤り**。

答 4

- 29-2 【32】 図のような平面を有する木造平家建ての倉庫の構造耐力上必要な軸組の長さを算定するに当たって、張り間方向と桁行方向における「壁を設け又は筋かいを入れた軸組の部分の長さ」に所定の倍率を乗じて得た長さの合計(構造耐力上有効な軸組の長さ)の組合せとして、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。



- 木ずりを柱及び間柱の両面に打ち付けた壁を設けた軸組
- ▬ 木ずりを柱及び間柱の片面に打ち付けた壁を設けた軸組
- ▲ 厚さ4.5cmで幅9.0cmの木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組
- △ 厚さ4.5cmで幅9.0cmの木材の筋かいを入れた軸組

構造耐力上有効な軸組の長さ	
張り間方向	桁行方向
1) 20m	42m
2) 24m	40m
3) 32m	18m
4) 36m	26m
5) 40m	24m

解答

- 【32】 構造耐力上有効な軸組の長さ＝壁の実長×(壁の倍率+筋かいの倍率)となる。
 [張り間方向] 令第46条4項表1(1)より、構造耐力上有効な軸組の長さは、
 $(2\text{m} \times 4\text{箇所}) \times (0.5\text{倍} + 4\text{倍}) = 36\text{m}$
 [桁行方向] 令第46条4項表1(1)より、構造耐力上有効な軸組の長さは、
 $(2\text{m} \times 2\text{箇所}) \times (0.5\text{倍} + 0\text{倍}) = 2\text{m}$ 、及び
 $(2\text{m} \times 4\text{箇所}) \times (1\text{倍} + 2\text{倍}) = 24\text{m}$ 、合計 $2\text{m} + 24\text{m} = 26\text{m}$

答 4

30-1 【33】 防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

- 1) 主要構造部を準耐火構造とした地上2階建ての展示場の避難階以外の階においては、主たる用途に供する居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段一に至る歩行距離を、原則として、30m以下としなければならない。
- 2) 延べ面積2,000㎡の病院において、床面積100㎡以内ごとに防火区画した部分については、排煙設備を設けなくてもよい。
- 3) 延べ面積3,000㎡、地上3階建てのスポーツ練習場には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。
- 4) 各階を物品販売業を営む店舗の用途に供する地上3階建ての建築物（各階の床面積600㎡）においては、各階における避難階段の幅の合計を3.0m以上としなければならない。

解答

- 【33】
- 1) 展示場は、法別表第一（い）欄（四）項に該当する。令第120条第1項表（一）により、**正しい**。
 - 2) 病院は、法別表第一（い）欄（二）項に該当する。令第126条の2第1項第一号により、床面積100㎡以内ごとに防火区画された部分には、排煙設備を設けなくてもよい。**正しい**。
 - 3) スポーツ練習場は、令第126条の2第1項第二号により、学校等に該当する。令第126条の4第1項及び第三号により、学校等は適用が除外される。**正しい**。
 - 4) 令第124条第1項第一号により、各階における避難階段の幅の合計は、60cm×6＝360cm以上必要となる。**誤り**。

答 4

- 27-2 【34】 建築基準法第35条の2の規定による内装の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、窓その他の開口部を有しない居室並びに自動式の消火設備及び排煙設備は設けないものとし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。
- 1) 内装の制限を受ける2階建の有料老人ホームの当該用途に供する居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げには、難燃材料を使用することができる。
 - 2) 内装の制限を受ける調理室等の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げには、準不燃材料を使用することができる。
 - 3) 自動車修理工場の用途に供する特殊建築物は、その構造及び規模にかかわらず、内装の制限を受ける。
 - 4) 木造2階建、延べ面積165㎡の一戸建住宅の2階にある火を使用する設備を設けた調理室は、内装の制限を受ける。
 - 5) 地階に設ける居室でバーの用途に供するものを有する特殊建築物は、その構造及び規模にかかわらず、内装の制限を受ける。

解答

- 【34】
- 1) 令第129条第1項第一号イより、**正しい**。
 - 2) 令第129条第1項第二号、第6項より、**正しい**。
 - 3) 令第128条の4第1項二号より、**正しい**。
 - 4) 令第128条の4第4項より、階数が2以上の住宅の最上階にある調理室は、内装制限を受けないので、**誤り**。
 - 5) 法別表第1(イ)欄(四)、令第128条の4第1項第三号より、**正しい**。

答 4

28-2 【35】 飲食店（木造2階建て（主要構造部が準耐火構造でなく、かつ不燃材料で造られていないものとする。）、各階の床面積150m²、高さ6m、避難階は1階）の避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

- 1) 建築基準法施行令第116条の2第1項第二号の規定に該当する窓その他の開口部を有しない居室がある場合には、原則として、その居室に排煙設備を設けなければならない。
- 2) 2階の居室の各部から1階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離は、30m以下としなければならない。
- 3) 2階から1階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。
- 4) 1階においては、階段から屋外の出口の一に至る歩行距離の制限を受ける。
- 5) 非常用の照明装置を設ける必要がある場合、その照明は直接照明とし、床面において1lx以上の照明を確保することができるものとしなければならない。

解答

- 【35】
- 1) 令第116条の2第1項第二号、令第126条の2第1項より、**正しい**。
 - 2) 令第115条の3第1項第三号、法別表第1(イ)欄(四)項、令第120条第1項表(一)より、**正しい**。
 - 3) 令第121条第1項第六号イより、5階以下の階で、その階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあっては200m²を超えるものは、2以上の直通階段を設けなければならないが、床面積150m²においては不要なので、**誤り**。
 - 4) 令第125条第1項、令第120条より、**正しい**。
 - 5) 令第126条の5第一号イより、**正しい**。

答 3

28-2 【36】 建築基準法第35条の2の規定による内装の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、居室は、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」に該当しないものとする。また、自動式の消火設備及び排煙設備は設けないものとし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

- 1) 患者の収容施設がある2階建ての診療所（耐火建築物、準耐火建築物及び特定避難時間倒壊等防止建築物以外の建築物であるもの）で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡のものは、内装の制限を受ける。
- 2) 主要構造物を耐火構造とした学校は、その構造及び規模にかかわらず、内装の制限を受けない。
- 3) 地階に設ける居室で飲食の用途に供するものを有する特殊建築物は、その構造及び規模にかかわらず、内装の制限を受ける。
- 4) 自動車車庫は、その構造及び規模にかかわらず、内装の制限を受ける。
- 5) 火を使用する設備を設けた調理室は、その構造及び規模にかかわらず、内装の制限を受ける。

解 答

- 【36】 1) 法別表第1(二)項、令第128条の4第1項第一号表(二)より、**正しい**。
- 2) 令第128条の4第1項、第2項及び第3項より、**正しい**。
- 3) 令第115条の3第三号、法別表第1(四)項、令第128条の4第1項第三号より、**正しい**。
- 4) 令第128条の4第1項第二号より、**正しい**。
- 5) 令第128条の4第4項かっこ書きより、主要構造部を耐火構造としたものは除外されている。**誤り**。

答 5

01-2 【37】 次の建築物のうち、その構造及び床面積に関係なく建築基準法第35条の2の規定による**内装の制限を受ける**ものはどれか。ただし、自動式の消火設備及び排煙設備は設けられていないものとする。

- 1) 病院
- 2) 学校
- 3) 物品販売業を営む店舗
- 4) 自動車修理工場
- 5) 観覧場

解 答

- 【37】
- 1) 法別表第一(い)欄(二)項、令第128条の4第1項第一号表(二)より、用途のみでは内装制限を受けない。
 - 2) 法別表第一(い)欄(三)項より、内装制限を受けない。
 - 3) 法別表第一(い)欄(四)項、令第115条の3、令第128条の4第1項第一号表(三)より、用途のみでは内装制限を受けない。
 - 4) 令第128条の4第1項第二号より、内装制限を受ける。
 - 5) 法別表第一(い)欄(一)項、令第128条の4第1項第一号表(一)より、用途のみでは内装制限を受けない。

答 4

- 29-1 【38】 防火・避難に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 階避難安全検証法は、火災時において、建築物の階からの避難が安全に行われることを検証する方法であり、当該階の各居室ごとに、在室者が、火災が発生してから避難を開始するまでに要する時間、当該居室の出口の一に達するまでに要する歩行時間、当該居室の出口を通過するために要する時間等を計算することとされている。
 - 2) 全館避難安全検証法は、火災時において、建築物からの避難が安全に行われることを検証する方法であり、各階における各火災室ごとに、火災が発生してから、在館者の全てが当該建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間、火災により生じた煙又はガスが階段の部分又は当該階の直上階以上の階の一に流入するために要する時間等を計算することとされている。
 - 3) 耐火性能検証法は、屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に主要構造部が構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること、建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に耐力壁である外壁が構造耐力上支障のある損傷を生じないものであること等を確かめる方法である。
 - 4) 防火区画検証法は、開口部に設けられる防火設備について、屋内及び建築物の周囲において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、火災の継続時間以上、火熱面以外の面に火炎を出すことなく耐えることができることを確かめる方法である。

解答

- 【38】
- 1) 令第129条第3項より、**正しい**。
 - 2) 令第129条の2第3項、令第129条の2第4項より、**正しい**。
 - 3) 令第108条の3第1項第三号より、**正しい**。
 - 4) 令第108条の3第5項法第62条第1項より、「防火区画検証法」とは、開口部に設けられる防火設備（開口部設備）の火災における遮炎に関する性能を検証する方法で、屋内火災を対象としており、周囲における屋外火災は対象としていないので、**誤り**。

答 4

01-2 【39】 次の建築物（各階を当該用途に供するものとする。）のうち、**建築基準法第27条の規定による耐火建築物等としなければならないものはどれか。**ただし、防火地域及び準防火地域外にあるものとする。

- 1) 2階建ての飲食店で、各階の床面積の合計がそれぞれ250 m²のもの
- 2) 2階建ての児童福祉施設で、各階の床面積の合計がそれぞれ150 m²のもの
- 3) 2階建ての倉庫で、各階の床面積の合計がそれぞれ100 m²のもの
- 4) 平家建ての患者の収容施設がある診療所で、床面積の合計が300 m²のもの
- 5) 平家建ての自動車車庫で、床面積の合計が200 m²のもの

解答

- 【39】
- 1) 法別表第一（い）欄（四）項、令第115条の3第三号より、階数及び床面積が**該当しない**。
 - 2) 法別表第一（い）欄（二）項、令第115条の3第一号より、階数及び床面積が**該当しない**。
 - 3) 法別表第一（い）欄（五）項より、階数及び床面積が**該当しない**。
 - 4) 法別表第一（い）欄（二）項より、階数及び床面積が**該当しない**。
 - 5) 法別表第一（い）欄（六）項より、**耐火建築物等としなければならない**。

答 5

- 27-1 【40】 建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 屋根の積雪荷重は、屋根に雪止めがある場合を除き、その勾配が60度を超える場合においては、零とすることができる。
 - 2) 雪下ろしを行う慣習のある地方においては、その地方における垂直積雪量が1mを超える場合においても、積雪荷重は、雪下ろしの実況に応じて垂直積雪量を1mまで減らして計算することができる。
 - 3) 建築物に近接してその建築物を風の方向に対して有効にさえぎる他の建築物、防風林その他これらに類するものがある場合においては、その方向における風圧力の計算に用いる速度圧は、所定の数値の1/2まで減らすことができる。
 - 4) 建築物の地下部分の各部分に作用する地震力は、当該部分の固定荷重と積載荷重の和に、原則として、所定の式に適合する地震層せん断力係数を乗じて計算しなければならない。

解答

- 【40】
- 1) 令第86条第4項より、**正しい**。
 - 2) 令第86条第6項より、**正しい**。
 - 3) 令第87条第3項より、**正しい**。
 - 4) 令第88条第4項より、地下の部分に作用する地震力は、当該部分の固定荷重と積載荷重の和に水平震度を乗じて計算しなければならないので、**誤り**。

答 4

- 28-1 【41】 構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**のはどれか。
- 1) 炭素鋼の構造用鋼材における、短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度は、長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度の数値の1.5倍の数値としなければならない。
 - 2) 径25mmの異形鉄筋における、短期に生ずる力に対する圧縮の許容応力度は、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度の数値を1.5で除して得た数値としなければならない。
 - 3) 木材の繊維方向における、短期（積雪時を除く。）に生ずる力に対する圧縮の許容応力度は、原則として、木材の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める圧縮に対する基準強度の数値に $2/3$ を乗じて得た数値としなければならない。
 - 4) ステンレス鋼の構造用鋼材における、長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度は、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度の数値を1.5で除して得た数値としなければならない。

解答

- 【41】
- 1) 令第90条表一より、**正しい**。
 - 2) 令第90条表二より、異形鉄筋で径28mm以下のものの短期に生ずる力に対する許容応力度は、基準強度 F (N/mm^2) なので、**誤り**。
 - 3) 令第89条第1項より、**正しい**。
 - 4) 令第90条表一より、**正しい**。

答 2

30-1 【42】 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 準工業地域内の有料老人ホームの居室（天窗を有しないもの）で、外側にぬれ縁ではない幅1mの縁側を有する開口部（道に面しないもの）の採光補正係数は、水平距離が6mであり、かつ、採光関係比率が0.24である場合においては、0.7とする。
- 2) 集会場の用途に供する床面積400㎡の居室に、換気に有効な部分の面積が20㎡の窓を設けた場合においては、換気設備を設けなくてもよい。
- 3) 物品販売業を営む店舗で床面積の合計が1,600㎡のものにおける客用の階段で、その高さが3mを超えるものにあつては、高さ3m以内ごとに踊場を設けなければならない。
- 4) 居室の天井の高さは、室の床面から測り、1室で天井の高さの異なる部分がある場合においては、その平均の高さを2.1m以上としなければならない。

解 答

- 【42】 1) 令第20条第2項第二号により、採光補正係数は $0.24 \times 8 - 1 = 0.92$ となる。令第20条第2項第二号ロにより、1.0未満となる場合1.0になる。令第20条第2項かっこ書きにより、縁側（ぬれ縁を除く）を有する場合の採光補正係数は $1.0 \times 0.7 = 0.7$ となる。**正しい**。
- 2) 法別表第一（い）欄（一）項に該当する特殊建築物の居室においては、法第28条第3項及び令第20条の2第一号による換気設備を設けなければならない。**誤り**。
- 3) 令第23条第1項表（二）に該当する階段は、令第24条第1項により踊場を設けなければならない。**正しい**。
- 4) 令第21条第1項及び第2項により、**正しい**。

答 2

26-2 【43】 木造2階建て、延べ面積120 m²の一戸建て住宅の計画に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。

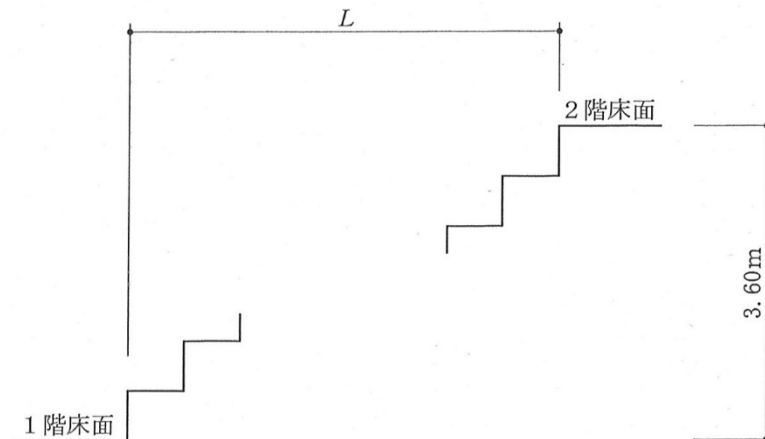
- 1) 発熱量の合計が10kWの火を使用する器具（「密閉式燃焼器具等又は煙突を設けた器具」ではない。）のみを設けた調理室（床面積8 m²）に、1 m²の有効開口面積を有する開口部を換気上有効に設けたので、換気設備を設けなかった。
- 2) 階段（直階段）の蹴上げの寸法を23cm、踏面の寸法を15cmとした。
- 3) 高さ1 m以下の階段の部分には、手すりを設けなかった。
- 4) 1階の居室の床下をコンクリートで覆ったので、床の高さを、直下の地面からその床の上面まで40 cmとした。
- 5) 下水道法第2条第八号に規定する処理区域内であったので、便所については、水洗便所とし、その汚水管を下水道法第2条第三号に規定する公共下水道に連結した。

解答

- 【43】
- 1) 法第28条第3項、令第20条の3第1項第二号より、延べ面積が100m²を超えるため換気設備は必要である。**適合しない。**
 - 2) 令第23条第1項、第1項ただし書きより、**適合する。**
 - 3) 令第25条第1項、第4項より、**適合する。**
 - 4) 令第22条第1項、第1項ただし書きより、**適合する。**
 - 5) 法第31条第1項より、**適合する。**

答 1

- 26-1 【44】 地上2階建ての中学校における生徒用の屋内階段(直階段)を設ける場合、図のLの値として、建築基準法に**適合する最小**のものは、次のうちどれか。



- 1) 6.14m
- 2) 5.88m
- 3) 5.20m
- 4) 4.94m

解答

【44】 令第23条第1項表(二)より、階段幅140cm以上、けあげ18cm以下、踏面26cm以上としなければならない。
 また、令第24条より、踏幅1.2m以上の踊り場を設けなければならない。
 階段の必要段数は、 $3.6\text{m (階高)} \div 0.18\text{m (けあげ)} = 20$ (段)
 階段の必要踏面の最小数は、段数より2階床面と踊り場を除いた分となるため、 20 (段) $- 1$ (2階床面) $- 1$ (踊り場) $= 18$ (踏面数)
 よって、Lの値の最小は、
 18 (踏面数) $\times 0.26\text{m} + 1.2\text{m}$ (踊り場) $= 5.88\text{m}$

答 2

- 29-2 【45】 木造2階建、延べ面積100㎡の一戸建住宅の計画に関する次の記述のうち、建築基準法に**適合しない**ものはどれか。
- 1) 階段(高さ3.0mの屋内の直階段)の高さ1.5mの位置に、踏幅1.1mの踊場を設けた。
 - 2) 1階の居室の床下をコンクリートで覆ったので、床の高さを、直下の地面からその床の上面まで30cmとした。
 - 3) 子ども部屋のクロゼット(収納スペース)の天井の高さを、2.0mとした。
 - 4) 発熱量の合計が12kWの火を使用する器具(「密閉式燃焼器具等又は煙突を設けた器具」ではない。)のみを設けた調理室(床面積10㎡)に、0.9㎡の有効開口面積を有する開口部を換気上有効に設けたので、その他の換気設備を設けなかった。
 - 5) 階段に代わる高さ1.2mの傾斜路に幅10cmの手すりを設けたので、当該傾斜路の幅の算定に当たっては、手すりはないものとみなした。

解答

- 【45】
- 1) 令第24条第1項より、**適合する**。
 - 2) 令第22条より、**適合する**。
 - 3) 法第2条第四号、令第21条第1項より、**適合する**。
 - 4) 法第28条第3項、令第20条の3第1項第二号より、床面積の1/10以上の有効開口部を有する開口部を換気上有効に設けていないため、その他の換気設備を設ける必要がある。よって、**適合しない**。
 - 5) 令第23条第3項、令第26条第2項より、**適合する**。

答 4

- 28-2 【46】 木造2階建て、延べ面積180m²、高さ8mの一戸建て住宅の構造耐力上主要な部分の構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、構造計算等による安全性の確認は行わないものとし、国土交通大臣が定めた構造方法及び国土交通大臣の認定は考慮しないものとする。
- 1) 柱の小径を決める場合、柱の樹種は関係しない。
 - 2) すみ柱を、通し柱としない場合、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するよう補強しなければならない。
 - 3) 継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打によりその部分の存在応力を伝えるように緊結しなければならない。
 - 4 布基礎においては、立上り部分以外の部分の鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、捨コンクリートの部分を含めて6cm以上としなければならない。
 - 5) 屋根を金属板でふいた場合、張り間方向及び桁行方向に相互の間隔が10m未満の1階の柱において、張り間方向及び桁行方向の小径は、横架材の相互間の垂直距離の1/30以上としなければならない。

解答

- 【46】
- 1) 令第43条より、**正しい**。
 - 2) 令第43条第5項より、**正しい**。
 - 3) 令第47条第1項より、**正しい**。
 - 4) 令第79条第1項より、捨コンクリートの部分を除いて6cm以上としなければならないので、**誤り**。
 - 5) 令第43条第1項表(二)より、**正しい**。

答 4

- 28-2 【47】 建築物の構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。
- 1) 仕上げをモルタル塗としたコンクリート造の床の固定荷重は、現況に応じて計算しない場合、当該部分の床面積に $150\text{N}/\text{m}^2$ (仕上げ厚さ 1cm ごとに、その cm の数値を乗ずるものとする。) を乗じて計算することができる。
 - 2) ローム層の長期に生ずる力に対する許容応力度は、国土交通大臣が定める方法による地盤調査を行わない場合、 $50\text{kN}/\text{m}^2$ とすることができる。
 - 3) 構造用鋼材に用いるステンレス鋼の短期に生ずる圧縮、引張り、曲げの許容応力度は、「鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度」とそれぞれ同じ値である。
 - 4) 雪下ろしを行う慣習のある地方においては、その地方における垂直積雪量が 1m を超える場合においても、積雪量は、雪下ろしの実況に応じて垂直積雪量を 1m まで減らして計算することができる。
 - 5) 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁については、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって風圧に対して構造耐力上安全であることを確かめなければならない。

解答

- 【47】
- 1) 令第84条より、単位面積当たり荷重は $200\text{N}/\text{m}^2$ なので、誤り。
 - 2) 令第93条表より、正しい。
 - 3) 令第90条第1項表一より、正しい。
 - 4) 令第86条第6項より、正しい。
 - 5) 令第82条の4より、正しい。

答 1

- 29-2 【48】 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算による安全性の確認は行わないものとする。
- 1) 木造2階建て、延べ面積200㎡の集会場において、床組及び小屋組みには木板その他これに類するものを国土交通大臣が定める基準に従って打ち付けし、小屋組みには振れ止めを設けなければならない。
 - 2) 木造2階建て、延べ面積300㎡の一戸建て住宅において、構造耐力上主要な部分である1階の柱と基礎とをだば継ぎその他の国土交通大臣が定める構造方法により接合し、かつ、当該柱に構造耐力上支障のある引張応力が生じないことが国土交通大臣が定める方法によって確かめられた場合には、土台を設けなくてもよい。
 - 3) 建築基準法第85条第2項に規定する工事を施工するために現場に設ける事務所（鉄骨造2階建て、延べ面積150㎡）において、柱に用いる鋼材は、その品質が、国土交通大臣の指定する日本工業規格に適合しなければならない。
 - 4) 木造3階建て、延べ面積250㎡の一戸建て住宅に対し、鉄骨造平家建て、床面積60㎡の診療所を、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接する形で増築する場合には、建築基準法第20条第1項に規定する基準の適用については、それぞれ別の建築物とみなされる。
 - 5) 鉄骨造平家建て、延べ面積400㎡の体育館に設けられた特定天井の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

解答

- 【48】
- 1) 令第46条第3項より、**正しい**。
 - 2) 令第42条第1項第三号より、**正しい**。
 - 3) 法第37条、法第85条第2項より、**誤り**。
 - 4) 法第20条第2項、令第36条の4より、**正しい**。
 - 5) 令第39条第3項より、**正しい**。

答 3

30-2 【49】 建築物の防火区画、防火壁、間仕切壁等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**正しい**ものはどれか。ただし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣が定めた構造方法は用いないものとする。

- 1) 4階建ての耐火建築物の共同住宅で、メゾネット形式の住戸（住戸の階数が2で、かつ、床面積の合計が130㎡であるもの）においては、住戸内の階段の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。
- 2) 給水管が防火壁を貫通する場合においては、当該管と防火壁との隙間を準不燃材料で埋めなければならない。
- 3) 木造の建築物に防火壁を設けなければならない場合においては、当該防火壁は耐火構造とし、かつ、自立する構造であれば、組積造とすることができる。
- 4) 建築面積が300㎡の建築物の小屋組が木造である場合においては、原則として、小屋裏の直下の天井の全部を強化天井とするか、又は桁行間隔12m以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。
- 5) 平家建て、延べ面積が1,200㎡の旅館で、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものは、床面積の合計1,000㎡以内ごとに防火上有効な構造の防火壁によって有効に区画しなければならない。

解答

- 【49】
- 1) 令第112条第9項及び第9項第二号により、防火区画しなくてもよい。**誤り**。
 - 2) 令第113条第2項、令第112条15項により、モルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。**誤り**。
 - 3) 令第113条第1項第二号により、組積造とすることはできない。**誤り**。
 - 4) 令第114条第3項により、300㎡を超えていないので強化天井や準耐火構造の隔壁は不要である。**誤り**。
 - 5) 法26条により、**正しい**。

答 5

- 01-2 【50】 屋根を金属板で葺き、壁を金属サイディング張りとした木造3階建て、延べ面積180㎡の一戸建て住宅において、横架材の相互間の垂直距離が1階にあつては3.3m、2階にあつては3.2m、3階にあつては2.5mである場合、建築基準法上、1階、2階及び3階の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及び桁行方向の小径の**必要寸法を満たす最小の数値の組合せ**は、次のうちどれか。ただし、張り間方向及び桁行方向の柱の相互の間隔は10m未満とする。また、柱の小径に係る所定の構造計算は考慮しないものとする。

	1階の柱の小径	2階の柱の小径	3階の柱の小径
1)	12.0 cm	10.5 cm	10.5 cm
2)	12.0 cm	12.0 cm	10.5 cm
3)	12.0 cm	12.0 cm	12.0 cm
4)	13.5 cm	12.0 cm	10.5 cm
5)	13.5 cm	13.5 cm	12.0 cm

解答

- 【50】 令第43条1項表(二)より、1階は「その他の階の柱」で $1/30$ 以上、2階も「その他の階の柱」で $1/30$ 以上、3階は「最上階又は階数が1の建築物の柱」で $1/33$ 以上としなければならない。

1階の柱の小径は $3.3\text{m} \times 1/30 = 0.110\text{m} = 11.0\text{cm}$ また、令第43条第2項より、13.5cmを下回ってはいけない。よって、13.5cm以上必要となる。
2階の柱の小径は $3.2\text{m} \times 1/30 \div 0.106\text{m} = 10.6\text{cm} \rightarrow 10.6\text{cm}$ 以上必要となる。

3階の柱の小径は $2.5\text{m} \times 1/33 \div 0.075\text{m} = 7.5\text{cm} \rightarrow 10.5\text{cm}$ 以上必要となる。

以上より、必要寸法の最小の数値の組合せを考える。

答 4

29-2	【51】	道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、 誤っている ものはどれか。ただし、特定行政庁による道路幅員に関する区域の指定はないものとする。
	1)	都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内においては、道路法による幅員2mの道路に接している敷地の道路境界線沿いに、建築物に附属する門及び塀は建築することができる。
	2)	準都市計画区域内においては、都市計画法による幅員4mの道路に2m接している敷地には、建築物を建築することができる。
	3)	都市計画区域内のうち用途地域の指定のない区域（都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域を除く）内においては、建築基準法第3章の規定が適用されるに至った際に存在する幅員6mの私道を廃止しようとする場合、特定行政庁により、その私道の廃止は制限されることがある。
	4)	都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域内においては、土地区画整理法による幅員8mの道路の地盤面下に設ける建築物は、特定行政庁の許可を受けることなく建築することができる。
	5)	都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内においては、都市再開発法による幅員30mの道路の歩道部分に設ける通行上支障がない公衆便所は、特定行政庁の許可を受けることなく建築することができる。

解答

	【51】	1)	設問の「門及び塀」が建築制限を受けるのは、設問の道路が法第42条第2項に該当し、法第44条の制限を受けること等が考えられるが、法第41条の2より、法第3章（第8節を除く）の規定は、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り適用され、この区域外における設問の「門及び塀」はその制限を受けないので、 正しい 。
		2)	法第42条第1項第二号、法第43条第1項より、 正しい 。
		3)	法第45条第1項より、 正しい 。
		4)	法第42条、法第44条第1項第一号より、道路内の建築制限からは、地盤面下に設ける建築物は除かれる。よって、特定行政庁の許可を受けることなく建築することができるので、 正しい 。
		5)	法第42条、法第44条第1項第二号より、公益上必要な建築物等で、特定行政庁が認めて建築審査会の同意得て許可したものでなければ、道路内に建築してはならない。なお、歩道部分は道路であり、市街化区域は都市計画区域内で定められた区分なので、 誤り 。
			答 5



28-1	【52】	都市計画区域及び準都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、 誤っている ものはどれか。
	1)	道路の上空に設ける病院の渡り廊下で、患者の通行の危険を防止するために必要であり、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認め、あらかじめ建築審査会の同意を得て許可したものは道路内に建築することができる。
	2)	土地区画整理法による新設の事業計画のある幅員6mの道路で、3年後にその事業が執行される予定のものは、建築基準法上の道路ではない。
	3)	土地を建築物の敷地として利用するため築造する延長が35mを超える袋路状の道について、特定行政庁からその位置の指定を受ける場合には、その幅員を6m以上とし、かつ、終端に自動車の転回広場を設けなければならない。
	4)	災害があった場合に建築する官公署の用途に供する応急仮設建築物の敷地は、建築基準法上の道路に接しなくてもよい。

解答

【52】	1)	法第44条第1項第四号、第2項及び令第145条第2項第一号より、正しい。
	2)	法第42条第1項第四号より、土地区画整理法による新設又は変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものが建築基準法上の道路なので、正しい。
	3)	法第42条第1項第五号より、設問の袋路状道路を築造する場合、令第144条の4第1項第一号ただし書きより、イからホのいずれかに該当し、かつ、同項第二号から第五号の基準に適合する場合には、特定行政庁からその位置の指定を受けることができる。「幅員6m以上(第一号二)」と「終端に自動車の回転広場を設ける(第一号ハ)」の規定は、どちらかに該当すれば足りるので、誤り。
	4)	法第85条第2項より、災害があった場合に建築する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物等については、原則として法第3章の規定は適用しないので、正しい。
		答 3



30-1	【53】	都市計画区域及び準都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、 誤っている ものはどれか。
	1)	道路の上空に設ける学校の渡り廊下で、生徒の通行の危険を防止するために必要であり、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したものは、道路内に建築することができる。
	2)	建築物の各部分の高さの制限において、建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路（建築基準法第42条第1項第四号に該当するものを除く。）に接し、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については、当該計画道路が前面道路とみなされる。
	3)	工事を施工するために2年間現場に設ける事務所の敷地は、道路に2m以上接しなければならない。
	4)	幅員4mの農道に2m以上接する敷地においては、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した延べ面積250㎡の建築物は、建築することができる。

解答

	【53】	1)	法第44条第1項第四号、第2項及び令第145条第2項第一号より、 正しい 。
		2)	法第56条（同条第6項）、令第131条及び令第131条の2第2項より、 正しい 。
		3)	法第85条第2項より、工事を施工するために現場に設ける事務所は、原則として第3章の規定は適用されないので、 誤り 。
		4)	法第43条第1項、同条第2項第二号及び同法施行規則第10条の3第4項第二号より、幅員4m以上の農道に2m以上接する敷地において、特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可したものは、延べ面積にかかわらず建築することができるので、 正しい 。
			答 3



27-2	【54】	2階建、延べ面積 300m ² の次の建築物のうち、建築基準法上、 新築してはならない ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。
		1) 第一種低層住居専用地域内の児童厚生施設
		2) 第二種低層住居専用地域内の学習塾
		3) 第二種中高層住居専用地域内の貸本屋
		4) 工業地域内の共同住宅
		5) 工業専用地域内の銀行の支店

解答

【54】	1)	法第48条第1項、法別表第2(い)項第九号、令第130条の4第1項第二号より、延べ面積600m ² 以内の児童厚生施設は、 新築できる 。
	2)	法第48条第2項、法別表第2(ろ)項第二号より、令第130条の5の2第1項第五号に該当する建築物だが、床面積の合計が150m ² を超えているので、 新築できない 。
	3)	法第48条第4項、法別表第2(に)項より、各号に該当しないので 新築できる 。
	4)	法第48条第12項、法別表第2(を)項より、各号に該当しないので 新築できる 。
	5)	法第48条第13項、法別表第2(わ)項より、各号に該当しないので 新築できる 。
		答 2



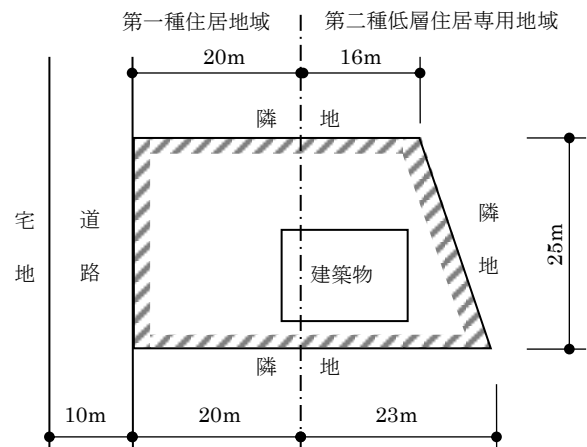
28-1	【55】	建築物の用途の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、 誤っている ものはどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等及び特定行政庁の許可等は考慮しないものとする。
	1)	第一種低層住居専用地域内において、「延べ面積 150m ² 、地上2階建の食堂兼用住宅（居住の用途に供する部分の床面積が 100m ² ）」は、新築することができる。
	2)	第二種中高層住居専用地域内において、「延べ面積 2,000m ² 、地上2階建の事務所」は、新築することができる。
	3)	近隣商業地域内において、「客席部分の床面積の合計が 600m ² 、地上3階建の映画館」は、新築することができる。
	4)	準工業地域内において、「肥料の製造工業」は、新築することができない。

解答

【55】	1)	法48条第1項、法別表第二(い)項第二号、令第130条の3第1項本文及び第二号より、第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅は、延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、食堂の床面積の合計が50m ² 以下とするので、 新築できる 。
	2)	法第48条第4項、法別表第二(に)項第八号より、事務所の床面積の合計が1,500m ² を超えるものは、 新築できない 。
	3)	法第48条9項、法別表第二(り)項より、映画館は(り)項各号に該当しないので、 新築できる 。
	4)	法第48条第11項、法別表第二(る)項第一号(17)より、肥料の製造を営む工場は、 新築できない 。
		答 2



29-2	【56】	図のような敷地及び建築物の配置において、建築基準法上、 新築してはならない 建築物は、次のうちどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。
	1)	延べ面積200m ² の倉庫業を営む倉庫
	2)	警察署
	3)	延べ面積 300m ² の旅館
	4)	作業場の床面積の合計が 50m ² で、原動機の出力の合計が 1.5kW の空気圧縮機を使用する自動車修理工場
	5)	老人福祉センター



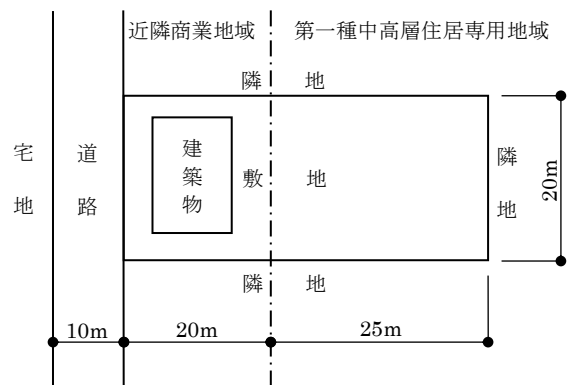
解答

【56】	法第91条より、建築物の敷地が、用途地域の内外にわたる場合、敷地の過半の属する地域の規定が適用される。よって、ここでは敷地全体を第一種住居地域（法第48条第5項）とみなす。
1)	法別表第2（ほ）項第一号、（へ）項第五号より、 新築できない 。
2)	法別表第2（ほ）項第四号かっこ書、令第130条の7の2第1項第一号より、警察署は、 新築できる 。
3)	法別表第2（ほ）項第四号より、旅館は（は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するが、床面積の合計が3,000m ² を超えるものでないので、 新築できる 。
4)	法別表第2（ほ）項第一号、（へ）項第二号より、原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50m ² 以下のものは建築でき、また、（ほ）項第一号、（へ）項第一号、（と）項第三号（11）より、原動機の出力の合計が1.5kW以下の空気圧縮機を使用する作業を営む工場は、 新築できる 。
5)	法別表第2（ほ）項より、各号に該当しないので、 新築できる 。

答 1



27-2	【57】	図のような敷地及び建築物（3階建、各階の床面積100m ² 、延べ面積300m ² ）の配置において、建築基準法上、 新築することができる 建築物は、次のうちどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。
	1)	飲食店
	2)	事務所兼用住宅（1階が事務所、2階及び3階が住宅）
	3)	保健所
	4)	カラオケボックス
	5)	旅館



解答

	【57】	法第91条より、用途制限に関しては、敷地の過半の属する地域の規定が適用される。よって、ここでは敷地全体を第一種中高層住居専用地域（法第48条第3項）とみなす。なお、建物の位置には関係しない。
	1)	法別表第2（は）項第五号かっこ書きより、3階以上の部分を飲食店の用途に供するものを除くので、 新築できない 。
	2)	法別表第2（は）項より、各号に該当しないので、 新築できない 。なお、法別表第1（は）項第一号、（い）項第二号より、政令で定める兼用住宅は建築することができるが、令第130条の3かっこ書きより、事務所の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものは除かれている。
	3)	法別表第2（は）項第七号、令第130条の5の4第1項第一号より、 新築できる 。なお、保健所は、5階以上であれば除かれるが、これに該当しない。
	4)	法別表第2（は）項より、各号に該当しないので、 新築できない 。
	5)	法別表第2（は）項より、各号に該当しないので、 新築できない 。
		答 3



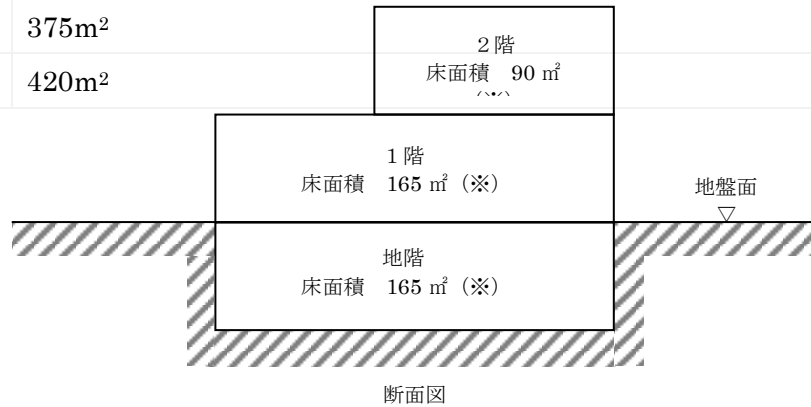
28-2	【59】	2階建、延べ面積 300m ² の次の建築物のうち、建築基準法上、 新築することができる ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。
	1)	第一種低層住居専用地域内の工芸品工房兼住宅で、工芸品工房の部分の床面積を 150m ² とし、出力の合計が 0.75kW の原動機を使用するもの
	2)	第二種低層住居専用地域内の税務署
	3)	第二種中高層住居専用地域内の自家用の倉庫
	4)	第一種住居地域内の演芸場
	5)	工業専用地域内の劇場

解答

【59】	1)	法第 48 条第 1 項、法別表第 2 (い) 項第二号、令第 130 条の 3 第 1 項第七号より、出力の合計が 0.75kW 以下の原動機を使用する工芸品工房は建築することができるが、令第 130 条の 3 第 1 項かっこ書きより、工芸品工房の床面積の合計が 50m ² を超えるので、 新築できない 。
	2)	法第 48 条第 2 項、法別表第 2 (ろ) 項より、各号に該当しないので、 新築できない 。
	3)	法第 48 条第 4 項、法別表第 2 (に) 項より、各号に該当しないので、 新築できる 。なお、「自家用の倉庫」は、法別表第 2 にその記述がないため、(に) 項第七号及び第 8 号の「(は) 項に掲げる建築物以外の建築物」に該当するが、階数・床面積ともに該当しない。
	4)	法第 48 条第 5 項、法別表第 2 (ほ) 項第一号より、(へ) 項第三号に該当するので、 新築できない 。
	5)	法第 48 条第 13 項、法別表第 2 (わ) 項第一号より、(を) 項第四号に該当するので、 新築できない 。
		答 3



30-2	【60】	図のようなエレベーターのない共同住宅を新築する場合、建築基準法上、同法第52条第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積は、次のうちどれか。ただし、自動車車庫等の用途に供する部分はないものとし、地域、地区等及び特定行政庁の指定等は考慮しないものとする。
	1)	235m ²
	2)	250m ²
	3)	280m ²
	4)	375m ²
	5)	420m ²



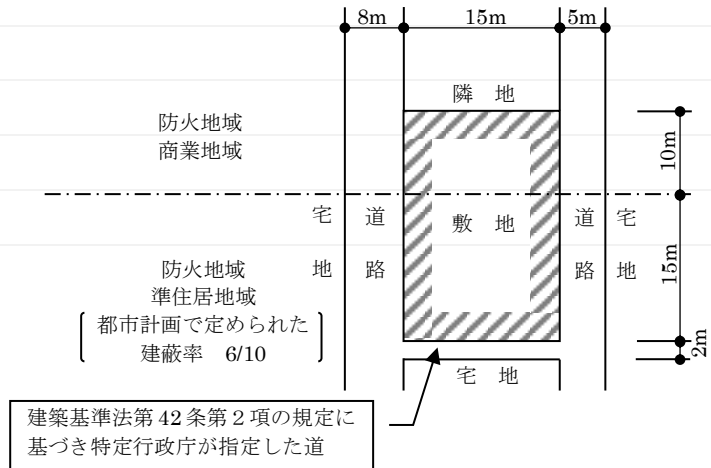
(※) 各階の床面積には、それぞれ共用の廊下及び階段の用に供する部分の床面積 15 m²を含む。

解答

【60】	○ 法第52条第6項より、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、原則として、昇降機の昇降路の部分又は共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。
	○ 法第52条第3項より、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、設問の地階の床面積は、原則として、1/3を限度に算入しない。
	<p>住宅部分の床面積の合計</p> <p>各階の床面積から、容積率算定上の延べ面積に算入しない部分を除いた住宅部分の床面積の合計</p> $(90\text{ m}^2 - 15\text{ m}^2) + (165\text{ m}^2 - 15\text{ m}^2) + (165\text{ m}^2 - 15\text{ m}^2) = 375\text{ m}^2$ <p>住宅部分の床面積の合計の1/3</p> $375\text{ m}^2 \times 1/3 = 125\text{ m}^2$
	<p>地階部分の容積率対象床面積</p> $165\text{ m}^2 - 15\text{ m}^2 - 125\text{ m}^2 = 25\text{ m}^2$
	<p>容積率算定の基礎となる延べ面積</p> $(90\text{ m}^2 - 15\text{ m}^2) + (165\text{ m}^2 - 15\text{ m}^2) + 25\text{ m}^2 = 250\text{ m}^2$
	答 2



29-2	【61】	図のような敷地において、耐火建築物を新築する場合、建築基準法上、新築することができる建築物の 建築面積の最高限度 は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はなく、図に示す範囲に高低差はないものとする。
	1)	246m ²
	2)	255m ²
	3)	276m ²
	4)	285m ²
	5)	297m ²



解答

【61】	<p>法第53条第2項より、用途地域ごとの建築面積の合計とする。</p> <p>法第53条第3項第一号イより、準住居地域は 建ぺい率 $6/10 + 1/10 = 7/10$</p> <p>法第53条第6項第一号より、商業地域は 建ぺい率 $10/10$ (適用除外)</p> <p>法第42条第2項より、規定に基づき特定行政庁が指定した道は、道路の中心線から2mの線を境界線とみなす。</p> <p>よって、</p> <p>準住居地域 敷地面積 $15m \times (15m - 1m) = 210 \text{ m}^2$ 建築面積 $210 \text{ m}^2 \times 7/10 = 147 \text{ m}^2$</p> <p>商業地域 敷地面積 $15m \times 10m = 150 \text{ m}^2$ 建築面積 $150 \text{ m}^2 \times 10/10 = 150 \text{ m}^2$</p> <p>$147 \text{ m}^2 + 150 \text{ m}^2 = 297 \text{ m}^2$</p>	<p>答 5</p>
------	--	------------



27-2	【62】	建築物及び敷地の条件とその建ぺい率の最高限度の組合せとして、建築基準法上、 正しい ものは、次のうちどれか。ただし、用途地域、防火地域及び準防火地域以外の地域、地区等は考慮しないものとし、特定行政庁による角地及び壁面線の指定等はないものとする。
------	------	---

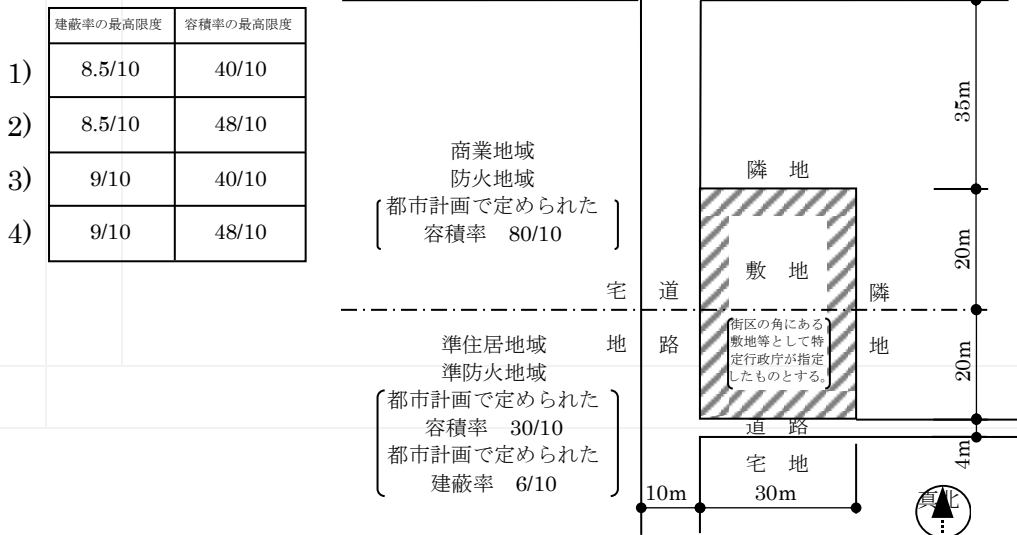
建築物及び敷地の条件			建ぺい率の 最高限度
建築物の構造	敷地		
	用途地域 (都市計画で定められた建ぺい率)	防火地域又は 準防火地域の指定	
1) 耐火延焼物	第一種低層住居専用地域 (5/10)	準防火地域	5/10
2) 耐火建築物	第二種住居地域 (6/10)	防火地域	7/10
3) 耐火建築物	近隣商業地域 (8/10)	防火地域	9/10
4) 準耐火建築物	準住居地域 (5/10)	準防火地域	5/10
5) 準耐火建築物	商業地域	防火地域	9/10

解答

	【62】	1)	法第53条第1項第一号、第3項第一号イより、準防火地域内にある耐火建築物は、1/10の緩和が適用され、 $5/10 + 1/10 = 6/10$ 。 誤っている。
		2)	法第53条第1項第二号、第3項第一号イより、防火地域内にある耐火建築物は、1/10の緩和が適用され、 $6/10 + 1/10 = 7/10$ 。 正しい。
		3)	法第53条第1項第三号、第6項第一号より、建蔽率の限度が8/10とされている地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物は、建蔽率の制限を受けない(10/10)。 誤っている。
		4)	法第53条第1項第二号、第3項第一号ロより、準防火地域内にある準耐火建築物は、1/10の緩和が適用され、 $5/10 + 1/10 = 6/10$ 。 誤っている。
		5)	法第53条第1項第四号より、都市計画で定められた建蔽率は8/10。また、同条第6項第一号より、建蔽率の限度が8/10とされている地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物等は、建蔽率の制限を受けないが、設問は準耐火建築物であるので、制限の緩和は適用されない。よって8/10。 誤っている。
			答 2



30-1 【63】 図のような敷地において、耐火建築物を新築する場合、建築基準法上、建築することができる建築物の建蔽率（同法第53条に規定する建蔽率）と建築物の容積率（同法第52条に規定する容積率）の最高限度の組合せとして、正しいものは、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定、許可等は考慮しないものとする。



解答

【63】	〈建蔽率〉	法第53条第2項より、敷地が建蔽率の異なる用途地域にわたる場合は、それぞれの建蔽率の限度に、当該地域の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得た値の合計（加重平均）以下とする。
	○商業地域	法第53条第1項第四号より、都市計画で定める建蔽率は、8/10。 法第53条第6項より、建蔽率が8/10の地域内で防火地域内にある耐火建築物は、建蔽率の規定は適用されないため、10/10。
	○準住居地域	法第53条第1項第二号及び問題より、都市計画で定める建蔽率は6/10。 法第53条第3項および第7項より、建蔽率が8/10の地域以外で、防火地域内の耐火建築物等は、+1/10。また、街区の角にある敷地で特定行政庁が指定したものは、+1/10。つまり、6/10+1/10+1/10=8/10。
	○最高限度	$\{10/10 \times (20 \times 30 / 40 \times 30)\} + \{8/10 \times (20 \times 30) / (40 \times 30)\} = 9/10$
【63】	〈容積率〉	<ul style="list-style-type: none"> 前面道路の幅員が12m未満なので、容積率の限度は、「指定容積率（法第52条第1項）」と「道路幅員による容積率（同条第2項）」のうち、いずれか小さい方の値とする。 法第52条第9項、令135条の18より、前面道路の幅員に算入する数値は、$W_a = \{(12-10) \times (70-35)\} / 70 = 1m$。 従って、西側前面道路の幅員は、10m+1m=11mとみなされる。 法第52条第2項かっこ書きより、前面道路が2以上あるときは、その幅員の最大のものが採用されるので、道路幅員による容積率算定のための道路幅員は11m。 法第52条第7項より、敷地が容積率の異なる用途地域にわたる場合は、それぞれの容積率の限度に、当該地域の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得た値の合計（加重平均）以下とする。
	○商業地域	問題より、指定容積率は、80/10。 法第52条第2項第三号より、道路幅員による容積率は、 $11 \times 6 / 10 = 66 / 10$ 。 したがって、容積率の限度は66/10。
	○準住居地域	問題より、指定容積率は、30/10。 法第52条第2項第二号より、道路幅員による容積率は、 $11 \times 4 / 10 = 44 / 10$ 。 したがって、容積率の限度は、30/10。
	○最高限度	$\{66/10 \times (20 \times 30 / 40 \times 30)\} + \{30/10 \times (20 \times 30) / (40 \times 30)\} = 48/10$

Ⓐ 4

30-1 【64】 病院に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、



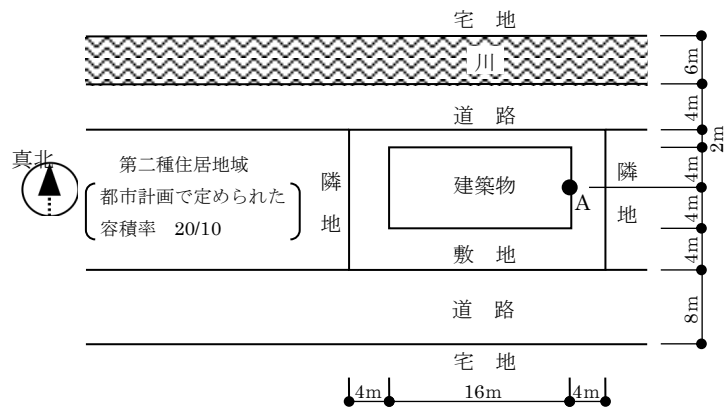
		階避難安全検証法、全館安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。
	1)	敷地が第一種中高層住居専用地域内に 300 m ² 、第二種低層住居専用地域内に 700 m ² と二つの用途地域にわたる場合、当該敷地には、特定行政庁の許可を受けなければ病院を新築することができない。
	2)	準防火地域内の地上 2 階建てで、各階の床面積が 300 m ² のもの（各階とも患者の収容施設があるもの）は、耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物としなければならない。
	3)	患者用の廊下の幅は、両側に居室がある場合、1.6m以上としなければならない。
	4)	入院患者の談話のために使用される居室には、原則として、採光のための窓その他の開口部を設けなければならない。

解答

	【64】	1)	法第 91 条より、敷地の過半の属する地域である第二種低層住居専用地域の規定を適用する。法第 48 条第 2 項、法別表第 2 (ろ) 項各号に該当せず、法第 48 条第 2 項のただし書きによる許可が必要となるので、 正しい 。
		2)	準防火地域内の特殊建築物は、法第 61 条と法第 27 条の厳しい法の規定を適用する。まず、法第 61 条より、令第 136 条の 2 第二号イ又はロのいずれかの基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。また、法第 27 条第 1 項第二号、法別表第 1 (い) 欄 (2) 項より、必ずしも耐火建築物とする必要はない。以上より、設問の建築物は、耐火建築物及びこれと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物以外のものとしてすることができるので、 誤り 。
		3)	病院は、法別表第 1 (い) 欄 (2) 項に掲げる特殊建築物であり、令第 117 条第 1 項に該当する。よって、令第 119 条より、 正しい 。
		4)	法第 28 条第 1 項、令第 19 条第 2 項第五号より、 正しい 。
			答 2



28-2	【65】	<p>図のような敷地において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度は、次のうちどれか。</p> <p>ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間の高低差並びに門及び塀はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとし、日影規制（日影による中高層の建築物の高さの制限）及び天空率は考慮しないものとする。なお、建築物は、全ての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。</p>
	1)	20.00m
	2)	22.50m
	3)	25.00m
	4)	27.00m
	5)	27.50m

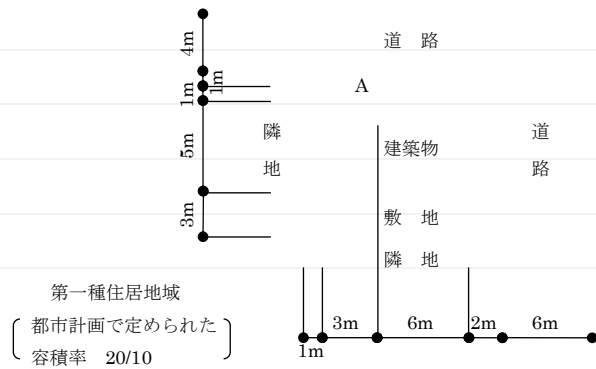


解答

	【65】	<p>※道路斜線制限と隣地斜線制限を検討し、いずれか厳しい方の値をとる。</p> <p>道路斜線制限</p> <p>○法第56条第6項、令134条第1項より、北側前面道路の反対側の境界線は、川の反対側の境界線にあるものとみなす（川幅を道路幅員に含め、10mとして計算できる）。</p> <p>○法第56条第6項及び令第134条第2項より、前面道路が2以上あるので、幅員の大きい北側前面道路（10m）の境界線からの水平距離がその幅員の2倍以内かつ35m以内の区域においては、南側前面道路を10mとみなすことができる。A点は北側前面道路から6mの位置にあるので、A点における南側前面道路は幅員10mとみなすことができる。</p> <p>○法第56条第2項より、前面道路の反対側の境界線は、建築物の後退距離の最小値だけ外側の線とみなす。よって、A点から道路の反対側の境界線とみなす線までの水平距離は、それぞれ</p> <p>北側前面道路：4m+4m+10m+4m=18m……①</p> <p>南側前面道路：4m+2m+10m+2m=22m</p> <p>となるから、このうち厳しい方の北側前面道路について検討すれば良い。</p> <p>○法第52条第2項第二号より、前面道路による容積率を求める。</p> <p>第二種住居地域 $8 \times 4 / 10 = 32 / 10 > 20 / 10$</p> <p>○法第56条第1項第一号、法別表第3（は）欄1の項より、適用距離は20m以下であり、①より北側前面道路による斜線制限を受ける。また、同表（に）欄1の項より、水平距離に乘じる数値は1.25であるから、$18m \times 1.25 = 22.50m$</p> <p>隣地斜線制限</p> <p>○法第56条第1項第二号イより、A点からの水平距離が小さい東側隣地の斜線制限を検討する。</p> <p>$20m + (4m + 4m) \times 1.25 = 30.00m$</p> <p>◇よって、A点の高さの最高限度は、22.50m</p>
		答 2
30-2	【66】	図のような敷地において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地



		盤面からの 建築物の高さの最高限度 は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間の高低差並びに門及び塀はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定・許可等はないものとし、日影規制（日影による中高層の建築物の高さの制限）及び天空率は考慮しないものとする。なお、建築物は、全ての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。
	1)	7.50m
	2)	8.75m
	3)	10.00m
	4)	10.50m
	5)	11.25m



解答

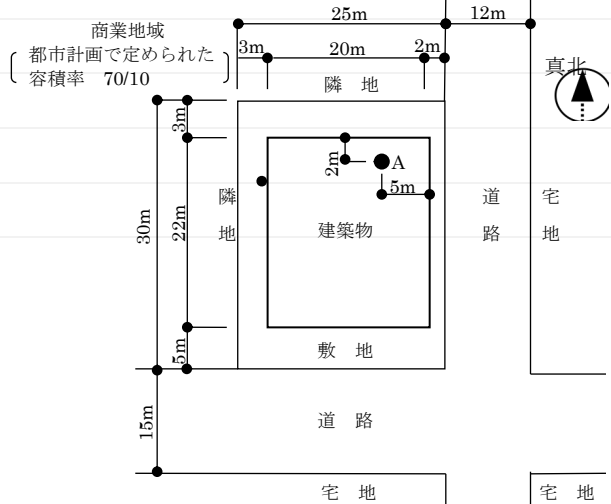
【66】	<p>※道路斜線制限と隣地斜線制限を検討し、いずれか厳しい方の値をとる。</p> <p>道路斜線制限</p> <p>○法第56条第6項及び令第132条第1項より、前面道路が2以上あるので、幅員の大きい東側前面道路（6m）の境界線からの水平距離がその幅員の2倍以内かつ35m以内の区域及び北側前面道路の中心線からの水平距離10mをこえる区域においては北側前面道路幅員を6mとみなすことができる。</p> <p>○法第56条第2項より、前面道路の反対側の境界線は、建築物の後退距離の最小値だけ外側の線とみなす。よって、A点から道路の反対側の境界線とみなす線までの水平距離は、それぞれ</p> <p>東側前面道路：6m+2m+6m+2m=16m 北側前面道路：2m+6m+1m=9m……①</p> <p>となるから、このうち厳しい方の北側前面道路について検討すれば良い。</p> <p>○法第52条第2項第二号より、前面道路による容積率を求める。 第一種住居地域 $6 \times 4 / 10 = 24 / 10 > 20 / 10$</p> <p>○法第56条第1項第一号、法別表第3（は）欄1の項より、適用距離は20m以下であり、①より北側前面道路による斜線制限を受ける。また、同表（に）欄1の項より、水平距離に乗じる数値は1.25であるから、 $9m \times 1.25 = 11.25m$</p> <p>隣地斜線制限</p> <p>○法第56条第1項第二号イより、A点からの水平距離が小さい西側隣地の斜線制限を検討する。 $20m + (3m + 1m + 1m) \times 1.25 = 26.25m$ （※第一種住居地域内の隣地斜線制限は、高さが20mをこえる部分に適用するので、検討不要）</p> <p>◇よって、A点の高さの最高限度は、11.25m</p>
	<p>答 5</p>

28-1	【67】	図のように、敷地に建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面か
------	------	---------------------------------------



らの**建築物の高さの最高限度**は、次のうちどれか。
 ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地及び道路の相互間の高低差はなく、門、塀等はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁による指定・許可等並びに日影による中高層の建築物の高さの制限及び天空率に関する規定は考慮しないものとする。なお、建築物は、全ての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。

- 1) 31.5m
- 2) 36.0m
- 3) 43.5m
- 4) 51.0m



解答

【67】

※道路斜線制限と隣地斜線制限を検討し、いずれか厳しい方の値をとる。
道路斜線制限
 ○法第56条第6項及び令第132条第1項より、前面道路が2以上あるので、幅員の大きい南側前面道路(15m)の境界線からの水平距離がその幅員の2倍以内かつ35m以内の区域及び東側前面道路の中心線からの水平距離10mをこえる区域においては東側前面道路幅員を15mとみなすことができる。
 ○法第56条第2項より、前面道路の反対側の境界線は、建築物の後退距離の最小値だけ外側の線とみなす。よって、A点から道路の反対側の境界線とみなす線までの水平距離は、それぞれ
 東側前面道路：5m+2m+15m+2m=24m……①
 南側前面道路：20m+5m+15m+5m=45m
 となるから、このうち厳しい方の東側前面道路について検討すれば良い。
 ○法第52条第2項より、前面道路幅員が12m以上なので、容積率は指定容積率による。
 商業地域 70/10
 ○法第56条第1項第一号、法別表第3(は)欄2の項より、適用距離は30m以下であり、①より東側前面道路による斜線制限を受ける。また、同表(に)欄2の項より、水平距離に乗じる数値は1.5であるから、
 $24m \times 1.5 = 36.0m$
隣地斜線制限
 ○法第56条第1項第二号ロより、A点からの水平距離が小さい北側隣地の斜線制限を検討する。
 $31m + (2m + 3m + 3m) \times 2.5 = 51.0m$
 ◇よって、A点の高さの最高限度は、**36.0m**

答 2

01-2 【68】 建築物の高さの制限又は日影規制(日影による中高層の建築物の高さの制限)に関



	<p>する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等及び地形の特殊性に関する特定行政庁の定め等は考慮しないものとする。</p>
1)	<p>道路の高さ制限において、建築物の敷地の地盤面が前面道路より1m以上高い場合においては、その前面道路は、敷地の地盤面と前面道路との高低差から1mを減じたものの1/2だけ高い位置にあるものとみなす。</p>
2)	<p>第一種低層住居専用地域内における10m又は12mの建築物の高さの限度については、天空率の計算を行うことにより、特定行政庁の許可又は認定を受けなくても、その高さの限度を超えることができる。</p>
3)	<p>第一種低層住居専用地域内のうち、日影規制の対象区域内においては、北側高さ制限が適用される。</p>
4)	<p>第一種中高層住居専用地域内のうち、日影規制の対象区域内においては、北側高さ制限は適用されない。</p>
5)	<p>商業地域内にある高さが10mを超える建築物が、冬至日において、隣接する第一種住居地域内の土地に日影を生じさせる場合は、当該建築物が第一種住居地域内にあるものとみなして、日影規制を適用する。</p>

解答

【68】	1)	<p>法第56条第6項、令135条の2第1項より、正しい。</p>
	2)	<p>法第55条第1項より、第一種低層住居専用地域内における建築物の高さは、都市計画により10m以下又は12m以下と定められているが、法第56条第7項より、天空率の計算を行うことにより法第55条を緩和する規定は定められていないので、誤り。</p>
	3)	<p>法第56条第1項第三号、同号かっこ書きより、第一種低層住居専用地域内では日影規制の対象区域内であっても北側斜線制限は適用されるので、正しい。</p>
	4)	<p>法第56条第1項第三号、同号かっこ書きより、第一種中高層住居専用地域内で日影規制の対象区域内においては、北側斜線制限は適用されないので、正しい。</p>
	5)	<p>法第56条の2第4項より、日影規制の対象区域外にある高さが10mを超える建築物が、冬至日において、対象区域内の土地に日影を生じさせる場合は、当該対象区域内にある建築物とみなして日影規制を適用するので、正しい。</p>
		<p>答 2</p>



27-2	【69】	建築物の高さの制限又は日影規制（日影による中高層の建築物の高さの制限）に関する次の記述のうち、建築基準法上、 誤っている ものはどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等及び地形の特殊性に関する特定行政庁の定め等は考慮しないものとする。
	1)	第一種低層住居専用地域内のうち、日影規制の対象区域においては、北側高さ制限は適用されない。
	2)	第二種低層住居専用地域内においては、隣地高さ制限は適用されない。
	3)	第二種低層住居専用地域内において、軒の高さが7mで地階を含む階数が3の建築物は、日影規制は適用されない。
	4)	商業地域内においては、原則として、日影規制は適用されない。
	5)	準工業地域内において、高さが31m以下の建築物については、隣地高さ制限は適用されない。

解答

	【69】	1)	法第56条第1項第三号、同号かっこ書きより、第一種低層住居専用地域内では日影規制の対象区域内であっても北側斜線制限は適用されるので、 誤り 。
		2)	法第56条第1項第二号より、隣地斜線制限は、低層住居系用途地域においては適用されないので、 正しい 。
		3)	法第56条の2第1項、法別表第4(ろ)欄1の項より、低層住居系用途地域においては、原則として、軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物が制限を受けるので、 正しい 。
		4)	法第56条の2第1項、法別表第4(い)欄より、商業地域には適用されない。 正しい 。
		5)	法第56条第1項第二号ロより、隣地高さ制限は高さが31mを超える部分に適用させるので、 正しい 。
			答 1

28-2	【70】	2階建、延べ面積150m ² の一戸建て住宅に関する次の記述のうち、建築基準法上、
------	------	--



改		誤っている ものはどれか。ただし、地階及び防火壁はないものとし、防火地域及び準防火地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。また、延焼防止時間に係る基準、国土交通大臣による認定は考慮しないものとする。
	1)	準防火地域内において外壁を耐火構造として新築する場合、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
	2)	準防火地域内において木造建築物として新築する場合、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火性能に関する技術的基準に適合させなければならない。
	3)	防火地域内において新築する場合、屋根の構造は、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないもの及び屋内に達する防火上有害な溶融、亀裂その他の損傷を生じないものとしなければならない。
	4)	防火地域及び準防火地域にわたり新築する場合、建築基準法施行令第136条の2第二号イの基準に適合する建築物としなければならない。
	5)	防火地域内において高さ2.1mの塀を設ける場合、その塀は、延焼防止上支障のない構造としなければならない。

解答

	【70】	1)	法第63条より、正しい。
		2)	法第61条、令136条の2第三号より、正しい。
		3)	法第62条、令136条の2の2より、正しい。
		4)	法第65条第2項、法第61条、令第136条の2より、 誤り 。なお、同号ロについては、前提文で延焼防止時間に係る基準は考慮しないものとされている。
		5)	法第61条、令136条の2第五号より、正しい。
			答 4



29-1	【71】	地区計画等又は建築協定に関する次の記述のうち、建築基準法上、 誤っている ものはどれか。
	1)	建築協定における建築協定区域及び当該区域内の建築物に関する基準について、同様の内容が地区計画において定められた場合には、その建築協定は廃止されたものとみなされる。
	2)	地区計画等の区域内における建築物の敷地が特定行政庁の指定した予定道路に接する場合、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該予定道路を前面道路とみなして建築物の容積率の規定が適用される。
	3)	地区計画等の区域内において、地区整備計画等で定められている壁面の位置の制限に係る建築物に附属する門又は塀で高さ2mを超えるもの以外の工作物の設置の制限は、地区計画等に関する市町村の条例による壁面の位置の制限としては定めることができない。
	4)	特定行政庁の認可を受けた建築協定のうち、建築協定区域内の土地について一の所有者以外に土地の所有者等が存しないものは、認可の日から起算して3年以内において当該建築協定区域内の土地に2以上の土地の所有者等が存しない場合には、効力を有するものとはならない。

解答

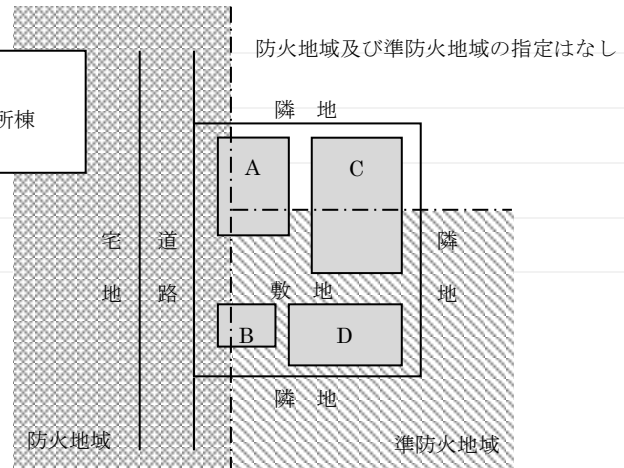
	【71】	1)	法第76条1項より、建築協定の廃止には、土地の所有者等の過半数の合意と特定行政庁の認可が必要であり、地区計画の制定によって建築協定が廃止になるという規定はない。 誤り 。
		2)	法第68条の7第1項、第5項より、当該予定道路を法第52条第2項（前面道路幅員による容積率）の前面道路とみなすので、 正しい 。
		3)	法第68条の2第1項および第2項、令第136条の2の5第1項第五号より、地区計画の区域で市町村の条例に基づく制限は、建築物に付属する門若しくは塀で高さ2mを超えるものの位置の制限であることと規定されおり、高さ2m以下のものは、位置の制限を定めることができない。 正しい 。
		4)	法第76条の3第1項、第2項および第5項より、「一人協定」は、認可の日から起算して3年以内に、2以上の土地所有者等が存することとなった時から効力を有するので、 正しい 。
			答 1

27-1	【72】	図のような敷地に、用途上不可分の関係にあるA～Dの建築物を新築する場合、建
------	------	---------------------------------------



改	<p>築基準法上、誤っているものは、次のうちどれか。ただし、いずれの建築物も防火壁を設けていないものとし、建築物に附属する門又は扉はないものとする。また、図に記載されているものを除き、地域、地区等の制限については考慮しないものとし、危険物の貯蔵等を行わないものとする。ただし、国土交通大臣の認定は考慮しないものとする。</p>
	<p>1) A は、耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物としなければならない。</p>
	<p>2) B は、耐火建築物、準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物としなければならない。</p>
	<p>3) C は、耐火建築物、準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物としなければならない。</p>
	<p>4) D は、耐火建築物、準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物としなければならない。</p>

A : 延べ面積 500m²、地上2階建の事務所棟
 B : 延べ面積 60m²、平家建の自動車庫棟
 C : 延べ面積 1,500m²、地下1階、地上3階建の事務所棟
 D : 延べ面積 400m²、地上2階建の事務所棟



解答

	<p>【72】</p> <p>法第65条第1項より、建築物が防火地域及び準防火地域とこれらの地域に指定されていない区域にわたる場合、その全部について最も厳しい防火地域内の規定を適用する。また、同条第2項より、建築物が防火地域及び準防火地域に渡る場合、その全部について防火地域内の規定を適用する。</p> <p>1) 防火地域の制限を受ける。法第61条より、令第136条の2第一号イ又はロのいずれかの基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならないので、正しい。</p> <p>2) 防火地域の制限を受ける。防火地域内の特殊建築物であるので、法61条と法27条のうち、厳しい方の規定（法61条）を適用する。正しい。</p> <p>3) 準防火地域の制限を受ける。法第61条より、令第136条の2第二号イ又はロのいずれかの基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならないので、正しい。</p> <p>4) 準防火地域の制限を受ける。設問の建築物は、法第61条より、令第136条の2第三号又は四号に該当する。第三号イの場合、外壁及び軒裏を防火構造とし所定の外壁開口部設備とした建築物に、第四号イの場合、所定の外壁開口部設備とした建築物にすることができるので、誤り。</p>	<p>答 4</p>
28-1	<p>【73】 地区計画等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。</p>	



	1)	地区計画等の区域内において、建築物の敷地内に予定道路が指定された場合においては、当該予定道路の地盤面下に設ける建築物は、特定行政庁の許可を受けることなく新築することができる。
	2)	地区整備計画等が定められている地区計画等の域内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものが、市町村の条例で、これらに関する制限として定められた場合には、当該条例の規定は、建築基準関係規定に該当する。
	3)	地区計画の区域のうち再開発等促進区域内において、当該地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合した建築物については、用途地域内の建築物の制限に適合しない場合であっても、特定行政庁の許可を受けることなく新築することができる。
	4)	地区整備計画等が定められている地区計画等の域内において、建築物に附属する高さ2m以内の門又は塀の位置については、市町村の条例による壁面の位置の制限としては定めることができない。

解答

	【73】	1)	法第68条の7第4項より、地区計画の区域内において、予定道路が指定された場合においては、当該予定道路を第42条1項に規定する道路とみなして、第44条の規定を適用する。よって、法第44条第1項第一号より、正しい。
		2)	法第68条の2第1項、法第6条第1項より、地区計画等の条例による建築物制限は、建築基準関係規定に該当するので、正しい。
		3)	法第68条の3第6項より、法第48条第1項から第13項ただし書が読み替えて適用されるが、各項「特定行政庁が、と認めて許可した場合」との部分はそのまま適用されるので、誤り。
		4)	法第68条の2第1項および第2項、令第136条の2の5第1項第五号より、地区計画の区域で市町村の条例に基づく制限は、建築物に付属する門若しくは塀で高さ2mを超えるものの位置の制限であることと規定されおり、高さ2m以下のものは、位置の制限を定めることができない。正しい。
			答 3
01-2	【74】	都市計画区域内における道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っている	



		るものはどれか。
	1)	地区計画の区域外において、自転車歩行者専用道路となっている幅員 5m の道路法による道路にのみ 10m 接している敷地には、建築物を建築することができない。
	2)	地区計画の区域内において、建築基準法第 68 条の 7 第 1 項の規定により特定行政庁が指定した予定道路内には、敷地を造成するための擁壁を突き出して築造することができない。
	3)	地方公共団体は、特殊建築物等の用途、規模又は位置の特殊性により、避難又は通行の安全の目的を十分に達成することが困難であると認めるときには、条例で、その敷地が接しなければならない道路の幅員等に関して必要な制限を付加することができる。
	4)	土地区画整理法による新設の事業計画のある幅員 6m の道路で、3 年後にその事業が執行される予定のものは、建築基準法上の道路に該当しない。
	5)	高さ 2m を超える門又は塀は、特定行政庁が指定した壁面線を越えて建築してはならない。

解答

	【74】	1)	法第 43 条第 1 項より、建築物の敷地は原則として道路に 2m 以上接しなければならない。設問の「自転車歩行者専用道路」は、法第 42 条第 1 項第一号に規定される道路法による道路であり、建築物を建築することができるので、 誤り 。なお、設問の「地区計画の区域外の自転車歩行者専用道路」は、建築物の敷地が接しなければならない道路から除外されている道路（法第 43 条第 1 項第一号、第二号）には該当しない。
		2)	法第 68 条の 7 第 1 項及び第 4 項より、地区計画等の区域において予定道路が指定された場合、当該予定道路を法第 42 条第 1 項に規定する道路とみなして、法第 44 条（道路内の建築制限）の規定を適用する。法第 44 条第 1 項より、敷地を造成するための擁壁は、予定道路内に突き出して築造してはならないので、 正しい 。
		3)	法第 43 条第 3 項第一号より、地方公共団体は、特殊建築物等の用途、規模又は位置の特殊性により、避難又は通行の安全の目的を十分に達成することが困難であると認めるときは、敷地が接しなければならない道路の幅員等について、条例で、必要な制限を付加することができる。 正しい 。
		4)	法第 42 条第 1 項第四号より、道路法、都市計画法、土地区画整理法等による新設又は変更の事業計画のある道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定した幅員 4m（特定行政庁が指定する区域内では 6m）以上のもの（地下におけるものを除く）は、建築基準法上の道路である。3 年後に事業が執行される予定のものは建築基準法上の道路に該当しないので、 正しい 。
		5)	法第 47 条より、 正しい 。
			答 1

29-1	【75】	次の記述のうち、建築基準法上、 誤っている ものはどれか。ただし、特定行政庁の
------	-------------	--



		許可は考慮しないものとする。
	1)	建築基準法第 22 条第 1 項の市街地の区域の内外にわたる共同住宅の屋根の構造は、その全部について、同項の規定の適用を受け、通常の火災を想定した火の粉による火災の発生を防止するために屋根に必要とされる所定の性能を有するものとしなければならない。
	2)	一団地内に建築される 1 又は 2 以上の構えを成す建築物のうち、特定行政庁がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する用途地域の規定の適用については、当該一団地は一の敷地とみなされる。
	3)	都市計画において建築物の高さの限度が 10m と定められた第一種低層住居専用地域内においては、所定の要件に適合する建築物であって、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものについては、建築物の高さの限度は、12m とすることができる。
	4)	地階を除く階数が 11 以上である建築物の屋上に設ける冷房のための冷却塔設備は、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合においては、主要な部分を不燃材料以外の材料で造ることができる。

解答

	【75】	1)	法第 24 条より、建築物が法第 22 条第 1 項の区域の内外にわたる場合、その全部について同項の規定を適用するので、 正しい 。
		2)	法第 86 条第 1 項より、法第 48 条（用途地域の規制）は「特例対象規定」にないので、 誤り 。
		3)	法第 55 条第 2 項より、 正しい 。
		4)	令第 129 条の 2 の 6 第一号より、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることができるので、 正しい 。
			答 2



- 25-2 【76】 二級建築士に関する次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 一級建築士事務所に属する二級建築士は、3年ごとに、登録講習機関が行う所定の二級建築士定期講習を受けなければならない。
 - 2) 一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない建築物の新築に係る設計をした二級建築士は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。
 - 3) 二級建築士は、木造3階建、延べ面積120㎡、高さ12m、軒の高さ10mの一戸建住宅の新築に係る設計をすることができる。
 - 4) 二級建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合においては、遅滞なく、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。
 - 5) 二級建築士は、一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない建築物について、原則として、建築工事契約に関する事務の業務を行うことができる。

解答

- 【76】
- 1) 士法第22条の2第一号～第三号より、**正しい**。
 - 2) 士法第38条第三号、同法第3条第1項より、**正しい**。
 - 3) 士法第3条第1項第二号より、**誤り**。
 - 4) 士法第20条第2項より、**正しい**。
 - 5) 士法第21条、同法第3条、第3条の2より、**正しい**。

答 3

- 23-2 【77】 二級建築士に関する次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 建築士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。
 - 2) 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所が行った業務の実績等を記載した書類等を、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
 - 3) 二級建築士は、他の二級建築士の設計した設計図書の一部の変更について、当該二級建築士の承諾が得られなかったときは、自己の責任において、変更することができる。
 - 4) 二級建築士は、鉄骨造3階建、延べ面積150㎡、高さ11m、軒の高さ10mの事務所の新築に係る設計をすることができる。
 - 5) 建築士事務所の開設者は、建築士事務所を管理する建築士の氏名の変更があったときは、2週間以内に、その旨を当該建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事(都道府県知事が指定事務所登録機関を指定したときは、原則として、当該機関)に届け出なければならない。

解答

- 【77】
- 1) 士法第2条の2より、**正しい**。
 - 2) 士法第24条の6より、**正しい**。
 - 3) 士法第19条より、**正しい**。
 - 4) 士法第3条第1項第三号より、**誤り**。
 - 5) 士法第23条の5第1項、同法第23条の2第四号より、**正しい**。

答 4

24-2 【78】 建築士事務所に関する次の記述のうち、建築士法上、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 建築士事務所の登録は、5年間有効であり、その更新の登録を受けようとする者は、有効期間満了の日までに登録申請書を提出しなければならない。
- 2) 建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。
- 3) 建築士事務所の開設者は、その建築士事務所の業務に関する所定の事項を記載した帳簿等を備え付け、これを各事業年度末日の翌日から起算して15年間保存しなければならない。
- 4) 建築士事務所を専任の建築士が管理していない場合、その建築士事務所の登録は取り消される。
- 5) 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の業務の実績等を記載した書類等を、当該書類等を備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

解答

- 【78】
- 1) 士法第23条第2項、同法第3項及び同法施行規則第18条より、**誤り**。
 - 2) 士法第23条の6より、**正しい**。
 - 3) 士法第24条の4第1項、同法施行規則第21条第3項より、**正しい**。
 - 4) 士法第26条第1項第二号、同法第23条の4第1項第九号、同法第24条第1項より、**正しい**。
 - 5) 士法第24条の6第一号、同法施行規則第22条の2第2項、第5項より、**正しい**。

答 1



24-2 【79】 次の記述のうち、**正しい**ものはどれか。

- 1) 「長期優良住宅の促進に関する法律」上、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができるのは、住宅の建築をして、自らその建築後の住宅の維持保全を行おうとする者に限られる。
- 2) 「長期優良住宅の促進に関する法律」上、「維持保全」とは、住宅の基礎、壁、柱等の構造耐力上主要な部分について点検又は調査を行い、及び必要に応じ修繕又は改良を行うことをいい、給水又は排水のための配管設備の点検等は含まない。
- 3) 長期優良住宅の促進に関する法律」上、住宅の屋根版で、風圧等を支えているものは、「構造耐力上主要な部分」である。
- 4) 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」上、新たに建設された住宅で、人の居住の用に供してから1年に満たないものは、「新築住宅」である。
- 5) 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」上、「住宅販売瑕疵担保責任保険契約」は、新築住宅の工事の完了した時から10年以上の期間にわたって有効でなければならない。

解答

- 【79】
- 1) 長期優良住宅促進法第5条第2項、第3項より、**誤り**。
 - 2) 長期優良住宅促進法第2条第3項第三号、同(法)令第3条より、**誤り**。
 - 3) 品確法施行令第5条第1項より、**正しい**。
 - 4) 品確法第2条第2項より、**誤り**。
 - 5) 住宅瑕疵担保履行法第2条第6項第四号より、**誤り**。

答 3



21-2 【80】 次の開発行為のうち、都市計画法上、**知事の許可を受けなければならない**ものはどれか。

- 1) 市街化区域内で、日常生活のために必要な物品を販売する店舗を新築するために行う 2,000 m²の開発行為。
- 2) 市街化区域内で、診療所を新築するために行う 800 m²の開発行為。
- 3) 市街化調整区域内で、変電所を増築するために行う 1,000 m²の開発行為。
- 4) 市街化調整区域内で、農業を営む者の居住用の住宅を新築するために行う 500 m²の開発行為。
- 5) 市街化調整区域内で、土地区画整理事業の施行として行う 50,000 m²の開発行為。

解答

- 【80】
- 1) 都市計画法第29条第1項第一号、同法施行令第19条第1項より、**必要。**
 - 2) 都市計画法第29条第1項第一号、同法施行令第19条第1項より、**不要。**
 - 3) 都市計画法第29条第1項第三号より、**不要。**
 - 4) 都市計画法第29条第1項第二号より、**不要。**
 - 5) 都市計画法第29条第1項第五号より、**不要。**

答 1



24-2 【81】 次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 「建設業法」上、下請契約を締結して、元請負人から請け負った建設工事（軽微な建設工事を除く。）のみを施工する下請け下請負人であっても、建設業の許可を受けなければならない。
- 2) 「建設業法」上、請負人は、その請け負った建設工事の施工について、当該工事の工事監理を行う建築士から工事を設計図書のとおりを実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、直ちに、当該建築士に対して、その理由を報告しなければならない。
- 3) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」は、建築物等の解体工事だけでなく、新築工事等にも適用される。
- 4) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」上、発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。
- 5) 「宅地造成等規制法」上、宅地以外の土地を宅地にするために行う切土であって、当該切土をする土地の面積が500㎡を超えるもので、当該切土をした土地の部分に高さ2mの崖を生じることとなるものは、「宅地造成」である。

解 答

- 【81】
- 1) 業法第3条第1項より、**正しい**。
 - 2) 業法第23条の2より、注文者に対して、理由を報告しなければならないので、**誤り**。
 - 3) 建設リサイクル法第2条第3項第二号より、**正しい**。
 - 4) 建設リサイクル法第6条より、**正しい**。
 - 5) 宅地造成等規制法第2条第1項第二号、同（法）施行令第3条第四号より、**正しい**。

答 2



25-2 【82】 次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 市町村が施行する土地区画整理事業の施行地区内において、事業計画の決定の公告後、換地処分があった旨の公告のある日までは、建築物の改築を行う場合には、「土地区画整理法」上、都道府県知事等の許可を受けなければならない。
- 2) 飲食店は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、「特別特定建築物」に該当する。
- 3) 旅館において使用するカーテンは、「消防法」上、政令で定める基準以上の防火性能を有するものでなければならない。
- 4) 元請の建設業者が請け負った、木造2階建、延べ面積300㎡の共同住宅の新築工事の場合は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たとしても、「建設業法」上、一括して他人に請け負わせることができない。
- 5) 自ら所有する不動産の賃貸及び管理をする行為は、「宅地建物取引業法」上、宅地建物取引業に該当する。

解 答

- 【82】
- 1) 土地区画整理法第76条第1項第四号より、**正しい**。
 - 2) バリアフリー法第2条第十七号、同法施行令第5条第十四号より、**正しい**。
 - 3) 消防法第8条の3第1項、第3項、別表第1(5)項イより、**正しい**。
 - 4) 建設業法第22条第3項、同法施行令第6条の3より、**正しい**。
 - 5) 宅地建物取引業法第2条第二号より、**誤り**。

答 5



24-1 【83】 次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 非常災害があった場合において、その発生した区域等で特定行政庁が指定するものの内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は国等が災害救助のために建築するもので、その災害が発生した日から1月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法及び建築士法の規定は、適用しない。
- 2) 「建築基準法」に基づき、災害があった場合において建築する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物については、建築確認の申請は不要であるが、工事完了後3月を越えて当該建築物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。
- 3) 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、特定行政庁は、特定非常災害である場合において、応急仮設住宅を存続させる必要があり、所定の要件を満たすときは、建築基準法による2年以内の許可について、更に1年を超えない範囲内で許可の期間を延長することができる。
- 4) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、特別警戒区域内において、予定建築物が分譲住宅である開発行為をしようとする者は、原則として、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。

解答

- 【83】
- 1) 法第85条第1項ただし書き、土法第3条第1項より、**誤り**。
 - 2) 法第85条第2項、第3項より、**正しい**。
 - 3) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第8条より、**正しい**。
 - 4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項、第2項より、**正しい**。

答 1



25-2 【84】 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 住宅を新築する建設工事の請負契約において、請負人は、注文者に引き渡した時から10年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵について担保の責任を負うが、特約によりその期間を短縮することができる。
- 2) 指定住宅紛争処理機関は、評価住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争の当事者の双方又は一方からの申請により、住宅紛争処理の業務を行う。
- 3) 「新築住宅」とは、新たに建設された住宅で、まだ人の住居の用に供したことがないもの（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）をいう。
- 4) 住宅の風圧等を支える屋根版は、構造耐力上主要な部分である。
- 5) 住宅の外壁の開口部に設ける戸は、雨水の浸入を防止する部分である。

解 答

- 【84】
- 1) 品確法第94条第1項、同法第94条第2項より、**誤り**。
 - 2) 品確法第67条第1項より、**正しい**。
 - 3) 品確法第2条第2項より、**正しい**。
 - 4) 品確法第94条第1項、同法施行令第5条第1項より、**正しい**。
 - 5) 品確法第94条第1項、同法施行令第5条第2項第一号より、**正しい**。

答 1



24-2 【85】 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に関する次の記述うち、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 認定事業者は、認定を受けた「建築物の耐震改修の計画」の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁に届出をしなければならない。
- 2) 「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備をすることをいう。
- 3) 特定建築物以外の建築物の耐震改修をしようとする者であっても、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
- 4) 建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。
- 5) 所管行政庁は、認定事業者に対し、認定建築物の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

解 答

- 【85】 1) 耐震改修法第18条第1項より、所管行政庁の認定を受けなければならないので、**誤り**。
- 2) 耐震改修法第2条第2項より、**正しい**。
- 3) 耐震改修法第17条第1項より、**正しい**。
- 4) 耐震改修法第17条第10項より、**正しい**。
- 5) 耐震改修法第19条より、**正しい**。

答 1



21-1 【86】 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に関する記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている賃貸の共同住宅（床面積の合計が1,000㎡、地上3階建のもの）の所有者は、当該共同住宅について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 2) 所管行政庁は、認定事業者が認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3) 建築物の耐震改修をしようとする者は、特定建築物に限り、建築物の耐震改修の計画を作成し、所轄行政庁の認定を申請することができる。
- 4) 耐震改修支援センターは、認定事業者が行う認定建築物である特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付に係る債務の保証をする業務を行う。

解 答

- 【86】
- 1) 耐震改修法第14条第一号、同(令)第6条第1項第七号、第2項第三号より、**正しい**。
 - 2) 耐震改修法第20条より、**正しい**。
 - 3) 耐震改修法第17条第1項より、**誤り**。
 - 4) 耐震改修法第34条第一号より、**正しい**。

答 3



- 22-1 【87】 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 分譲の共同住宅は、その規模にかかわらず、特定建築物に該当しない。
 - 2) 特定建築物に該当しない建築物であっても、当該建築物の耐震改修をしようとする者は、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
 - 3) 所管行政庁は、申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認を要するものである場合において、耐震改修の計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
 - 4) 「耐震関係規定」及び「耐震関係規定以外の建築基準法令の規定」に適合しない部分を有する特定建築物について、計画の認定を受けて耐震改修を行う場合には、その適合しない部分について、これらの規定に適合するよう改修しなければならない。

解答

- 【87】 1) 耐震改修法令第6条第1項第七号より、**正しい**。
特定建築物は、賃貸の共同住宅に限られている。
- 2) 耐震改修法第17条第1項より、**正しい**。
- 3) 耐震改修法第17条第4項より、**正しい**。
- 4) 耐震改修法第17条第3項第三号イより、**誤り**。
耐震改修が必要と認められるもので、その結果として建築基準法令の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであれば、必ずしも適合させなくともよい。

答 4

22-1 【88】 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 特定建築物の建築等をしようとする建築主等は、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
- 2) 認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる部分については、認定特定建築物の延べ面積の 1/10 を限度として、容積率の算定の基礎となる延べ面積には算入しないものとする。
- 3) 所管行政庁は、建築物特定事業を実施していないと認めて勧告したにもかかわらず、建築主等が正当な理由がなく、その勧告に係る措置を講じない場合において、移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、移動等円滑化のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4) 「建築物移動等円滑化誘導基準」においては、多数の者が利用する主たる階段は、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、回り階段とすることができる。

解答

- 【88】
- 1) バリアフリー法第 17 条第 1 項より、**正しい**。
 - 2) バリアフリー法第 19 条、バリアフリー法（令）第 24 条より、**正しい**。
 - 3) バリアフリー法第 38 条第 4 項より、**正しい**。
 - 4) バリアフリー法第 17 条第 3 項、建築物移動等円滑化誘導基準第 4 条第九号で回り階段としてはならないので、**誤り**。

答 4



23-2 【89】 次の記述のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律上、正しいものはどれか。

- 1) 床面積の合計が 1,000 m²の物品販売業を営む店舗を建築しようとする建築主等は、当該店舗を建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。
- 2) 床面積の合計が 3,000 m²ホテルを建築しようとする建築主等は、当該ホテルを建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。
- 3) 床面積の合計が 200 m²の飲食店を建築しようとする建築主等は、当該飲食店の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請できる。
- 4) 不特定かつ多数の者が利用する居室までの経路を移動等円滑化経路としようとする場合、経路の範囲は、建築物の主たる出入口から当該居室までである。
- 5) 共同住宅を建築しようとする建築主等は、当該共同住宅を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるように努める必要はない。

解答

- 【89】
- 1) バリアフリー法第 14 条第 1 項、同（令）第 9 条、物品販売業を営む店舗は同（令）第 5 条第六号で特別特定建築物であるが、2,000 m²以上という規模を満たしていないので、**誤り**。
 - 2) バリアフリー法第 17 条第 3 項第一号による特定建築物の建築認定の基準であり、認定申請を行わない場合には「建築物移動等円滑化誘導基準」に適合させることを要しないので、**誤り**。
 - 3) バリアフリー法第 17 条第 1 項、飲食店は同（令）第 4 条第 1 項第十五号で特定建築物なので、**正しい**。
 - 4) バリアフリー法（令）第 18 条第 1 項第一号より、**誤り**。
 - 5) バリアフリー法第 16 条第 1 項より、**誤り**。

答 3

22-2 【90】 次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。

- 1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、事務所は、「特別特定建築物」である。
- 2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」上、建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。
- 3) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」上、「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。
- 4) 「都市計画法」上、都市計画区域又は準都市計画区域内において、図書館法に規定する図書館の用に供する施設である建築物の建築のために行う1,500㎡の開発行為は、開発の許可を必要としない。
- 5) 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」上、新築住宅の売買契約において、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵担保責任の期間は、注文者又は買主に引き渡した時から20年以内とすることができる。

解答

- 【90】
- 1) バリアフリー法第2条第十七号、同(令)第5条より、**誤り**。
 - 2) 耐震改修法第17条第10項より、**正しい**。
 - 3) 耐震改修法第2条第2項より、**正しい**。
 - 4) 都市計画法第29条第1項第三号、**正しい**。
 - 5) 品確法第97条より、**正しい**。

答 1



19-2 【91】 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 「新築住宅」とは、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）をいう。
- 2) 国土交通大臣が定める日本住宅性能表示基準は、利害関係人の意向を適切に反映するように、かつ、その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を付することがないように定めなければならない。
- 3) 住宅を新築する建設工事の請負契約においては、請負人は、工事の完了した時から10年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について、所定の担保の責任を負う。
- 4) 国土交通大臣が、指定する住宅紛争処理支援センターの業務の一つとして、評価住宅以外の住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に関する相談、助言及び苦情の処理を行うことと規定されている。
- 5) 住宅の建設工事の請負人は、設計住宅性能評価書の写しを請負契約書に添付した場合においては、請負人が請負契約書に反対の意思を表示していなければ、当該設計住宅性能評価書の写しに表示された性能を有する住宅の建設工事を行う事を契約したものとみなす。

解答

- 【91】
- 1) 品確法第2条第2項より、**正しい**。
 - 2) 品確法第3条第2項より、**正しい**。
 - 3) 品確法第94条第1項より、注文者に引き渡した時から10年間なので、**誤り**。
 - 4) 品確法第83条第1項第七号より、**正しい**。
 - 5) 品確法第6条第1項及び第4項より、**正しい**。

答 3



20-1 【92】 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 「新築住宅」とは、新たに建設された住宅で、まだ人の住居の用に供したことがないものであり、かつ、当該住宅の建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないものをいう。
- 2) 住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約における瑕疵担保責任の特例において「住宅の構造耐力上主要な部分等」には、「雨水を排除するため住宅に設ける配水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分」が含まれる。
- 3) 住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約においては、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵担保責任の期間は、瑕疵担保責任の特例により、引き渡した時から10年間であるが、契約において、引き渡した時から20年以内とすることができる。
- 4) 新築住宅の買主は、住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた瑕疵について、瑕疵担保責任の特例により、売主又は建設工事の請負人のいずれに対しても、契約解除、瑕疵の補修又は損害賠償の請求をすることができる。
- 5) 国土交通大臣の指定する住宅紛争処理支援センターは、建設住宅性能評価書が交付された住宅以外の住宅についても、建設工事の請負契約又は売買契約に関する相談、助言及び苦情の処理を行う。

解答

- 【92】
- 1) 品確法第2条第2項より、**正しい**。
 - 2) 品確法第94条第1項、品確法第95条第1項、品確法(令)第5条第2項第2号より、**正しい**。
 - 3) 品確法第97条は第94条第1項、第95条第1項の特例なので、**正しい**。
 - 4) 品確法第95条第1項より、買主は売主に対して解除の請求をすることができるので、**誤り**。
 - 5) 品確法第83条第1項第七号より、**正しい**。

答 4



22-1 【93】 住宅に関する次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約においては、住宅の構造耐力上主要な部分等について、引き渡した時から10年間の瑕疵担保責任を義務づけており、これに反する特約で注文者又は買主に不利なものは無効とされる。
- 2) 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、新築住宅の建設工事の請負人である建設業者又は売主である宅地建物取引業者は、原則として、瑕疵担保保証金の供託又は瑕疵担保責任保険契約の締結のいずれかを行わなければならない。
- 3) 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、所管行政庁は、長期優良住宅建築等計画の認定の申請があった場合において、構造及び設備、規模、地域における居住環境の維持及び向上、建築後の維持保全の方法等について、所定の基準に適合すると認めるときは、認定することができる。
- 4) 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定の申請をしようとする場合には、あらかじめ、建築基準法に基づく確認済証の交付を受けなければならない。

解答

- 【93】
- 1) 品確法第94条第1項、第2項、品確法第95条第1項、第2項より、**正しい**。
 - 2) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第3条第2項より、**正しい**。
 - 3) 長期優良住宅促進法第6条第1項より、**正しい**。
 - 4) 長期優良住宅促進法第6条第2項より、認定申請に併せて建築確認申請を提出すればよいので、**誤り**。

答 4



24-1 【94】 次に記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、建築物はいずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵及び取扱いは行わないものとする。

- 1) 診療所及び飲食店の用途に供する複合用途防火対象物の地階（床面積の合計 450 m²）については、ガス漏れ火災警報設備を設置しなくてもよい。
- 2) 延べ面積 2,500 m²、地上 3 階建の倉庫に設ける屋内消火栓は、当該倉庫の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が 25m 以下となるように設けなければならない。
- 3) 地上 3 階建ての特別支援学校で、各階の収容人員が 10 人のものについては、原則として、2 階以上の階に避難器具を設置しなければならない。
- 4) 物品販売業を営む店舗と共同住宅とが開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、消防設備等の設置及び維持の技術上の基準の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。

解答

- 【94】
- 1) 消防法（令）第 21 条の 2 第 1 項第五号、同（令）別表第 1 より、**正しい**。
 - 2) 消防法（令）第 11 条第 1 項第二号、同（令）別表第 1 第（14）項より、**正しい**。
 - 3) 消防法（令）第 25 条第 1 項第一号、同（令）別表第 1 第（6）項二より、**誤り**。
 - 4) 消防法（令）第 8 条より、**正しい**。

答 3



23-1 【95】 次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、建築物はいずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵及び取扱は行わないものとする。

- 1) 高さ 31m を超える共同住宅に設ける非常用の昇降機は、消防の用に供する設備には該当しない。
- 2) 準耐火建築物で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした延べ面積 1,200 m²、地上2階建の共同住宅については、原則として、屋内消火栓設備を設置しなければならない。
- 3) 収容人員が 20 人のカラオケボックスと、収容人員が 15 人の飲食店からなる複合用途防火対象物については、防火管理者を定めなければならない。
- 4) 劇場で、舞台 (300 m²) 並びにこれに接続して設けられた大道具室 (床面積 100 m²) 及び小道具室 (床面積 100 m²) である舞台部を有するものには、原則として、スプリンクラー設備を設置しなければならない。

解 答

- 【95】
- 1) 消防法第 17 条第 1 項、消防法（令）第 7 条第 4 項より、**正しい**。
 - 2) 消防法（令）第 11 条第 1 項第二号、第 2 項より、準耐火建築物の場合は 2 倍まで緩和されるので、**誤り**。
 - 3) 消防法第 8 条第 1 項、消防法（令）第 1 条の 2 第 2 項より、**正しい**。
 - 4) 消防法（令）第 12 条第 1 項第二号より、**正しい**。

答 2



- 21-1 【96】 次の「防火対象物」と「消防用設備等」との組合せのうち、消防法上、原則として、当該消防用設備等を設けなくてもよいものはどれか。ただし、防火対象物はいずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵及び取扱いは行わないものとする。

	防火対象物	消防用設備等
1)	延べ面積 3,000 m ² 、主要構造部を耐火構造とした地上5階建の百貨店	スプリンクラー設備
2)	延べ面積 2,100 m ² 、主要構造部を耐火構造（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたもの）とした地上3階建のマーケット	屋内消火栓設備
3)	延べ面積 280 m ² 、木造、地上2階建の旅館	自動火災報知設備
4)	延べ面積 6,000 m ² 、準耐火建築物である平屋建の工場	屋外消火栓設備

解答

- 【96】 1) 消防法（令）第12条第1項第四号に該当するので、**設ける**。
 2) 消防法（令）第11条第1項第二号及び第2項により、**設ける**。
 3) 消防法（令）第21条第1項第三号に該当しないので、**設けなくてよい**。
 4) 消防法（令）第19条第1項より、**設ける**。

答 3



25-1 【97】 次の記述のうち関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、分譲事業者は、譲受人を決定するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合においては、単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
- 2) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、建築物の建築をしようとする者等は、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係わるエネルギーの効率的利用のための措置を的確に実施することにより、建築物に係わるエネルギーの使用の合理化に資するように努めなければならない。
- 3) 「建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律」に基づき、特定建築資材を用いた建築物に係わる解体工事で、当該建築物（当該解体工事に係わる部分に限る。）床面積の合計が50㎡であるものの発注者は、工事に着手する日の7日前までに、所定の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4) 「住宅の品質確保の促進に関する法律」に基づき、住宅新築請負契約においては、請負人は、注文者に引き渡した時から10年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について、民法第634条第1項及び第2項前段に規定する担保の責任を負う。

解答

- 【97】
- 1) 長期優良住宅促進法第5条第3項より、**正しい**。
 - 2) エネルギーの使用の合理化に関する法第72条各号より、**正しい**。
 - 3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項及び第3項、同法施行令第2条第1項第一号より、**誤り**。
 - 4) 品確法第94条第1項より、**正しい**。



21-1 【98】 次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 「屋外広告物法」に基づき、都道府県は、第一種中高層住居専用地域について、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。
- 2) 「駐車場法」に基づき、地方公共団体は、商業地域内において、延べ面積が2,000㎡以上で条例で定める規模以上の建築物を新築しようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車場施設を設けなければならない旨を定める事ができる。
- 3) 「自転車の安全利用の促進及び自転車の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は、自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において、スーパーマーケット等自転車等大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築しようとする者に対し、条例で当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。
- 4) 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」に基づき航空騒音障害防止特別地区内においては、所定の防音上有効な構造とすることにより、同法による都道府県知事の許可を受けずに高等学校を新築することができる。

解答

- 【98】
- 1) 屋外広告物法第3条第1項第一号より、**正しい**。
 - 2) 駐車場法第20条第1項より、**正しい**。
 - 3) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的促進に関する法律第5条第4項より、**正しい**。
 - 4) 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第5条第2項より、**誤り**。

答

4



23-2 【99】 次の記述のうち、関係法令上、**正しいものはどれか。**

- 1) 「都市計画法」上、市街化区域内で、病院を建築するために行う 1,200 m²の開発行為については、開発許可を必要としない。
- 2) 「建設業法」上、住宅工事のみを請け負うことを営業とする者は、その規模にかかわらず、建設業の許可を受けなくてもよい。
- 3) 「宅地建物取引業法」上、自ら所有する不動産の賃貸及び管理をする行為は、宅地建物取引業にあたる。
- 4) 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」上、住宅新築請負契約においては、請負人は、注文者に引き渡した時から 10 年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について、所定の担保の責任を負うが、特約によりその期間を短縮することができる。
- 5) 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」上、原則として、瑕疵担保責任保険契約の締結又は瑕疵担保保証金の供託を行わなければならないのは、新築住宅の建設工事の請負人である建設業者又は売主である宅地建物取引業者である。

解答

- 【99】
- 1) 都市計画法第 29 条第 1 項より、**誤り**。
 - 2) 建設業法第 3 条第 1 項より、**誤り**。
 - 3) 宅地建物取引業法第 2 条第 1 項第二号より、**誤り**。
 - 4) 品確法第 94 条より、注文者に不利なものは無効であるので、**誤り**。
 - 5) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法第 2 条第 5 項第一号、同条第 6 項第一号、同法第 3 条第 1 項、同法第 11 条第 1 項より、**正しい**。

答 5



23-1 【100】 次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、第一種特定建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床について一定規模以上の修繕又は模様替をしようとする者は、原則として、当該修繕又は模様替に係る建築物の設計及び施工に係る事項のうち、当該第一種特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置に関するものを所管行政庁に届け出さなければならない。
- 2) 「労働安全衛生法」に基づき、事業者は、建設業の仕事で、耐火建築物又は準耐火建築物で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事を開始しようとするときは、原則として、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならない。
- 3) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、所管行政庁は、階数が2で、かつ、床面積の合計が500㎡の保育所について、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、その所有者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、その施工に特定建設資材を使用する建築物の新築工事で、当該建築物の床面積の合計が500㎡であるものの受注者は、原則として、分別解体等をしなければならない。

解答

- 【100】
- 1) 省エネルギー法第75条第1項第二号、より、**正しい**。
 - 2) 労働安全衛生法第88条第4項、同規則第90条第1項第五号の2より、**正しい**。
 - 3) 耐震改修法第15条第2項より、保育所は同(令)第8条第1項第十八号による特定建築物であるが、第2項第二号で、床面積が750㎡以上のものが対象になるので、**誤り**。
 - 4) 建設リサイクル法第9条第1項、第3項、同(令)第2条第1項第二号より、**正しい**。

答 3



20-2 【101】 イ～ニの記述について、**正しいものみの組み合わせ**は、次のうちどれか。

- イ) 宅地造成等規制法上、宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1 m の崖を生ずることとなるものは、「宅地造成」である。
 - ロ) 都市計画法上、都市計画施設の区域内において木造平屋建、延べ面積 150 m²の事務所の改築をしようとする者は、原則として、都道府県知事の許可を受けなければならない。
 - ハ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律上、建築主等は、共同住宅を建築しようとするときは、当該共同住宅を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
 - ニ) 建設業法上、延べ面積が 150 m²に満たない木造住宅工事のみを請け負うことを営業とする者は、建設業の許可を受けなくてもよい。
- 1) イとロ
 - 2) イとハ
 - 3) ロとハ
 - 4) ロとニ
 - 5) ハとニ

解答

- 【101】 イ) 宅造法第2条第1項第二号、同(令)第3条第1項第二号より、盛土は高さ1 m を越える崖を生ずるものをいうので、**誤り**。
- ロ) 都市計画法第53条第1項第一号、同(令)第37条より、軽易な行為とされていて許可は不要であるので、**誤り**。
- ハ) バリアフリー法第16条第1項より、**正しい**。
- ニ) 業法第3条第1項ただし書き、同(令)第1条の2第1項より、**正しい**。

答 5



- 18-2 【102】 イ～ニの記述について、建築基準法上、**正しいものみの組み合わせ**は、次のうちどれか。
- イ) 都市計画法上、市街化調整区域内で、農業を営む者が住居する住宅を建築するために行う 300 m²の開発行為は、許可を必要としない。
 - ロ) 建築士法上、建築士は、建築物の設計及び工事監理以外のその他の業務に関しても、不誠実な行為をしたときは免許を取り消されることがある。
 - ハ) 宅地建物取引業法上、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置して宅地建物取引業を営もうとする者は、事務所を設置するそれぞれの都道府県の知事の免許を受けなければならない。
 - ニ) 民法上、境界線から 2 m の距離において他人の宅地を見通すことのできる窓又は縁側を設ける者は、目隠しを付けなければならない。
- 1) イとロ
 - 2) イとハ
 - 3) ロとハ
 - 4) ロとニ
 - 5) ハとニ

解答

- 【102】 イ) 都市計画法第 29 条第 1 項第二号より、**正しい**。
- ロ) 士法第 10 条第 1 項第二号より、**正しい**。
- ハ) 宅地建物取引業法第 3 条第 1 項の規定では、国土交通大臣の免許を受けなければならないので、**誤り**。
- ニ) 民法第 235 条第 1 項より、1 m 未満の距離に適用があるので、**誤り**。

答 1

- 19-2 【103】 建設業の許可に関する記述として、「建設業法」上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 大工工事業で一般建設業の許可を受けた者は、元請から請負代金の額が 6,000 万円の大工工事業を請け負うことができる。
 - 2) 大工工事業で一般建設業の許可を受けた者は、発注者から直接請け負う 1 件の請負代金の額が 500 万円の大工工事業を請け負うことができる。
 - 3) 発注者から直接請け負う 1 件の建築一式工事につき、下請代金の額が 4,000 万円の下請契約をする場合には、特定建設業の許可を必要とする。
 - 4) 建設工事業で一般建設業の許可を受けた者は、発注者から直接請け負う 1 件の請負代金の額が 1,500 万円の建築一式工事業を請け負うことができる。

解答

- 【103】
- 1) 業法第3条第1項第二号、第6項及び業法（令）第2条により、「特定建設業の許可」は、下請代金の額が建築工事業は、6,000 万円以上、その他の工事業は 4,000 万円以上の場合に特定建設業の許可が必要であり、請負金額の制限の規定はないので、**正しい**。
 - 2) 業法第3条第1項ただし書き及び業法（令）第1条の2第1項により、政令で定める軽微な建設工事は、工事 1 件の請負代金の額が建築一式工事にあつては、1,500 万円未満の工事又は延べ面積が 150 m²未満の木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては 500 万円未満であるが、建設業の許可を受けているので、**正しい**。
 - 3) 業法第3条第1項第二号、第6項及び業法（令）第2条により、「特定建設業の許可」は、下請代金の額が建築工事業は、6,000 万円以上、その他の工事業は 4,000 万円以上の場合に特定建設業の許可が必要であり、4,000 万円の場合は、一般建設業の許可でよいので、**誤り**。
 - 4) 業法第3条第1項ただし書き及び業法（令）第1条の2第1項により、政令で定める軽微な建設工事は、工事 1 件の請負代金の額が建築一式工事にあつては、1,500 万円未満の工事又は延べ面積が 150 m²未満の木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては 500 万円未満であるが、建設業の許可を受けているので、**正しい**。

答 3

- 19-2 【104】 主任技術者又は監理技術者に関する記述のうち、「建設業法」上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 国、地方公共団体等が発注者である建設工事の現場に専任で置かなければならない監理技術者資格者証の交付を受けた者で、所定の講習を受講したもののうちから選任しなければならない。
 - 2) 下請負人として建設工事を請け負った建設業者は、下請代金の額にかかわらず主任技術者を置かなければならない。
 - 3) 建築一式工事に関し 10 年以上実務の経験を有する者は、建築一式工事における主任技術者になることができる。
 - 4) 主任技術者の職務には、施工計画の作成、工程管理、品質管理等のほか下請代金の支払いに関することが定められている。

解答

- 【104】 1) 業法第 26 条第 4 項より、**正しい**。
- 2) 業法第 26 条第 1 項より、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは元請負、下請負及び請負代金の金額にかかわらず、その工事現場に建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければならないので、**正しい**。
- 3) 業法第 26 条第 1 項より、業法第 7 条第 1 項第二号イ、ロ、ハに該当する者で主任技術者を置くべき場合の中で業法第 7 条第 1 項第二号ロに該当するので、**正しい**。
- 4) 業法第 26 条の 3 第 1 項により、主任技術者および監理技術者の職務の中には、下請代金の支払いに関することは定められていないので、**誤り**。

答 4

20-2 【105】用語に関する記述として、「建築基準法」上、**誤っている**ものはどれか。

- 1) 作業の目的のために継続的に使用する室は、居室である。
- 2) 建築とは、建築物を新築し、増築し、改築することをいい、移転することは含まない。
- 3) 大規模の模様替とは、建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。
- 4) 設計者とは、その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。

解 答

- 【105】
- 1) 法第2条第四号より、**正しい**。
 - 2) 法第2条第十三号より、「移転」も建築に含まれるので、**誤り**。
 - 3) 法第2条第十五号より、**正しい**。
 - 4) 法第2条第十七号より、**正しい**。

答 2



20-2 【106】 手続とその申請者又は届出者との組合せとして、「建築基準法」上、**誤っているもの**はどれか。

(手続)	(申請者又は届出者)
1) 建築物除却届	工事施工者
2) 建築確認申請	建築主
3) 建築工事届	工事施工者
4) 完了検査申請	建築主

解答

- 【106】 1) 法第15条第1項より、**正しい**。
2) 法第6条第1項より、**正しい**。
3) 法第15条第1項より、建築工事届は、建築主が届け出るので、**誤り**。
4) 法第7条第1項により、**正しい**。

答 3



- 20-2 【107】 建設業の許可に関する記述として、「建設業法」上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 一般建設業の許可を受けた者が、当該許可に係る建設業について、特定建設業の許可を受けたときも、一般建設業の許可は有効である。
 - 2) 建設業の許可は、建設工事の種類ごとに、**29**業種に分けて与えられる。
 - 3) 1つの営業所で、土木工事業と建築工事業の許可を受けることができる。
 - 4) 建設業の許可は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力が失われる。

解答

- 【107】 1) 業法第3条第6項より、一般建設業の許可を受けた者が、特定建設業の許可を受けたときは、その者に対する当該建設業に係る一般建設業の許可は、その効力を失うので、**誤り**。
- 2) 業法第3条第2項および業法別表第一より、**正しい**。
- 3) 業法第3条第2項より、建設業の許可は、その工事の種類ごとに受けることになるので、**正しい**。
- 4) 業法第3条第3項より、**正しい**。

答 1

- 20-2 【108】 建設工事の請負契約書に記載しなければならない事項として、「建設業法」上、**定められていない**ものはどれか。
- 1) 工事内容
 - 2) 請負代金の支払い方法
 - 3) 現場代理人の氏名
 - 4) 工事完成の時期

解答

- 【108】 1) 業法第19条第1項第一号より、**定められている**。
- 2) 業法第19条第1項第四号より、**定められている**。
- 3) 業法第19条第1項および業法第19条の2より、現場代理人の氏名は、請負契約書の記載事項ではないが、請負人は、請負契約の履行に関し工事現場に現場代理人を置く場合においては、当該現場代理人の権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申出の方法を、書面により注文者に通知すべきであり、**定められていない**。
- 4) 業法第19条第1項第十四号より、**定められている**。

答 3

- 20-2 【109】 「労働基準法」上の「使用者」の義務に関する記述として、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 常時使用する労働者が10人に満たない事業場については、賃金台帳を作成する必要はない。
 - 2) 常時使用する労働者が10人に満たない事業場については、就業規則を所轄労働基準監督署長に届け出る必要はない。
 - 3) 労働者名簿を各事業場ごとに作成しなければならない。
 - 4) 災害補償に関する書類を3年間保存しなければならない。

解 答

- 【109】 1) 労働基準法第108条より、賃金台帳は、常時使用する労働者の数によらず作成しなければならないので、**誤り**。
- 2) 労働基準法第89条より、**正しい**。
- 3) 労働基準法第107条第1項より、**正しい**。
- 4) 労働基準法第109条より、**正しい**。

答 1



- 20-2 【110】 建設業における安全衛生管理体制に関する記述として、「労働安全衛生法」上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) 元方安全衛生管理者は、統括安全衛生責任者の指揮を受けて、統括安全衛生責任者の職務のうち技術的事項を管理しなければならない。
 - 2) 元方安全衛生管理者は、その工事現場に専属の者でなければならない。
 - 3) 統括安全衛生責任者は、工事現場においてその工事の実施を統括管理する者でなければならない。
 - 4) 統括安全衛生責任者は、安全衛生責任者を選任し、その者に工事の工程計画を作成させなければならない。

解答

- 【110】 1) 労働安全衛生法第15条の2より、**正しい**。
2) 労働安全衛生規則第18条の3より、**正しい**。
3) 労働安全衛生法第15条第2項より、**正しい**。
4) 労働安全衛生法第16条第1項および第30条第1項第五号より、工程計画は、特定元方事業者等が講ずべき措置であるので、**誤り**。

答 4

- 20-2 【111】 建設現場における労働者の就業に当たっての措置に関する記述として、「労働安全衛生法」上、**誤っている**ものはどれか。
- 1) アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務に就かせる労働者には、その業務に関する安全のための特別の教育を実施しなければならない。
 - 2) 1週間の所定労働時間が35時間未満のパートタイム労働者を雇い入れたときは、雇入れ時の安全衛生教育を行わなくてもよい。
 - 3) 新たに職務に就くこととなった職長に対しては、原則として安全衛生教育を行わなければならない。
 - 4) 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者であれば、つり上げ荷重5t以上の床上操作式クレーンの運転の業務に就かせることができる。

解答

- 【111】 1) 労働安全衛生規則第36条第三号より、**正しい**。
- 2) 労働安全衛生規則第35条より、労働者を雇い入れたときは業務に就く労働者の労働時間によらず安全衛生教育をおこなわなくてはならないので、**誤り**。
- 3) 労働安全衛生法第60条より、**正しい**。
- 4) 労働安全衛生法(令)第20条第六号および労働安全衛生規則別表第3より、**正しい**。

答 2

- 20-2 【112】 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上、産業廃棄物に**該当しない**ものはどれか。
- 1) 場所打ちコンクリート杭工事に伴い生じた汚泥
 - 2) 建物の取壊しに伴い生じたコンクリートの破片
 - 3) 鋼製建具の取替えに伴い生じた金属くず
 - 4) 建設工事の現場事務所から排出された図面及び書類

解 答

- 【112】 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項第一号および同(令)第2条第十二号ロより、**該当する**。
- 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項第一号および同(令)第2条第七号より、**該当する**。
- 3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項第一号および同(令)第2条第六号より、**該当する**。
- 4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項および同(令)第2条より、**該当しない**。

答 4



- 20-2 【113】 作業主任者を選任すべき作業として、「労働安全衛生法」上、定められていないものはどれか。
- 1) 軒高5mの木造建築物の構造部材の組立て作業
 - 2) 建築物の骨組みの高さが5mの鉄骨の組立て作業
 - 3) 外壁プレキャストコンクリート板の建込み作業
 - 4) 高さが5mのコンクリート造の工作物の解体作業

解答

- 【113】 1) 労働安全衛生法（令）第6条第十五号の四より、定められている。
2) 労働安全衛生法（令）第6条第十五号の二より、定められている。
3) 労働安全衛生法（令）第6条より、定められていない。
4) 労働安全衛生法（令）第6条第十五号の五より、定められている。

答 3

- 21-2 【114】 地上階にある次の居室のうち、「建築基準法上」、原則として、採光のための窓その他の開口部を**設けなければならない**ものはどれか。
- 1) 高等学校の職員室
 - 2) 病院の診察室
 - 3) 保育所の保育室
 - 4) 旅館の客室

解答

- 【114】 1) 法第28条第1項、同(令)第19条第3項より、「教室」は必要であるが、職員室は、定められていない。
- 2) 法第28条第1項、同(令)第19条第3項より、「病室」は必要であるが、診察室は、定められていない。
- 3) 法第28条第1項、令19条第2項第一号より、「保健所」の保育室は、**設けなければならない**。
- 4) 法第28条第1項は、「旅館」の客室は、定められていない。

答 3

- 21-2 【115】 「建築基準法」上、用途地域と関係なく**定められているもの**はどれか。
- 1) 建築物の高さ(絶対高さ)の限度
 - 2) 建築物の敷地面積の最低限度
 - 3) 延べ面積の敷地面積に対する割合(容積率)の限度
 - 4) 構造計算によって安全性を確かめなくてもよい建築物の規模の限度

解 答

- 【115】 1) 法第56条第1項より、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域においては、建築物の高さの限度が、**定められている**。
- 2) 法第53条の2より、用途地域に関する都市計画で、**定められている**。
- 3) 法第52条より、用途地域で、**定められている**。
- 4) 構造計算の安全性は用途地域に**関係ない**。

答 4



- 21-2 【116】 元請負人の義務に関する記述として、「建設業法」上、**誤っているもの**はどれか。
- 1) 元請負人は、工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、発注者の意見をきかなければならない。
 - 2) 元請負人は、下請負人の請け負った建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、特約がされている場合を除き、直ちに、目的物の引渡しを受けなければならない。
 - 3) 元請負人は、工事完成後における請負代金の支払を受けたときは、支払の対象となる下請負人に対して、下請代金を当該支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。
 - 4) 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

解答

- 【116】 1) 業法第24条の2より、元請負人が意見をきかなければならないのは、発注者ではなく「下請負人」なので、**誤り**。
- 2) 業法第24条の4第2項より、**正しい**。
- 3) 業法第24条の3第1項より、**正しい**。
- 4) 業法第24条の3第2項より、**正しい**。

答 1

- 21-2 【117】 工事現場における技術者に関する記述として、「建設業法」上、**誤っているものは**どれか。
- 1) 建設業者は、発注者から3,500万円で請け負った建設工事を施工するときは、主任技術者を置かなければならない。
 - 2) 公共性のある施設又は多数の者が利用する施設に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。
 - 3) 元請が特定建設業者であり、監理技術者を置いているときは、下請の建設業者は主任技術者を置かなくてよい。
 - 4) 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

解答

- 【117】 1) 業法第26条第1項より、**正しい**。
2) 業法第26条第3項より、**正しい**。
3) 業法第26条第1項より、元請に監理技術者を置いているかどうかにかかわらず、下請は、主任技術者を置かなければならないので、**誤り**。
4) 業法第26条の3第2項より、**正しい**。

答 3

- 21-2 【118】 次の業務のうち、「労働基準法」上、満18歳に満たない者を**就かせてはならない業務**はどれか。
- 1) 地上又は床上における足場の組立ての補助作業の業務
 - 2) クレーンの運転の業務
 - 3) 最大積載荷重1 t の荷物用エレベーターの運転の業務
 - 4) 2名で行うクレーンの玉掛けの業務における補助作業の業務

解答

- 【118】 1) 労働基準法第62条、年少者労働基準規則第8条第1項第二十五号より、「足場の組立、解体又は変更の業務は就かせてはならないが「地上又は床上における補助作業の業務を除く」とあるので、**制限されていない。**）
- 2) 労働基準法第62条、年少者労働基準規則第8条第1項第三号より、**就かせてはならない業務である。**
- 3) 労働基準法第62条、年少者労働基準規則第8条第1項第五号より、「最大積載荷重2 t 未満の荷物又は人荷用エレベーターの運転業務」は、**制限されていない。**
- 4) 労働基準法第62条、年少者労働基準規則第8条第1項第十号より、「クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務」は、就かせてはならないが、「2人以上の者によって行う玉掛け業務における補助は就かせてはならない業務から除く」とあるので、**制限されていない。**

答 2

- 21-2 【119】 安全衛生教育に関する記述として、「労働安全衛生法」上、**定められていないもの**はどれか。
- 1) 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
 - 2) 事業者は、労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、新たに従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
 - 3) 事業者は、省令で定める危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。
 - 4) 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

解答

- 【119】 1) 労働安全衛生法第59条第1項より、**定められている**。
2) 労働安全衛生法第59条第2項より、**定められている**。
3) 労働安全衛生法第59条第3項より、**定められている**。
4) 労働安全衛生法第14条より、作業主任者は、一定の資格を持った者で、安全衛生教育の対象者ではないので、誤り。

答 4

- 21-2 【120】 「労働安全衛生法」上、事業者が、所轄労働基準監督署長へ報告書を提出する**必要がないもの**はどれか。
- 1) 総括安全衛生管理者を選任したとき。
 - 2) 安全管理者を選任したとき。
 - 3) 衛生管理者を選任したとき。
 - 4) 安全衛生推進者を選任したとき。

解 答

- 【120】 1) 労働安全衛生法第10条第1項、労働安全衛生規則第2条より、事業者は、「総括安全衛生管理者を選任したときは、選任した日から14日以内に事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長に報告書を提出する」ことが、**必要である**。
- 2) 労働安全衛生法第11条第1項より、事業者は、「常時50人以上の労働者を使用する事業場で安全管理者を選任したときは、選任した日から14日以内に事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長に報告書を提出する」ことが、**必要である**。
- 3) 労働安全衛生法第12条第1項より、事業者は、「常時50人以上の労働者を使用する事業場で衛生管理者を選任したときは、選任した日から14日以内に事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長に報告書を提出する」ことが、**必要である**。
- 4) 労働安全衛生法第12条の2より、事業者は、安全衛生推進者を選任したときは、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長に報告書の必要はない。

答 4



- 21-2 【121】 産業廃棄物に関する記述として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上、**誤っているもの**はどれか。
- 1) 工作物の改築に伴って生じた繊維くずは、産業廃棄物である。
 - 2) 工作物の新築に伴って生じた紙くずは、産業廃棄物である。
 - 3) 産業廃棄物を排出した事業者は、その廃棄物を自ら処理することはできない。
 - 4) 産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、原則として、都道府県知事の許可を受けなければならない。

解答

- 【121】 1) 廃処理法第2条第4項第一号、同(令)第2条より、**正しい**。
- 2) 廃処理法第2条第4項第一号、同(令)第2条より、**正しい**。
- 3) 廃処理法第3条第1項より、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されているので、**誤り**。
- 4) 廃処理法第14条第1項より、**正しい**。

答 3

- 22-2 【122】 次の記述のうち、「建築基準法」上、**誤っているもの**はどれか。
- 1) 事務所の用途に供する建築物は、特殊建築物ではない。
 - 2) 鉄道のプラットフォームの上家は、建築物ではない。
 - 3) 建築物の構造上重要でない最下階の床は、主要構造部ではない。
 - 4) 百貨店の売場は、居室ではない。

解答

- 【122】 1) 法第2条第二号より、「特殊建築物」とは、法令に条文に記載させている建築物であり不特定多数の者が使用し、火災発生の恐れが大きく、周辺に与える影響が大きい建築物である。したがって、一般の事務所は、特殊建築物ではない。よって、**正しい**。
- 2) 法第2条第一号より、鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットフォームの上家等は建築物ではないので、**正しい**。
- 3) 法第2条第五号より、建築物の構造上重要でない「最下階の床」は、主要構造部から除かれているので、**正しい**。
- 4) 法第2条第四号より、「居室とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のため継続的に使用する室」となっており、百貨店の売場は、居室である。よって、**誤り**。

答 4

22-2 【123】 次の記述のうち、「建築基準法」上、**誤っているもの**はどれか。

- 1) ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた2室は、居室の採光及び換気の規定の適用に当たっては、1室とみなす。
- 2) 4階以上の階を共同住宅とする建築物は、準耐火建築物としなければならない。
- 3) 住宅の地階に設ける居室は、防湿の措置その他の事項について衛生上必要な政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。
- 4) 共同住宅の各戸の界壁は、小屋裏又は天井裏に達するものとするほか、遮音性能に関して政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。

解 答

- 【123】 1) 法第28条第4項より、**正しい**。
- 2) 法第27条第1項、別表第1(ろ)欄(2)項「共同住宅」より、原則3階以上の階を共同住宅の用途に供するものは、耐火建築物としなければならないので、**誤り**。
- 3) 法第29条より、**正しい**。
- 4) 法第30条より、**正しい**。

答 2



- 22-2 【124】 建設業の許可に関する記述として、「建設業法」上、**誤っているもの**はどれか。
- 1) 発注者から直接請け負う1件の建築一式工事につき、下請代金の額が4,000万円の下請契約をする場合には、特定建設業の許可を必要とする。
 - 2) 一般建設業の許可を受ける場合、その営業所ごとに専任の技術者を置かなければならない。
 - 3) 工事1件の請負代金の額が1,500万円に満たない建築一式工事のみを請け負う場合は、建設業の許可を必要としない。
 - 4) 建設工事を発注者から直接請け負わず、下請負人として建設業を営む者は、一般建設業の許可を受ければよい。

解答

- 【124】 1) 業法第3条、業法（令）第2条より、特定建設業が必要とされるのは、「発注者から直接請け負い、下請契約の金額が、建築一式工事：6,000万円以上、その他の工事：4,000万円以上」の場合であり設問のケースでは、一般建設業でよいので、**誤り**。
- 2) 業法第7条第1項第二号より、**正しい**。
- 3) 業法第3条、業法令第1条の2第1項 建設業の許可不要（軽微な建設工事）となるのは、「工事1件の請負金額が、建築一式工事：1,500万円未満の工事又は150㎡未満の木造住宅工事、その他の工事：500万円未満の工事」であるので、**正しい**。
- 4) 業法第3条より、特定建設業の許可条件ではないので、**正しい**。

答 1

22-2 【125】 建設工事現場に設置する技術者に関する記述として、「建設業法」上、**誤っているものはどれか。**

- 1) 発注者から直接建築一式工事を請け負った特定建設業者は、6,000万円の下請契約を締結して工事を施工する場合、工事現場に主任技術者を置かなければならない。
- 2) 下請負人として建設工事を請け負った建設業者は、下請代金の額にかかわらず主任技術者を置かなければならない。
- 3) 請負代金の額が7,000万円の共同住宅の建築一式工事を請け負った建設業者が、工事現場に置く主任技術者は、専任の者でなければならない。
- 4) 主任技術者を設置する工事で専任が必要とされるものでも、同一の建設業者が同じ場所で行う密接な関係のある2以上の工事については、これらの工事を同じ主任技術者が管理できる。

解答

- 【125】 1) 業法第26条第2項、業法(令)第2条より、建築工事業の場合、6,000万円以上の下請契約は、監理技術者を置かなければならない。よって、**誤り**。
- 2) 業法第26条第1項より、**正しい**。
- 3) 業法(令)第27条より、**正しい**。
- 4) 業法(令)第27条第2項より、**正しい**。

答 1



22-2 【126】 次の記述のうち、「労働基準法」上、**誤っているもの**はどれか。

- 1) 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。
- 2) 使用者は、労働契約の不履行について違約金を定める契約をすることができる。
- 3) 使用者は、労働者に、休憩時間を除き、原則として、1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。
- 4) 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、原則として、30日前までにその予告をしなければならない。

解 答

- 【126】 1) 労働基準法第2条第1項より、**正しい**。
- 2) 労働基準法第16条より、契約してはならないので、**誤り**。
- 3) 労働基準法第32条第1項より、**正しい**。
- 4) 労働基準法第20条第1項より、**正しい**。

答 2



- 22-2 【127】 安全管理者に関する記述として、「労働安全衛生法」上、**誤っているもの**はどれか。
- 1) 建設業の事業場で、常時50人以上の労働者を使用するものは安全管理者を選任しなければならない。
 - 2) 安全管理者は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任しなければならない。
 - 3) 事業者は、安全管理者を選任したときは、遅滞なく所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。
 - 4) 事業場に安全管理者が1人の場合、その安全管理者は、当該事業場に専属の者でなければならない。

解答

- 【127】 1) 労働安全衛生法第11条、同法(令)第3条より、**正しい**。
- 2) 労働安全衛生規則第4条第1項第一号より、**正しい**。
- 3) 労働安全衛生規則第4条第2項、第2条第2項より、安全管理者を選任したときには、遅滞なく「所轄労働基準監督署長に報告」しなければならないので、**誤り**。
- 4) 労働安全衛生規則第4条第1項第二号より、**正しい**。

答 3

22-2 【128】 次の資材のうち、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」上、特定建設資材として**定められていないもの**はどれか。

- 1) アスファルト・コンクリート
- 2) コンクリート及び鉄から成る建設資材
- 3) 木材
- 4) ガラスくず

解答

【128】 ・ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第2条第5項、同（令）第1条より「ガラスくず」は、特定建設資材として、**定められていないものである。**

答 4



22-2 【129】 「振動規制法」上、指定地域内における特定建設作業に関する記述として、**誤っているもの**はどれか。

- 1) 特定建設作業に伴って発生する振動は、原則として、日曜日その他の休日には発生させてはならない。
- 2) 圧入式くい打機を使用する作業は、特定建設作業である。
- 3) 特定建設作業の実施の届出は、原則として、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、届け出なければならない。
- 4) 特定建設作業の実施の届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図を添付しなければならない。

解答

- 【129】 1) 振動規制法施行規則 11 条、別表第1 第五号より、**正しい**。
- 2) 振動規制法（令）第2 条、別表第2 第一号より、特定建設作業から圧入式杭打ち機を用いる作業は除かれるので、**誤り**。
- 3) 振動規制法第 14 条第1 項より、**正しい**。
- 4) 振動規制法第 14 条第3 項より、**正しい**。

答 2



22-2 【130】 足場に関する記述として、**最も不適当なもの**はどれか。

- 1) 高さ5 m以上の枠組足場の壁つなぎの水平方向の間隔は、10m以下とする。
- 2) 折りたたみ式の脚立は、脚と水平面との角度を75度以下とし、開き止めの金具等で止める。
- 3) 高さ8 m以上の登り桟橋には、高さ7 m以内ごとに踊場を設ける。
- 4) つり足場上で、はしごを使用してはならない。

解 答

- 【130】 1) 労働安全衛生規則第570条第1項第五号より、枠組足場の場合は、壁つなぎの間隔は、垂直方向9m以下、水平方向8m以下と定められているので、**誤り**。
- 2) 労働安全衛生規則第528条第1項第三号より、脚立は、脚と水平面の角度を75度以下とし、開き止めを完全に作動させるので、**正しい**。
- 3) 労働安全衛生規則第552条第1項第六号より、**正しい**。
- 4) 労働安全衛生規則第575条より、**正しい**。

答 1



- 22-2 【131】 特定元方事業者が労働災害を防止するために行わなければならない事項として、**最も不適当なもの**はどれか。
- 1) 協議組織の設置及び運営
 - 2) 安全衛生責任者の選任
 - 3) 作業場所の巡視
 - 4) 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助

解答

- 【131】 1) 労働安全衛生法第30条第1項第一号より、**正しい**。
- 2) 労働安全衛生法第16条より、「安全衛生責任者」は、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うもの（つまり、下請）より、選任し、その者に統括安全衛生責任者との連絡その他の厚生労働省令で定める事項を行わせる。よって、下請側で選出されるので、**誤り**。
- 3) 労働安全衛生法第30条第1項第三号より、**正しい**。
- 4) 労働安全衛生法第30条第1項第四号より、**正しい**。

答 2

- 23-2 【132】 建築確認済証の交付を受けた工事に関する記述として、「建築基準法」上、**誤っているもの**はどれか。
- 1) 工事施工者は、建築物の工事を完了したときは、建築主事の完了検査を申請しなければならない。
 - 2) 工事施工者は、工事現場の見易い場所に、国土交通省令で定める様式によって、建築確認があった旨の表示をしなければならない。
 - 3) 建築主事が工事の完了検査の申請を受理した場合、その受理した日から7日以内に、建築主事等による検査をしなければならない。
 - 4) 木造以外で階数が2以上の建築物の建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該建築物を使用し、又は使用させてはならない。

解答

- 【132】 1) 法第7条、第7条の2より、「建築主」は、建築物の工事を完成したときは、建築主事または指定確認検査機関の完了検査を申請しなければならないので、**誤り**。
- 2) 法第89条より、工事施工者は、工事現場の見やすい場所に国土交通省令で定める様式によって、建築確認があった旨の表示をしなければならないので、**正しい**。
- 3) 法第7条第4項より、建築主事が工事の完了検査の申請を受理した場合は、その受理した日から7日以内に建築主事等による検査をしなければならないので、**正しい**。
- 4) 法第7条の6より、木造以外で階数が2以上の建築物の建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ当該建築物を使用し、または使用させてはならないので、**正しい**。

答 1

23-2 【133】 次の記述のうち、「建築基準法」上、**誤っているもの**はどれか。

- 1) 建築物の敷地は、原則として、これに接する道の境より高くしなければならない。
- 2) 地階に設ける居室には、必ず、採光のための窓その他の開口部を設けなければならない。
- 3) 階段に代わる傾斜路には、原則として、手すり等を設けなければならない。
- 4) 建築物の敷地には、下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならない。

解 答

- 【133】 1) 法第 19 条第 1 項より、建築物の敷地はこれに接する道の境より高くなければならず、建築物の地盤面は、これに接する周囲の土地より高くなければならない。よって、**正しい**。
- 2) 法第 28 条第 1 項より、居室には開口部を設けなければならないが、地階若しくは地下工作物内に設ける居室、その他これらに類する居室または温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室は、この限りではない。よって、**誤り**。
- 3) 法（令）第 25 条、法（令）第 26 条より、階段等には手すりを設けなければならないので、**正しい**。
- 4) 法第 19 条第 3 項より、建築物の敷地には、雨水及び汚水を排出し、または処理するための適当な下水管、下水溝またはためますその他これらに類する施設をしなければならないので、**正しい**。

答 2



- 23-2 【134】 建設業の許可に関する記述として、「建設業法」上、**誤っているもの**はどれか。
- 1) 建設業の許可は、1つの営業所で、土木工事業と建築工事業の許可を受けることができる。
 - 2) 一般建設業の許可を受けた者が、当該許可に係る建設業について、特定建設業の許可を受けたときも、一般建設業の許可は有効である。
 - 3) 建設業の許可は、建設工事の種類ごとに、29業種に分けて与えられる。
 - 4) 一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて建設業の許可を受けようとする場合は、当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

解答

- 【134】 1) 業法第3条により、営業所が営業をしようとして建設業の許可を受けるときは、建設工事の種類ごとにそれぞれの建設業に分かれて許可を受けることになるので土木一式工事と建築一式工事を行う場合、土木工事業と建築工事業の両方の許可を受けることができる。よって、**正しい**。
- 2) 業法第3条第6項より、一般建設業の許可を受けた者が特定建設業の許可を受けたときは、その者に対する当該建設業に係る一般建設業の許可は無効とする。よって、**誤り**。
- 3) 業法第3条より、建設業の許可は29建設工事の種類ごとに、それぞれの建設業に分けて受ける。例えば、土木一式工事では土木工事の許可を受ける。よって、**正しい**。
- 4) 業法第3条第1項より、一の都道府県の区域内のみ営業所を設けて建設業の営業をしようとする場合は、当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。なお、2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。よって、**正しい**。

答 2

- 23-2 【135】 建設工事の請負契約に関する記述として、「建設業法」上、**誤っているもの**はどれか。
- 1) 一括下請負の禁止の規定は、元請負人には適用されるが、下請負人には適用されない。
 - 2) 請負契約の当事者は、当該契約の相手方の承諾を得た場合は、書面による契約内容の記載に代えて、情報通信の技術を利用した一定の措置による契約の締結を行うことができる。
 - 3) 請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実に契約を履行しなければならない。
 - 4) 元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする下請契約を締結してはならない。

解答

- 【135】 1) 業法第22条の一括下請の禁止は、元請負人、下請負人共に適用されるので、**誤り**。
- 2) 業法第19条の2より、契約の相手側の承諾を得て情報通信の技術を利用して一定の措置による契約の締結をおこなうことができるので、**正しい**。
- 3) 業法第18条より、建設工事の請負契約の当事者は各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。よって、**正しい**。
- 4) 業法第19条の3より、元請負人は請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする下請契約を締結してはならない。よって、**正しい**。

答 1

23-2 【136】 次の記述のうち、「労働基準法」上、**誤っているもの**はどれか。

- 1) 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。
- 2) 未成年者の労働契約は、親権者又は後見人が本人に代って締結しなければならない。
- 3) 労働者は、使用者より明示された労働条件が事実と相違する場合においては、即時に労働契約を解除することができる。
- 4) 使用者は、退職した労働者からその者の受け取るべき権利のある賃金の支払いの請求があった場合には、7日以内に支払わなければならない。

解 答

- 【136】 1) 労働基準法第15条より、使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。よって、**正しい**。
- 2) 労働基準法第58条より、未成年者の労働契約において、親権者または後見人は、未成年者に代わって労働契約を締結してはならないので、**誤り**。
- 3) 労働基準法第15条より、使用者より明示された労働条件が事実と相違する場合は、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。よって、**正しい**。
- 4) 労働基準法第23条より、使用者は、労働者の死亡または退職の場合において、権利者の請求があった場合においては、7日以内に賃金を支払わなければならない。よって、**正しい**。

答 2



- 23-2 【137】 「労働安全衛生法」上、建設現場において次の業務に労働者をつかせる場合、事業者が安全又は衛生のための**特別の教育を行わなければならないもの**はどれか。
- 1) 機体重量が3 t以上の不特定の場所に自走できるクラムシエルの運転の業務
 - 2) つり上げ荷重が1 t以上のクレーンの玉掛けの業務
 - 3) 最大荷重が1 t以上のフォークリフトの運転の業務
 - 4) ゴンドラの操作の業務

解答

*労働安全衛生規則第36条に特別教育を行わなければならないものが、列挙されている。

- 【137】 1) 機体重量が、3 t以上で、不特定の場所を自走するものの運動は、**該当しない**。
2) つり上げ荷重が、1 t以上の移動式クレーンの玉掛け作業は、**該当しない**。
3) 最大荷重が、1 t以上のフォークリフトの運転の業務は、**該当しない**。
4) ゴンドラの操作の業務は、**特別教育が必要**である。

答 4



- 23-2 【138】 次の記述のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上、**誤っているものは**どれか。
- 1) 場所打ちコンクリート杭工事に伴って生じた汚泥は、産業廃棄物である。
 - 2) 建設工事の現場事務所から排出された新聞、雑誌等は、一般廃棄物である。
 - 3) 工作物の新築に伴って生じた段ボールは、一般廃棄物である。
 - 4) 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片は、産業廃棄物である。

解答

【138】 *廃処理法第2条第4項より、

- ・ 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えガラ、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
 - ・ 輸入された廃棄物並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物
- また、同(令)第2条で定める廃棄物として、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉱さい、工作物の新築・改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物などが指定されている。
- 3) 工作物の新築に伴って生じた段ボールは、**産業廃棄物**である。

答 3



- 23-2 【139】 次の記述のうち、「道路法」上、道路の占用の許可を受ける**必要のないもの**はどれか。
- 1) 歩道の一部にはみ出して、工事用の足場を設置する。
 - 2) コンクリート打設作業のために、ポンプ車を道路上に駐車させる。
 - 3) 工事用電力の引込みのために、仮設電柱を道路に設置する。
 - 4) 道路の上部にはみ出して、防護柵（朝顔）を設置する。

解答

【139】 道路法第32条より、「道路の占用」とは、道路に工作物、物件または施設を設けて継続して道路を使用することである。道路管理者の占用許可を受けなければならないもので、問題文にあるものに関連するのは以下である。

- ① 道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのあるもの（看板、工事用仮囲い、足場、詰所その他の工事用施設等）
- ② 電柱、電線、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類するもの
したがって、コンクリート打設作業のポンプ車は、道路交通法第77条による「道路使用」となるため「道路使用許可」であり、道路占用に該当しない。

答 2



- 23-2 【140】 作業主任者を選任すべき作業として、「労働安全衛生法」上、**定められていないもの**はどれか。
- 1) 土止め支保工の腹おこしの取りはずしの作業
 - 2) 張出し足場の組立ての作業
 - 3) 型わく支保工の解体の作業
 - 4) 鉄筋の組立ての作業

解 答

- 【140】 1) 安衛法第 14 条第十号に、土止め支保工の切りばりまたは腹起こしの取付け又は取外しの作業が、**定められている**。
- 2) 安衛法第 14 条第十五号に、つり足場、張出し足場または高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体または変更の作業が、**定められている**。
- 3) 安衛法第 14 条第十四号に、型枠支保工の組立てまたは解体の作業が、**定められている**。
- 4) 鉄筋の組立ての作業は、**定められていない**。

答 4



- 24-2 【141】 用語の定義に関する記述として、「建築基準法」上、**誤っているもの**はどれか。
- 1) 体育館の用途に供する建築物は、特殊建築物である。
 - 2) 建築物に設ける昇降機は、建築設備である。
 - 3) 住宅の洗面所は、居室である。
 - 4) コンクリートや石は、耐水材料である。

解 答

- 【141】 1) 法第2条第二号により、体育館は、特殊建築物である。よって、**正しい**。
- 2) 法第2条第三号により、昇降機は、建築設備である。よって、**正しい**。
- 3) 法第2条第四号により、住宅の洗面所は、居室には該当しないので、**誤り**。
- 4) 令第1条第四号により、コンクリートや石は、耐水材料である。よって、**正しい**。

答 3



24-2 【142】 次の記述のうち、「建築基準法」上、**誤っているものはどれか。**

- 1) 湿潤な土地に建築物を建築する場合は、盛土、地盤の改良などの措置を講じなければならない。
- 2) 居室の天井の高さは、室の床面から測り、1室で天井の高さの異なる部分がある場合は、その平均の高さによる。
- 3) 事務所の事務室には、採光に関する規定が適用される。
- 4) 回り階段の部分における踏面の寸法は、踏面の狭い方の端から30cmの位置において測る。

解 答

- 【142】 1) 法第 19 条第2項より、湿潤な土地などに建築物を建築する場合は、盛土、地盤の改良その他衛生上又は安全上必要な措置を講じなければならない。よって、**正しい**。
- 2) 令第 21 条第2項より、居室の天井の高さは、室の床面から測り、1室で天井の高さの異なる部分がある場合は、その平均の高さによる。よって、**正しい**。
- 3) 法第 28 条及び令第 19 条より、事務所の事務室には、採光に関する規定は適用されないので、**誤り**。
- 4) 令第 23 条第2項より、回り階段の部分における踏面の寸法は、踏面の狭い方の端から 30cm の位置において測る。よって、**正しい**。

答 3



- 24-2 【143】 建設業の許可に関する記述として、「建設業法」上、**誤っているもの**はどれか。
- 1) 建設業を営もうとする者は、すべて、建設業の許可を受けなければならない。
 - 2) 建設業の許可は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力が失われる。
 - 3) 建設業の許可は、国土交通大臣又は都道府県知事によって与えられる。
 - 4) 一の営業所で、建築工事業と電気工事業の許可を受けることができる。

解答

- 【143】 1) 業法第3条第1項により、建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければならないが、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、許可を受けなくともよい。業法(令)第3条の2において、軽微な建設工事は、工事1件の請負代金の額が、建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては500万円に満たない工事と定められている。よつて、**誤り**。
- 2) 業法第3条第3項により、建設業の許可は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力が失われる。よつて、**正しい**。
- 3) 業法第3条第1項により、建設業の許可は、2以上の都道府県で営業所を設けて営業する場合は、国土交通大臣によつて、一の都道府県内に営業所を設けて営業する場合は、都道府県知事によつて与えられる。よつて、**正しい**。
- 4) 業法第3条第2項により、建設業の許可は、一の営業所で、建築一式工事や電気工事等の建設工事の種類ごとに許可を受けるので、建築工事業と電気工事業の両方の許可を受けることができる。よつて、**正しい**。

答 1

- 24-2 【144】 元請負人の義務に関する記述として、「建設業法」上、**誤っているものはどれか。**
- 1) 元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。
 - 2) 元請負人は、工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、発注者の意見をきかなければならない。
 - 3) 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。
 - 4) 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、建設業法及び関係法令に違反しないよう下請負人の指導に努めるものとする。

解答

- 【144】 1) 業法第24条の4より、**正しい**。
- 2) 業法第24条の2より、元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、「下請負人」の意見をきかなければならない。
よって、**誤り**。
- 3) 業法第24条の3第2項より、**正しい**。
- 4) 業法第24条の6より、**正しい**。

答 2

- 24-2 【145】 次の記述のうち、「労働基準法」上、**誤っているもの**はどれか。
- 1) 使用者は、原則として、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。
 - 2) 使用者は、原則として、労働者に対して、労働時間が6時間を超える場合、休憩時間を労働時間の途中で与えなければならない。
 - 3) 使用者は、原則として、労働者に対して、休憩時間を除き、1週間について44時間、1日について8時間を超えて労働させてはならない。
 - 4) 使用者は、原則として、労働者に対して、労働者の請求する時季に有給休暇を与えなければならない。

解答

- 【145】 1) 労働基準法第35条第1項より、使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。ただし、同条第2項に、「前項の規定は、4週間を通じ4日以上の日を与える使用者については適用しない。」と定められている。よって、**正しい**。
- 2) 労働基準法第34条第1項より、使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中で与えなければならない。よって、**正しい**。
- 3) 労働基準法第32条第1項、第2項より、使用者は、原則として、労働者に休憩時間を除き、1週間について40時間を超えて、また、1日について8時間を超えて、労働させてはならないので、**誤り**。
- 4) 労働基準法第39条第5項より、**正しい**。

答 3

24-2 【146】 建築工場の現場で、統括安全衛生責任者を選任しなければならない常時就労する労働者の最少人員として、「労働安全衛生法」上、**正しいもの**はどれか。

ただし、圧気工法による作業を行う仕事を除く。

- 1) 30人
- 2) 50人
- 3) 100人
- 4) 300人

解 答

【146】 2) 労働安全衛生法第15条第1項、同(令)第7条第2項第二号より、元方事業者、関係請負人が混在して作業を行うことによる労働災害を防止するため、特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の数が常時50人以上となる場合は、統括安全衛生責任者を選任し、特定元方事業者の講ずべき措置の各事項を統括管理させなければならない。 よって、**正しい**。

答 2



- 24-2 【147】 建設工事に係る次の資材のうち、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」上、特定建設資材に**該当するもの**はどれか。
- 1) 根切りに伴って生じた土砂
 - 2) 家屋の解体工事に伴って生じた木材
 - 3) 場所打ちコンクリート杭工事に伴って生じた汚泥
 - 4) 鋼製建具の取替えに伴って生じた金属くず

解答

- 【147】 2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第2条第5項、同（令）第1条（特定建設資材）より、特定建設資材として、
- ①コンクリート
 - ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
 - ③木材
 - ④アスファルト・コンクリート
- が定められており、家屋の解体工事に伴って生じた木材が、**該当する**。

答 2



24-2 【148】 次の資格者のうち、「消防法」上、**定められていないもの**はどれか。

- 1) 危険物取扱者
- 2) 防火管理者
- 3) 消防設備士
- 4) 建築設備検査資格者

解 答

- 【148】 1) 消防法第13条の2（危険物取扱者免状）より、**定められている**。
- 2) 消防法第8条（防火管理者）より、学校、病院、工場、百貨店などの防火対象物の管理の権限を有する者が、防火管理上必要な消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の点検などの業務を行なわせるために、資格を有する者のうちから定める。よって、**定められている**。
- 3) 消防法第17条の6（消防設備士の免状の種類）より、甲種及び乙種消防設備士免状の交付を受けている者をいい、種別によって行うことができる消防用設備等の工事や整備の種類が定められている。よって、**定められている**。
- 4) 建築基準法第12条（報告、検査等）第3項、同（則）第4条の20より、建築物の昇降機以外の建築設備の所有者が、当該建築設備について、定期的に検査をさせる者として、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者（建築設備検査資格者）とすることが定められている。よって、消防法では、**定められていない**。

答 4



- 26-2 【149】 建設業の許可に関する記述として、建設業法上、**誤っているもの**はどれか。
- 1) 一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合は、当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない
 - 2) 建設業の許可は、1つの営業所で、土木工事業と建築工事業の許可を受けることができる
 - 3) 建設業の許可は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力が失われる
 - 4) 一般建設業の許可を受けた者が、当該許可に係る建設業について、特定建設業の許可を受けたときも、当該建設業に係る一般建設業の許可は有効である

解答

- 【149】 1) 建設業法第3条（建設業の許可）第1項より、一の都道府県の区域内のみに営業所を設けて営業をしようとする場合にあっては、当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないので、**正しい**。
- 2) 同条第2項により、建設業の許可は1つの営業所で、土木一式工事や建築一式工事の建設工事の種類ごとに許可を受けるので、土木工事業と建築工事業の両方の許可を受けることができるため、**正しい**。
- 3) 同条第3項により、建設業の許可は、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うため、**正しい**。
- 4) 同条第6項により、一般建設業の許可を受けた者が当該許可に係る建設業について、特定建設業の許可を受けたときは、当該建設業に係る一般建設業の許可は、その効力を失うため、**誤っている**。

答 4

- 26-2 【150】 工事現場における技術者に関する記述として、建設業法上、**誤っているもの**はどれか。
- 1) 請負代金の額が7,000万円の共同住宅の建築一式工事を請け負った建設業者が、工事現場に置く主任技術者は、専任の者でなければならない
 - 2) 発注者から直接建築一式工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の総額が6,000万円以上となる工事を施工する場合、工事現場に監理技術者を置かなければならない
 - 3) 元請の特定建設業者から下請けとして請け負った建設工事の場合、下請の建設業者は主任技術者を置かなくてよい
 - 4) 建築一式工事に関し10年以上実務の経験を有する者は、建築一式工事における主任技術者になることができる

解答

- 【150】 1) 建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）第3項、令第27条（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）第1項により、建設工事1件の請負代金の額が、建築一式工事の場合は7,000万円（その他の建設工事の場合は3,500万円）以上で、共同住宅等の政令で定められた重要な建設工事の主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならないので、**正しい**。
- 2) 同条第2項、**令**第2条により、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負金額の額が、建築一式工事で6,000万円（その他の工事は4,000万円）以上となる場合は、監理技術者を置かなければならないので、**正しい**。
- 3) 同条第1項により、下請負人として建設工事を請け負った場合でも、建設業の許可を受けている建設業者は、下請代金の額にかかわらず主任技術者を置かなければならない、**誤っている**。
- 4) 同条第1項により、建設業者は、その請け負った建設工事を施工しようとするときは、当該建設工事に関し法第7条（許可の基準）第二号イ～ハに該当する者を主任技術者として置かなければならず、ロに「許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有する者」が定められているので、**正しい**。

答 3

- 27-2 【151】 建設工事の請負契約書に記載しなければならない事項として、「建設業法」上、**定められていないもの**はどれか。
- 1) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
 - 2) 契約に関する紛争の解決方法
 - 3) 予定する下請代金の額の総額
 - 4) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

解答

- 【151】 法第19条（建設工事の請負契約の内容）第1項により、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して、契約の内容となる一定の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 1) 一「工事内容」、二「請負代金の額」より、**定められている**。
 - 2) 十四「契約に関する紛争の解決方法」より、**定められている**。
 - 3) 1)より、当該工事における請負代金の額は、記載しなければならないが、予定する下請代金の額の総額を記載しなければならない**定めはない**。
 - 4) 六「天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する・・・」より、**定められている**。

答 3